

豊橋市新学校給食共同調理場（仮称）

整備等事業

要求水準書（案）

平成 30 年 11 月

平成 30 年 12 月（修正）

豊橋市

目次

第1 総則	1
1 本書の位置づけ	1
2 基本事項	1
3 本事業の対象範囲.....	3
4 適用法令及び適用基準等.....	4
5 要求水準書の変更.....	<u>887</u>
6 本事業用地の敷地条件等.....	8
7 施設概要（本事業によって整備される施設及び運営等）	<u>111110</u>
第2 施設整備業務	<u>171715</u>
1 総則	<u>171715</u>
2 事前調査業務及び関連業務.....	<u>191917</u>
3 設計業務及び関連業務.....	<u>191917</u>
4 建設業務及び関連業務.....	<u>535350</u>
5 工事監理業務及び関連業務.....	<u>575753</u>
6 調理設備調達・設置業務.....	<u>575754</u>
7 食器・食缶等調達業務.....	<u>626259</u>
8 施設備品調達・設置業務.....	<u>656562</u>
第3 開業準備業務	<u>686865</u>
1 基本方針	<u>686865</u>
2 業務内容	<u>686865</u>
第4 維持管理業務	<u>707067</u>
1 総則	<u>707067</u>
2 建築物保守管理業務.....	<u>747471</u>
3 建築設備保守管理業務.....	<u>757572</u>
4 附帯施設保守管理業務.....	<u>777774</u>
5 調理設備保守管理・更新業務.....	<u>787875</u>
6 食器・食缶等保守管理・更新業務.....	<u>797976</u>
7 施設備品保守管理・更新業務.....	<u>808077</u>
8 清掃業務	<u>808077</u>
9 警備業務	<u>838380</u>
第5 運営業務	<u>858582</u>
1 総則	<u>858582</u>
2 食数調整業務	<u>929288</u>

3 食材調達・検収業務.....	<u>929289</u>
4 調理等業務	<u>939390</u>
5 衛生管理業務	<u>10310399</u>
6 残食計量・洗浄・残滓等処理業務.....	<u>106106102</u>
7 給食配送・回収業務.....	<u>107107104</u>
8 学校配膳業務	<u>109109106</u>
9 運営備品調達・更新業務.....	<u>111111108</u>
10 見学・試食会受け入れ業務.....	<u>111111108</u>
11 アドバイザー業務.....	<u>113113109</u>
12 提出書類	<u>113113109</u>
13 その他の業務	<u>114114110</u>

別添資料

- 資料1 建設予定地位置図
- 資料2 建設予定地敷地図
- 資料3 地質調査報告書
- 資料4 インフラ条件等
- 資料5 事業用地の諸条件
- 資料6 コンテナ現況図
- 資料7 学校配膳室・EV・給食開始時間等
- 資料8 配送トラックサイズ（現況）
- 資料9 献立表（平成29年9月から平成30年7月まで）
- 資料10 想定献立
- 資料11 災害時等における給食支援業務等の協力に関する協定書
- 資料12 公契約条例チラシ

第 1 総則

1 本書の位置づけ

豊橋市新学校給食共同調理場（仮称）整備等事業要求水準書（以下「要求水準書」という。）は、豊橋市（以下「市」という。）が実施する豊橋市新学校給食共同調理場（仮称）整備等事業（以下「本事業」という。）について、市が選定事業者に要求する業務のサービス水準を示し、選定事業者の提案に具体的な指針を示すものである。

なお、市は要求水準書の内容を、落札者の選定及び落札者の事業実施状況評価の基準として用いることとする。ただし、選定事業者の提案内容における水準が、要求水準書に示された水準を上回るときは、当該提案内容における水準を本事業の要求水準として優先的に適用するものとする。

2 基本事項

1) 事業の名称

豊橋市新学校給食共同調理場（仮称）整備等事業

2) 事業に供される公共施設等の名称

豊橋市新学校給食共同調理場（仮称）

（本体施設及び附帯施設を含む。以下「本施設」という。）

3) 本事業の目的

市では、現在 4 調理場によって学校給食を提供しているが、西部学校給食共同調理場（昭和 51 年度開設）（以下「西部調理場」という。）と東部学校給食共同調理場（昭和 57 年度開設）（以下「東部調理場」という。）が老朽化しており、建替えが必要となっている。しかし、西部調理場と東部調理場の建替えには、現有地での建て替えが困難であることから、工業系の用途地域への移転が必須であり、現在の児童生徒数に対応するとともに、将来的な児童生徒数の減少にも対応する必要がある等の課題がある。そのため、新たに新学校給食共同調理場（仮称）を 12,000 食規模で新設し、東部調理場の一部と西部調理場を閉鎖し、4 調理場にて学校給食の提供を行い、将来的に児童生徒数が減少した際（平成 42 年度（2030 年度）頃を想定）には東部調理場を閉鎖し、3 調理場にて学校給食を提供する計画としている。

本事業は、新学校給食共同調理場（仮称）の設計、建設、維持管理及び運営を、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）に基づき実施するものである。

また、本事業の実施においては、民間の経営能力及び技術能力により、設計・建設・運営・維持管理を民間事業者が一体で担うことで市の財政負担を軽減し、施設の衛生的かつ

機能的な整備を図るとともに、給食の運営業務においては、献立作成等を実施する市と、民間事業者とのパートナーシップのもと、確実な衛生管理により安全で安心な給食の運営システムを構築することを目指すものである。

4) 基本方針

(1) 安全安心豊かでおいしい給食を提供する調理場

学校給食法の改正により、学校給食の適切な衛生管理が一層徹底して実施されるように位置付けられ、「学校給食衛生管理基準（文科省）」が制定された。本施設は、「学校給食衛生管理基準」及び「大量調理施設衛生管理マニュアル（厚労省）」に基づき、安全安心な学校給食を提供する施設とする。

また、食物アレルギーを有する児童・生徒が安心して友達と楽しく給食を食べることができるよう、アレルギー対応食専用の調理室を設置するとともに、多彩な献立に対応できるような調理機器を備え、豊かでおいしい給食を提供できる施設とする。

(2) 食育学習や情報発信を行う調理場

食育を推進していくためには、学校給食を生きた教材として活用できる機会と情報発信する機会の創出が必要である。このため、調理工程を見学できる場や体験学習をすることができる場を設け、学校給食について学ぶとともに、試食もできる施設とする。

(3) 環境負荷低減に配慮した調理場

本施設を整備するにあたっては、地球環境にやさしく、負荷をかけない施設とする必要がある。そのため、使用する調理機器については、エネルギー消費の少ないものを選定する。さらに、本施設で排出するごみを軽減し、省エネに配慮した施設とする。

なお、本施設の生ごみについては、豊橋市バイオマス利活用センターへ持ち込んで処分することとする。

(4) 災害発生時に炊き出し拠点となる調理場

市では、既存の調理場に携わっている民間事業者と「災害時等における給食支援業務等の協力に関する協定書」等を締結し、大規模災害が発生した場合に、調理場で炊き出しを行い、避難所へ配送を行う体制をとっている。

本施設においても、「災害時等における給食支援業務等の協力に関する協定書」を締結し、災害時の炊き出し等への対応が可能な機能を備えた施設とする。

(5) 経済性と効率性を兼ね備えた調理場

本施設の整備にあたっては、上記の基本方針に加えて、将来の児童・生徒数の動向とともに他の調理場の整備の方向性を考慮しつつ、施設の機能を低下させることなく、経

済性・効率性に配慮した整備・運営を行うことが必要である。このため、老朽化した西部調理場の代替施設としての役割を担うだけでなく、将来の児童・生徒数の減少に伴う施設運営の効率化を図るべく、3場体制への移行を視野に入れた提供能力を備えた施設とする。

5) 事業方式

本事業は、PFI法に基づき、市と事業契約を締結し、選定事業者が市の所有する土地に選定事業者自らが新たに施設を設計・建設した後、公共施設等の管理者である市に施設等の所有権を移管し、選定事業者が事業期間中に係る施設の維持管理及び給食の運営業務を実施するBT0 (Build Transfer and Operate)方式とする。

3 本事業の対象範囲

選定事業者は、次の業務を行うものとする。

1) 施設整備業務

- (1) 事前調査業務及び関連業務
- (2) 設計業務及び関連業務
- (3) 建設業務及び関連業務
- (4) 工事監理業務及び関連業務
- (5) 調理設備調達・設置業務
- (6) 食器・食缶等調達業務
- (7) 施設備品調達・設置業務
- (8) 上記各項目に伴う各種申請等業務

2) 開業準備業務

3) 維持管理業務

- (1) 建築物保守管理業務
- (2) 建築設備保守管理業務
- (3) 附帯施設保守管理業務
- (4) 調理設備保守管理・更新業務
- (5) 食器・食缶等保守管理・更新業務
- (6) 施設備品保守管理・更新業務
- (7) 清掃業務
- (8) 警備業務
- (9) 上記各項目に伴う各種申請等業務

4) 運營業務

- (1) 食数調整業務
- (2) 食材検収補助業務
- (3) 調理等業務
- (4) 衛生管理業務
- (5) 残食計量・洗浄・残滓等処理業務
- (6) 給食配送・回収業務（配送車両の調達業務を含む）
- (7) 学校配膳業務
- (8) 運営備品調達・更新業務
- (9) 見学・試食会受け入れ業務
- (10) アドバイザー業務
- (11) 上記各項目に伴う各種申請等業務
- (12) その他の業務

※光熱水費の管理及び供給者との契約、支払業務を含むものとする。

※米飯、パン等の主食については、市より委託された業者から直接学校等へ搬入されるため、含めない。

給食の運営に関して市（栄養教諭及び学校栄養職員を含む。以下同じ。）が直接実施する主な業務は、次に掲げる業務である。

- (1) 献立作成業務
- (2) 食材調達業務
- (3) 食材検収業務
- (4) 衛生管理業務
- (5) 給食費の徴収管理業務
- (6) 食育指導

4 適用法令及び適用基準等

本事業の実施にあたり、PFI 法及び「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（平成 12 年総理府告示第 11 号）のほか、以下に掲げる法令及び要綱・基準等の最新版を遵守する。

また、下記以外で事業に関係する法令等についても遵守する。

1) 法令・条例等

- (1) 法令
 - ア) 学校教育法（昭和22年法律第26号）
 - イ) 学校給食法（昭和29年法律第160号）

- ウ) 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）
- エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- オ) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）
- カ) 食育基本法（平成17年法律第63号）
- キ) 都市計画法（昭和43年法律第100号）
- ク) 建築基準法（昭和25年法律第201号）
- ケ) 消防法（昭和23年法律第186号）
- コ) 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成6年法律第44号）
- サ) 水道法（昭和32年法律第177号）
- シ) 下水道法（昭和33年法律第79号）
- ス) 健康増進法（平成14年法律第103号）
- セ) 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）
- ソ) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）
- タ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- チ) 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）
- ツ) 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- テ) 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）
- ト) 騒音規制法（昭和43年法律第98号）
- ナ) 悪臭防止法（昭和46年法律第91号）
- ニ) 振動規制法（昭和51年法律第64号）
- ヌ) 建設業法（昭和24年法律第100号）
- ネ) 景観法（平成16年法律第110号）
- ノ) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- ハ) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）
- ヒ) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）
- フ) 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）
- ヘ) エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）
- ホ) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- マ) 警備業法（昭和47年法律第117号）
- ミ) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）
- ム) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）
- メ) フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）
- モ) その他関係する法令等

(2) 愛知県条例

- ア) 愛知県建築基準条例 (昭和39年条例第49号)
- イ) 人にやさしい街づくりの推進に関する条例 (平成6年条例第33号)
- ウ) 愛知県屋外広告物条例 (昭和39年条例第56号)
- エ) 県民の生活環境の保全等に関する条例 (愛知県) (平成15年条例第7号)
- オ) 美しい愛知づくり条例 (平成18年条例第6号)
- カ) 愛知県環境基本条例 (平成7年条例第1号)
- キ) 愛知県食品衛生条例 (平成12年条例第10号)
- ク) その他関係する条例等

(3) 豊橋市条例等

- ア) 豊橋市まちづくり景観条例 (平成4年条例第57号)
- イ) 豊橋市屋外広告物条例 (平成10年条例第54号)
- ウ) 豊橋市学校給食共同調理場条例 (昭和44年条例第14号)
- エ) 豊橋市環境基本条例 (平成8年条例第15号)
- オ) 豊橋市廃棄物の処理及び再利用に関する条例 (平成5年条例第20号)
- カ) 豊橋市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則 (平成11年規則第35号)
- キ) 豊橋市下水道条例 (昭和41年条例第41号)
- ク) 豊橋市水道事業給水条例 (昭和33年条例第19号)
- ケ) 豊橋市食品衛生条例 (平成12年条例第28号)
- コ) 豊橋市火災予防条例 (昭和37年条例第18号)
- サ) 豊橋市建築基準法施行細則 (昭和46年規則第35号)
- シ) 豊橋市都市計画法施行細則 (平成11年規則第37号)
- ス) 豊橋市公害防止条例 (昭和46年条例第41号)
- セ) 豊橋市公契約条例 (平成27年条例第43号)
- ソ) その他関係する条例等

2) 要綱・基準等

- ア) 学校給食衛生管理基準 (文部科学省平成21年施行)
- イ) 学校給食実施基準 (文部科学省平成21年施行)
- ウ) 学校給食における食物アレルギー対応指針 (文部科学省平成27年)
- エ) 栄養教諭制度 (文部科学省平成17年施行)
- オ) 大量調理施設衛生管理マニュアル (厚生労働省平成9年 衛食第85号)
- カ) 学校給食調理場における手洗いマニュアル (文部科学省平成20年)
- キ) 調理場における洗浄・消毒マニュアルPart I (文部科学省平成21年)
- ク) 調理場における洗浄・消毒マニュアルPart II (文部科学省平成22年)

- ケ) 調理場における衛生管理&調理技術マニュアル (文部科学省平成23年)
- コ) 学校給食衛生管理基準の解説ー学校給食における食中毒における食中毒防止の手引ー (文部科学省平成23年)
- サ) 学校給食調理場従事者研修マニュアル (文部科学省平成24年)
- シ) 学校給食事業における安全衛生管理要綱 (労働省平成6年基発第257号)
- ス) 学校環境衛生基準 (文部省平成4年制定)
- セ) 建設工事公衆災害防止対策要綱 (建設省平成5年 経建発第1号)
- ソ) 建設副産物適正処理推進要綱 (建設省平成5年 経建発第3号)
- タ) 建築設計基準 (平成26年 国営整第245号)
- チ) 構内舗装・排水設計基準 (平成27年 国営整第297号)
- ツ) 建築構造設計基準 (平成~~25~~30年 国営整第~~38~~25号)
- テ) 建築鉄骨設計基準
- ト) 官庁施設の基本的性能基準 (平成25年 国営整第197号 国営設第134号)
- ナ) 建築工事監理指針 (国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 平成28年)
- ニ) 電気設備工事監理指針 (国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 平成28年)
- ヌ) 機械設備工事監理指針 (国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 平成28年)
- ネ) 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準 (平成25年 国営計第126号 国営整198号 国営設第135号)
- ノ) 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準 (平成18年 国営整第157号 国営設第163号)
- ハ) 建築設備設計基準 (平成27年 国営設第156号)
- ヒ) 公共建築工事標準仕様書 (建築工事編) (平成28年 国営整第301号)
- フ) 公共建築工事標準仕様書 (電気設備工事編) (平成28年 国営設第185号)
- ヘ) 公共建築工事標準仕様書 (機械設備工事編) (平成28年 国営設第185号)
- ホ) 建築保全業務共通仕様書 (平成25年 国営保第8号)
- マ) 建設工事安全施工技術指針 (平成27年 国営整第216号)
- ミ) 非飛散性アスベスト廃棄物の取扱いに関する技術指針 (環廃産発第050330010号 平成17年 有害物質含有等製品廃棄物の適正処理検討会)
- ム) 学校給食の管理と指導 七訂版 (愛知県教育委員会)
- メ) 防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン (愛知県)
- モ) 豊橋市まちづくり景観形成基本計画 (豊橋市)
- ヤ) 景観法に基づく景観計画 (豊橋市) (現在、策定中)
- ユ) その他関連する基準・指針等

※手続き等を規定している項目にあつては、これらを参考仕様として準用するものとし、市がこれらと同等の効果があると認める場合においては、選定事業者の提案

にすることができるものとする。

5 要求水準書の変更

1) 要求水準書の変更事由

事業期間中に、下記の事由により、この要求水準書を変更する場合がある。

- ア) 法令等の変更により、業務内容が著しく変更されるとき
- イ) 災害・事故等により、特別な業務を行う必要が生じたとき、または業務内容が著しく変更されるとき
- ウ) 市の事由により、事業内容の変更が必要なとき
- エ) その他業務内容の変更が特に必要と認められるとき

2) 要求水準書の変更手続き

要求水準書の変更に伴い、業務内容の変更が必要となる場合、必要に応じ、業務に係る対価等、事業契約書に定める方法により、事業契約書の変更を行う。

6 本事業用地の敷地条件等

1) 事業用地の敷地条件

計画位置	愛知県豊橋市曙町字南松原 162 番 1— <u>外 3 筆、162 番 3、169 番 2、174 番 2</u> (「第 2 施設整備業務 / 3 設計業務及び関連業務 / 8) 外構計画」に記載している、路側帯の整備については、162 番 2 外、既設の道路用地を含む)
敷地面積	13,424.22 m ² (都市計画道路予定地、東西の道路拡張用地を含む)
地目	宅地
隣接道路	敷地北西側：曙町・西幸町 54 号線—幅員約 7m 敷地北東側：西幸町 16 号線 —幅員約 5m 敷地南西側：曙町・浜道町 52 号線—幅員約 6m
用途地域	準工業地域 (市街化区域)
防火・準防火地域	無指定
高度地区	無指定
建ぺい率/容積率	60%/200%
道路斜線制限	1.5
隣地斜線制限	31m+2.5
日影規制	規制あり
前面道路幅員に乗じる容積率算定係数	0.6

所有権者	豊橋市
埋蔵文化財関係	周知の埋蔵文化財包蔵地は所在しない。
その他	敷地北西側道路は、都市計画道路の指定がなされている。 その他の敷地に関する規制内容については、選定事業者にて適宜確認を行う。

2) インフラ条件等

事業用地に関するインフラ整備状況は、選定事業者が各管理者等に適宜確認を行うこととする。なお、光熱水費（市職員用事務室で使用する費用（電話、FAX等通信費は除く）を含む。）は、全て選定事業者の負担とする。ただし、3場体制移行によるクラス数の増加に伴う光熱水費の費用負担については、市と選定事業者の協議の上、市が費用負担する。本事業の理念を踏まえ、光熱水費の削減が可能な限り図られるよう、業務を実施すること。また、省エネルギー、再生可能エネルギー設備の導入等のほか、光熱水費の低減目標の設定やエネルギーマネジメント等の具体的で実効性のある提案を期待している。

上水道	市上水道を利用する。配水管との接続箇所は、選定事業者の提案による。また、メータは市の貸与品とする。
下水道	事業用地は、合流区域と分流区域が混在している。（資料 4-2 参照） 排水に関して、「第2 / 3 / 8） / （6） 排水設備」を参照のこと。
電気	引込み方法は、選定事業者の提案によるものとする。
都市ガス	引込み方法は、選定事業者の提案によるものとする。（資料 4-4 参照）中部ガス株式会社が本施設まで中圧導管 B を延伸することは可能であるとのこと。費用負担を含めて詳細は中部ガス株式会社と協議をすること。
電話等	引込み方法は選定事業者の提案による。

3) 建築物・施設の条件等

建築基準法による用途	08340 工場（給食センター）
------------	------------------

4) 3場体制への移行

本市では、将来的に、児童生徒数の減少に合わせ、東部調理場を廃止し3場体制に移行する予定である。3場体制への移行時期や受配校の組み合わせは、現時点での人口予測に基づく想定であり、あくまで目途である。

なお、3場体制移行に伴う学校数やクラス数の増加への対応については、本要求水準書に別の規定がある場合を除き、市と選定事業者の協議により決めることとし、市が費用負担する。費用負担の詳細は事業契約書の規定による。

	平成 30 年		平成 33 年(2021 年) 供用開始時		平成 42 年(2030 年)頃 3 場体制移行時	
	受配校数 (校)	食数 (食)	受配校数 (校)	食数 (食)	受配校数 (校)	食数 (食)
南部調理場	19	8,814	14	7,700	16	8,200
北部調理場	19	7,775	24	9,700	25	9,100
西部調理場	16	7,844	—	—	—	—
東部調理場	21	9,645	10	4,300	—	—
本施設	—	—	27	11,600	34	12,100
合計	75	34,078	75	33,300	75	29,400

7 施設概要（本事業によって整備される施設及び運営等）

1) 施設の供給能力

(1) 調理能力

1日概ね12,000食。ただし、炊飯に関しては引き続き委託炊飯とする。

(2) 献立方式

ア) 1献立/日

イ) 1献立につき副食3品目を調理する。

ウ) 市が別途発注する米飯・パン等の主食とデザート、牛乳等（以下、「直接搬入品」という。）の配送・容器の回収は、市と契約を締結した事業者が行うため、事業範囲に含まないこととする。なお、ジャム、ソース類は本施設から配送する。

(3) アレルギー対応

アレルギー対応については、当面は卵と乳の除去食の提供を行い、提供食数は1日に概ね50食程度を想定している。なお、卵と乳の重複の献立は無いものとする。ただし、対応品目については将来的に表示義務品目への拡大や代替食の提供を検討しているため、その場合は、提供食数の増大（1日に100食程度）が予想される。

2) 本施設の供用開始時期

平成 33 年 (2021 年) 9 月 1 日とする。(施設の引渡しは、平成 33 年 (2021 年) 7 月頃)

3) 受配校とその位置

受配校は、小学校 19 校、中学校 7 校、特別支援学校 1 校とする。

3 場体制移行時には、小学校 25 校、中学校 8 校、特別支援学校 1 校を予定しているが、先に述べたとおり人口予測に基づく想定であり、実際には 3 場体制への移行時期やその時の受配校の組み合わせは変わる可能性がある。

3 場体制移行時にクラス数が増えるため、増設する食缶・コンテナ消毒保管庫の設置スペースや、新たに調達する配送車の駐車場のスペース等について、十分対応できるように予め確保して施設整備をしておく必要がある。

学校名	所在地	供用開始時	3 場体制移行時の案
松山小学校	豊橋市西松山町 42	○	○
新川小学校	豊橋市前田中町 8-23	○	○
高師小学校	豊橋市上野町上原 100	○	○
幸小学校	豊橋市西幸町笠松 183	○	○
芦原小学校	豊橋市芦原町嵩山地 42-1	○	○
磯辺小学校	豊橋市駒形町丸山 61	○	○
大崎小学校	豊橋市大崎町西里中 20-1	○	○
野依小学校	豊橋市野依町諏訪 125	○	○
植田小学校	豊橋市植田町池堀田 15	○	○
岩西小学校	豊橋市西口町西ノ口 25-4		○
飯村小学校	豊橋市飯村南四丁目 6-4		○
つつじが丘小学校	豊橋市佐藤五丁目 16-1	○	○
旭小学校	豊橋市旭町旭 409	○	○
天伯小学校	豊橋市天伯町高田山 136-1	○	○
大清水小学校	豊橋市南大清水町元町 78	○	○
富士見小学校	豊橋市富士見台二丁目 1-5	○	○
向山小学校	豊橋市向山西町 5-1	○	○
谷川小学校	豊橋市中原町東ノ谷 1-3		○
小沢小学校	豊橋市小島町荒巻 81-1		○
細谷小学校	豊橋市細谷町中ノ島 47-1		○
二川小学校	豊橋市二川町北裏 80		○
二川南小学校	豊橋市大岩町前荒田 145-2		○
豊南小学校	豊橋市東赤沢町西横根 130	○	○
高根小学校	豊橋市西七根町北浜辺 147-1	○	○
老津小学校	豊橋市老津町宮脇 15-4	○	○

学校名	所在地	供用開始時	3 場体制移行時の案
杉山小学校	豊橋市杉山町御園 9-4	○	○
中部中学校	豊橋市舟原町 154	○	○
高師台中学校	豊橋市西幸町浜池 328	○	○
南陽中学校	豊橋市駒形町南欠下 1-1	○	
本郷中学校	豊橋市高師本郷町竹ノ内 90-1	○	○
南稜中学校	豊橋市植田町の場 50	○	○
二川中学校	豊橋市二川町西向山 41-10		○
五並中学校	豊橋市細谷町北芋ヶ谷 30-44		○
高豊中学校	豊橋市伊古部町原 24-1	○	○
章南中学校	豊橋市老津町宮脇 15-2	○	○
くすのき特別支援学校	豊橋市野依町上ノ山 3 番地の 2	○	○

4) 児童生徒数及び配缶数等

各小中学校及び特別支援学校の普通学級数、特別支援学級数、児童生徒数及び教職員数は以下のとおりである。なお、本施設の合計食数について、平成 42 年（2030 年）に約 12,100 食（受配校の変更後の食数）、平成 47 年（2035 年）に約 10,900 食となるという推計をしている。

平成 30 年 5 月 1 日現在

学校名	児童生徒数	うち特別支援学級児童生徒数	学級数 (配缶数)	うち特別支援学級数 (配缶数)	教職員数
松山小学校	282	7	12	1	22
新川小学校	287	8	12	0	27
高師小学校	699	19	21	1	36
幸小学校	931	28	28	1	52
芦原小学校	443	11	14	1	23
磯辺小学校	601	8	20	1	34
大崎小学校	186	6	7	1	17
野依小学校	490	13	16	1	27
植田小学校	327	8	13	1	24
岩西小学校	532	20	18	1	35
飯村小学校	730	14	24	1	49
つつじが丘小学校	586	5	19	1	36
旭小学校	200	2	7	0	18
天伯小学校	279	4	13	1	25

学校名	児童生徒数	うち特別支援学級児童生徒数	学級数 (配缶数)	うち特別支援学級数 (配缶数)	教職員数
大清水小学校	336	13	13	1	31
富士見小学校	426	10	14	1	28
向山小学校	377	11	13	1	27
谷川小学校	79	3	6	0	18
小沢小学校	125	5	7	1	18
細谷小学校	96	4	6	0	18
二川小学校	457	7	14	1	28
二川南小学校	579	15	18	1	34
豊南小学校	144	5	6	0	17
高根小学校	239	4	10	1	21
老津小学校	196	6	7	1	15
杉山小学校	337	9	13	1	27
中部中学校	582	3	16	0	39
高師台中学校	657	9	20	1	42
南陽中学校	513	9	16	1	39
本郷中学校	557	9	17	1	32
南稜中学校	783	21	24	2	49
二川中学校	532	8	16	1	39
五並中学校	118	3	5	0	20
高豊中学校	366	3	11	0	23
章南中学校	296	6	9	0	25
くすのき特別支援学校	253	-	10	-	121

※上表の「学級数（配缶数）」に職員室は含まれていない。ただし、くすのき特別支援学校はランチルームで喫食していることから、児童・生徒及び教職員の全てを含む配缶数を示している（そのため、学級数と配缶数は大幅に異なる）。

※特別支援学級は、学級数が複数あっても一つの食缶に配缶する場合や、通常学級に含めて配缶する場合がある。

【予測 児童生徒及び教職員数】

年度	児童生徒及び教職員数	
	市内全校	うち本施設
平成 33 年度（2021 年度）	33,300	11,600

年度	児童生徒及び教職員数		
	市内全校	うち本施設	
平成 34 年度 (2022 年度)	33,300	11,500	
平成 35 年度 (2023 年度)	32,800	11,300	
平成 36 年度 (2024 年度)	32,200	11,200	
平成 37 年度 (2025 年度)	32,300	11,200	
平成 38 年度 (2026 年度)	31,700	11,000	
平成 39 年度 (2027 年度)	31,100	10,800	
平成 40 年度 (2028 年度)	30,600	10,600	「うち本施設」について、 3 場体制へ移行した場合
平成 41 年度 (2029 年度)	30,000	10,400	
平成 42 年度 (2030 年度)	29,400	12,100 10,200	12,100※3 場体制移行
平成 43 年度 (2031 年度)	28,800	11,900 10,000	11,900
平成 44 年度 (2032 年度)	28,300	11,600 9,800	11,600
平成 45 年度 (2033 年度)	27,700	11,400 9,600	11,400
平成 46 年度 (2034 年度)	27,100	11,200 9,400	11,200
平成 47 年度 (2035 年度)	26,500	10,900 9,200	10,900
<u>平成 48 年度 (2036 年度)</u>	<u>26,000</u>	<u>10,700</u> 9,000	<u>10,700</u>

※上記児童生徒数及び教職員数は予測であり、実際には変動する可能性がある。

※上記のうち「うち本施設」の人数は「3）受配校とその位置」に記載の受配校を前提として計算している。

5) 施設稼働日数

1 年間で約 195 日の稼働を予定している。

なお過去数年間の施設稼働日数（台風等による中止日を除く）は以下のとおりである。

平成 25 年度	193 日
平成 26 年度	193 日
平成 27 年度	191 日
平成 28 年度	192 日
平成 29 年度	192 日

6) セルフモニタリング

選定事業者は、維持管理業務及び運營業務に対して自らのセルフモニタリングを実施し、サービス水準の維持改善を図ること。実施内容については、市と協議の上設定する。

8) 統括責任者の配置

本事業全体についての総合的な調整を行う統括責任者を配置し、市に通知すること。統

括責任者を変更した場合も同様とする。

第2 施設整備業務

1 総則

1) 一般事項

(1) 社会性に関する基本的要件

ア) 周辺景観に調和した建物規模、外観及び色彩を計画し、「景観法」、「豊橋市まちづくり景観条例」、「豊橋市まちづくり景観形成基本計画」、及び「豊橋市が景観法に基づき策定中の景観計画（平成31年度公表予定）」に適合させる。

(2) 環境保全に関する基本的要件

- ア) 合理的・経済的に更新できる設備・機材とする。
- イ) 3R（リデュース・リユース・リサイクル）を考慮した計画とする。
- ウ) エコマテリアルの採用を積極的に行う。
- エ) 省エネルギー・省資源に配慮した設備システムとする。
- オ) 節水型器具を積極的に導入する。
- カ) 騒音・振動・臭気等、近隣に及ぼす影響を検討し、周辺環境に配慮した対策をとる。
- キ) 総合的なライフサイクル環境負荷削減に努める。

(3) 安全性に関する基本的要件

- ア) 構造体、建築非構造部材、建築設備の耐震安全性を確保する。
- イ) 災害時に避難する際の安全性を確保する。
- ウ) 耐火災、耐浸水、耐風、耐雪、耐寒、耐落雷について、「官庁施設の基本的性能基準」に準拠して必要な性能を確保する。
- エ) 防犯性能に関し、敷地や施設内への不法侵入を防止する等、保安管理に留意した計画とする。

(4) 機能性に関する基本的要件

- ア) スムーズな移動が行えるように、アプローチ、人の動線、車の動線、サイン等を考慮した設計とする。
- イ) 施設の各部の操作は、安全かつ容易に行えることとする。
- ウ) 建築設備及び調理機器の操作各部には誤動作を防ぐような措置を行う。
- エ) 愛知県人にやさしい街づくりの推進に関する条例の「特定施設」に適合させること。
- オ) 所定の機能を果たし良好な執務環境を確保するため、低周波等の非可聴域も含めた音環境や、部屋相互の音の影響に配慮する。

- カ) 所定の用途に応じた照度確保と、安全性、利便性に配慮した光環境を確保する。
- キ) 食材の鮮度保持や作業環境維持のため各室の機能に応じた温湿度環境を確保する。
- ク) 非汚染作業区域の空気清浄度を確保するとともに、汚染の原因となる結露を防ぐための措置を行う。~~の対策に配慮する。~~
- ケ) 防カビ、衛生害虫等に配慮し、衛生環境の保全に努める。

(5) 経済性に関する基本的要件

- ア) 市職員用事務室や事業者用事務室、会議室等においては、執務形態の変更や部分的な室用途の変更に対応できるよう、フレキシビリティのある計画とする。
- イ) 将来の修繕・更新等を考慮し、メンテナンス性・更新性の良い材料・仕様・工法等を採用する。
- ウ) 日常の清掃、点検・保守作業等の維持管理業務が、効率的かつ安全に行えることとする。

(6) 自然災害時の対応等に関する基本的要件

- ア) 自然災害等によりエネルギーの供給が一時的に停止される場合において、給食運営への影響の低減や再稼働の早期化等のためのエネルギーの確保を考慮し、適切な設備・熱源の導入に努める。

2) 設計及び建設に関する共通事項

(1) 要求水準の確保のための選定事業者による管理の考え方

選定事業者は、基本的に下記の対応により設計業務及び建設工事の各業務の管理を行う。

- ア) 設計時における設計図及び計算書等の書類確認
- イ) 各部位の施工前における施工計画及び品質管理計画の確認
- ウ) 各部位の施工終了時における計画に基づいた施工の確認

(2) 要求性能確認計画書の作成及び提出

選定事業者は、前記(1)を踏まえ、要求性能確認計画書を市と協議の上で作成し、市に提出し、承諾を得る。なお、内容は「建築意匠(外構含む)」、「建築構造」、「建築設備」、「調理設備」、「備品」に区分する。また、業務の進捗に合わせて要求性能確認計画書の内容を変更する場合は市と事前に協議し、確認された内容を速やかに市に提出し承諾を得る。

(3) 要求性能確認計画書に基づく確認

選定事業者は、要求性能確認計画書に基づき各業務を管理し、要求水準を満たしていることを確認する。

2 事前調査業務及び関連業務

1) 業務範囲

- ア) 選定事業者は、業務に必要となる調査については、選定事業者の責任で行い、関係法令に基づいて、業務を遂行するものとする。
- イ) 選定事業者は事前調査の実施に際して、必要に応じて近隣地区住民への説明を行う。

2) 業務内容

- ア) 施設整備に必要な調査（近隣家屋調査、地盤調査、敷地測量（平面、高低差）、電波障害調査、風向きの調査等）を行う。
- イ) 施設整備に必要な官庁許認可手続き一式を行う。
- ウ) 着工に先立ち、近隣住民との調整及び建築準備調査等を十分に行い、工事の円滑な進行と近隣の理解及び安全を確保する。
- エ) 事前調査の内容、結果について報告書にまとめ、市に提出する。
- オ) 交付金及び起債等に必要な資料の作成を支援する。

3 設計業務及び関連業務

1) 業務内容

(1) 設計体制づくりと責任者の設置と進捗管理

選定事業者は、設計業務の責任者を配置し、組織体制表を設計着手前に市に提出する。

(2) 設計計画書の提出

選定事業者は、設計着手前に必要に応じて現地確認等の事前調査を行ったうえで、詳細工程表を含む設計計画書を作成し、市に提出し承諾を得る。

(3) 打ち合わせ及び記録等の作成

選定事業者は、市及び関係機関と協議を行ったときは、その内容について、その都度書面（打ち合わせ記録簿）に記録し、相互に確認し保存する。また、必要に応じて設計時における設計図及び計算書等の書類確認に関する記録を作成し、市に提出する。

(4) 基本設計及び実施設計に関する書類の提出

選定事業者は、基本設計及び実施設計終了時には、以下の書類（電子データ化が可能なものについては、電子データを含む）を市に提出し承諾を得る。基本設計の承諾を得た

後に実施設計に着手する。なお、提出時の体裁、部数等については別途、市と協議したうえで決定する。

ア) 基本設計

- (ア) 設計図
- (イ) 基本設計説明書
- (ウ) 構造計画資料
- (エ) 厨房機器リスト及びカタログ
- (オ) 什器備品リスト及びカタログ
- (カ) 作業動線計画図
- (キ) 換気・空調設備フロー図及び概略換気量計算書
- (ク) 煮炊き調理室及び洗浄室空調計画検討書
- (ケ) 概略ボイラー蒸気量計算書
- (コ) 概略騒音・振動計算書
- (サ) 要求水準との整合性の確認結果報告書
- (シ) 車両リスト及びカタログ
- (ス) 全体鳥瞰パース
- (セ) その他必要図書

イ) 実施設計

- (ア) 設計図
- (イ) 実施設計説明書
- (ウ) 工事費内訳書
- (エ) 数量調書
- (オ) 設計計算書（構造・設備他）
- (カ) 厨房機器リスト及びカタログ
- (キ) 什器備品リスト及びカタログ
- (ケ) ボイラー蒸気量計算書
- (コ) 騒音・振動計算書
- (サ) 煮炊き調理室及び洗浄室空調シミュレーション結果報告書
- (シ) 要求水準との整合性の確認結果報告書
- (ス) 車両リスト及びカタログ
- (セ) 建築確認済証等の写し
- (ソ) その他必要図書

(5) 設計変更について

市は、必要があると認める場合、選定事業者に対し、工期の変更を伴わず、かつ選定事業者の提案を逸脱しない限度で、本施設的设计変更を要求することができる。その場

合、選定事業者は、当該変更に係る書類を速やかに提出することとする。当該変更により選定事業者には追加費用（設計費用及び直接工事費の他、将来の維持管理費等）が発生したときは、市が当該費用を負担するものとする。費用の減少が生じたときには、本事業の対価の支払い額を減額する。ただし、設計の内容が要求水準書に合致していないことを理由とする設計変更により選定事業者には追加費用が発生したときは、選定事業者が当該費用を負担するものとする。

(6) 地域住民説明会の実施

選定事業者は、本施設周辺への住民を対象に、本施設を整備することにより周辺地域へ与える影響等について説明を行う。なお、市は必要に応じて協力する。

(7) その他留意すべき事項

- ア) 市が国・県ほか関係機関に対して行う報告業務等について協力する。
- イ) 施設整備に係る費用（交付金対象費用及び起債対象費用）とその他の費用を明確に区分する。
- ウ) 市は、選定事業者に設計の検討内容について、いつでも確認することができることとする。

2) 建築設計要求水準

(1) 構造計画

本施設は災害時における災害応急対策活動に必要な施設と位置づけるため、下記の耐震性能を有するものとする。なお、本施設は屋根、外壁等の仕上げを含めて、耐用年数を30年程度と想定する。

ア) 構造体耐震安全性

施設の構造体耐震安全性の分類は「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」のⅡ類とする。

イ) 非構造部材耐震安全性能

施設の非構造部材耐震安全性能の分類は「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」のA類とする。

ウ) 設備の耐震対策

施設の設備の耐震対策については「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」の耐震クラスを甲類とする。なお、受水槽、熱源機器は防災性を鑑み、それぞれ重要水槽、重要機器と位置付ける。

(2) 周辺への配慮に関する基本的事項

ア) 電波障害

障害予想範囲の住民から申し入れがあった場合は、恒久的な電波障害対策を行う。

イ) 臭気

悪臭防止法に基づき、給食エリア内及び排水処理施設等から生じる臭気が周辺に拡散しない対策を行う。

ウ) 騒音・振動

調理洗浄の設備機器作動時や配送作業時に発生する音や振動が、周辺に影響を与えない対策を行う。また、運営時の近隣への影響を把握するため、施設稼働時には騒音・振動調査を実施する。

(3) 労務環境への配慮

ア) 作業動線等

作業効率及び作業環境の向上を考慮した厨房機器を選択し、適正な機器配置・室構成及び作業動線を確保した設計とする。

イ) 暑さ対策

調理従事者が1年を通じて快適な作業が可能となるよう、空調等に配慮した設計とする。

ウ) 騒音対策

洗浄室等大きな音が発生しやすい場所については、洗浄機等の機器に対し防音・減音対策を講じ、良好な労務環境を保持できるように設計する。

エ) バリアフリー対策

食材、調味料、あるいは薬品類等の運搬時の安全性、作業性を考慮し、バリアフリーなどの労務負担の軽減を考慮した設計とする。

(4) その他、施設の機能に関する基本的事項

身障者用駐車場、エレベーター、多目的トイレ等を設ける等、バリアフリーに配慮した施設とする。

3) ゾーニング計画

(1) 敷地内ゾーニング計画

ア) 災害時の避難動線を適切に確保すること。

イ) 将来、施設内の大型設備等を交換することを考慮し、搬出・搬入のためのスペースや動線を確保すること。

ウ) 近隣への日照、騒音、振動、臭気の影響を防止するように考慮すること。

エ) 施設へ出入りする車両について、渋滞を起こさないような配慮や、周辺道路の歩行者の安全性の確保、騒音・振動に関する近隣への配慮等、近隣の周辺環境の配

慮を行うこと。

- オ) 市及び来客用として10台程度及び障がい者用として1台分の駐車スペースを設置すること。その上で、事業者用駐車場を適宜設置すること。
- カ) 都市計画道路の区域内については、事業化された場合でも本施設の建て替え等により事業の継続に支障が生じないようにするため、建築物は設けずに駐車場等の利用を基本とする。

(2) 施設内ゾーニング計画

- ア) 給食エリアと一般エリアを明確に区分し、給食エリアは1階に配置する。一般エリアの配置は、別に規定がある場合を除き選定事業者の提案による。
- イ) 給食エリアにおいては、食材の搬入から調理、配送までの物の流れに基づき、作業諸室への動線が一方方向となるようにレイアウトする。
- ウ) 給食エリアにおいては、ドライシステムを基本とし、作業動線の交差による相互汚染を防止するため、汚染作業区域、非汚染作業区域を明確に区分し、食材の搬入、調理済みの食品の配送、食器・食缶の回収までの一連の作業工程及び作業動線を考慮した計画とする。
- エ) 各室へは最小限のルートをもってその機能を充足することができるようにし、かつ各室の特性を踏まえた上で動線分離を考慮した計画とすること。
- オ) 清浄度基準の低い区域から高い区域への廃棄物の搬出を避けるなど、廃棄物の搬出動線の衛生管理に十分配慮すること。
- カ) 微生物等による汚染を極力避ける必要がある作業を行う区域は、その他の区域から隔壁等により区画する。
- キ) ノロウイルス等の不顕性感染者が、常に従事していることを前提として、手洗い整備の設置等の対策を行うこと。
- ク) 施設内は、給食エリア、一般エリアとも、土足禁止とする。
- ケ) 災害時の避難動線を適切に確保する。

4) 施設計画

- ア) 諸室の作業内容を検討し、区域区分に応じた分類とすること。
- イ) 給食エリアの諸室は、一般エリアと隔壁（壁は、固定されたものとする。）等により区画し、床面を色別表示し、給食エリアと一般エリアの動線が交差しないようにすること。
- ウ) 提供食数及び献立内容に応じた設備、装置及び機械器具が適切に配置できる計画とすること。
- エ) 配管等の補修及び更新を容易にする作業スペースを設けること。
- オ) 便所は、食品を扱う場所及び洗浄室から 3m 以上離れた場所に設けること。

- カ) 2階の便所や污水配管等は、食品を扱う場所及び洗浄室の上部に配置しない計画とすること。
- キ) 備品や家具等の転倒防止措置を講ずること。また、収納戸棚等は耐震ラッチ付きのものとし、収納物の飛び出しを防止すること。
- ク) 各諸室のドアには、必要に応じてストッパーを取り付けること。
- ケ) 清掃、点検、保守管理に配慮した計画とすること。
- コ) 緊急時に安全に避難できる手段を確保し、避難経路及び避難装置に明確な表示を施すこと。
- サ) 施設内の温度及び湿度の管理のために、適切な場所に正確な温度計、湿度計を設置すること。
- シ) 施設内の各室において、見易い位置に正確な時計を設置すること。
- ス) 配管等の点検や修繕を容易に行うことができるよう、必要な箇所に点検口を設置する等の配慮を行うこと。
- セ) 将来、施設内の大型設備等を交換することを考慮し、搬出・搬入のための動線や搬出・搬入口を確保すること。

5) 諸室の概要と留意事項

本施設は、最大12,000食／日の供給能力を有するものとし、提供食数、献立等に応じた作業空間と機能性があり、仕事の流れに応じて作業が適切に行えるように整備すること。

また、本施設は、以下の構成を基本とする。なお、施設面積は選定事業者の提案によるものとし、衛生面、機能等に支障がなければ、施設の構成を変更することも可とする。

給食エリア	
汚染作業区域	食材搬入用プラットホーム、荷受室+検収室、非常時用備蓄庫、野菜入替室、一般食品入替室、魚肉卵入替室、廃棄庫、泥落とし室、野菜下処理室、魚肉卵調理準備室、冷蔵室・冷凍室、油庫、汚染作業区域用器具洗浄室、食品保存室、物品庫、洗浄室(汚染作業区域)、残滓処理室、回収風除室
非汚染作業区域	計量室、上処理室、冷蔵室、煮炊き調理室、焼物・揚物・蒸し物室、和え物準備室、和え物室、アレルギー対応特別室、非汚染作業区域用器具洗浄室、添物用仕分室、コンテナ室、洗浄室(非汚染作業区域)、配送風除室
その他の区域	前室、従業員用休憩室、食堂、調理員用更衣室、配送車運転手前室、洗濯・乾燥室、調理員用便所、倉庫
一般エリア	
市専用部分	市職員用事務室(給湯室、更衣室及び書庫を含む)、市職員用倉庫、試作室

共用部分	玄関、市職員用等便所、会議室、研修室、見学者通路、見学者・外来者用便所、多目的便所、廊下等、施設出入口
事業者専用部分	事業者用事務室、機械室・電気室・ボイラー室
附帯エリア	
附帯施設	排水処理施設、受水槽、ごみ置場、駐車場、駐輪場

区分 区域	室 名	概要及び要求事項
給食エリア		
汚染作業区域	食材搬入用プラットホーム	<ul style="list-style-type: none"> a 食材を納入するトラック等から食材の搬入を行うためのプラットホームのある空間とする。 b 食材の納品・検収時間を考慮し、短時間で作業を完了させることができるよう、十分な広さを確保すること。 c 野菜類、一般食品（冷凍食品・乾物等）及び魚・肉・卵類が交差しないよう、専用の搬入口を3箇所設けること。 d 最大12,000食/日の食材の搬入に支障のない広さを確保すること。 e 台車等の転落を防止するため、ストッパーを設置すること。 f 雨等の侵入に配慮すること。 g 床面の高さは、地盤面から90cm程度とすること。 h 庇を設ける場合、鳥がとまらない工夫をすること。
	荷受室+検収室	<ul style="list-style-type: none"> a 搬入口から搬入された食材の荷受、検収を行う室とする。 b 埃の侵入等を防止するため、外部に面する建具は、密着性の高いものとする。 c 野菜類、一般食品及び魚・肉・卵類に区別して、それぞれ専用の室を設けること。 d 短時間に大量の食材を取り扱うため、野菜類、一般食品及び魚・肉・卵類の区分ごとに、納入される食材の量に応じて十分な広さを確保すること。 e 外部からの虫、砂塵等の侵入を防止するよう配慮し、プラットホームとの間にはエアカーテンを設置すること。 f 市職員用事務室から直接通じる動線を確保すること。 g 湿度80%以下、温度25℃以下で管理すること。
	非常時用備蓄庫	<ul style="list-style-type: none"> a 非常時の防災用備蓄品等を一時的に保管する室とする。 b 最低限、防災用備蓄品として52cm×28cm×8cmの箱を1,200個収納できるスペースを確保すること。 c 冷暗所とすること。 d プラットホーム側と入替室側の双方に動線を設けること。 e 本施設で保管している防災用備蓄品を他の学校給食共同調理場に搬出することがあることに留意する。

区分 区域	室 名	概要及び要求事項
	野菜入替室	a 野菜を搬入容器から専用容器等へ入れ替えを行う室とする。 b 室内に虫、砂塵等が入り込まないように配慮すること。 c 湿度 80%以下、温度 25℃以下で管理すること。
	一般食品入替室	a 一般食品を搬入容器から専用容器等へ入れ替えを行う室とする。 b 室内に虫、砂塵等が入り込まないように配慮すること。 c 上処理室への動線を確保すること。 d 湿度 80%以下、温度 25℃以下で管理すること。
	魚肉卵入替室	a 魚・肉・卵類を搬入容器から専用容器等へ入れ替えを行う室及び割卵を行う室とする。 b 交差汚染を防ぐため、魚・肉・卵類専用の室とすること。 c 魚肉卵調理準備室との間はパススルーとし、冷蔵設備を設けること。 d 室内に虫、砂塵等が入り込まないように配慮すること。 e 湿度 80%以下、温度 25℃以下で管理すること。
	廃棄庫	a 残滓以外の廃棄物（荷受室＋検収室や野菜入替室、一般食品入替室、魚肉卵入替室で発生した包装材や空き缶等）を、一時的に保管するための室（庫）とする。 b 外部からの回収に配慮して計画すること。
	泥落し室	a 主に根菜類の泥落とし、根落とし、皮むきを行う室とする。 b ピーラーは移動式とするなど、食品に応じた作業に対応できる室とすること。 c 処理後の野菜下処理室への移動を考慮し、移動受台等の設置場所に留意すること。 d 野菜下処理室とはパススルーとすること。泥が野菜下処理室に侵入しないよう特に留意すること。 e 厨芥処理システムを導入するなど、野菜くずの廃棄動線に留意すること。 f 湿度 80%以下、温度 25℃以下で管理すること。
	野菜下処理室	a 野菜の洗浄、下処理、開缶前の缶詰の洗浄等を行う室とする。 b 交差汚染を防ぐため、野菜専用の下処理室とすること。 c 食品の洗浄には3槽以上のシンクを用いること。 d 野菜下処理室で使用した小物類が洗浄できるシンクを設けること。

区分 区域	室 名	概要及び要求事項
		<p>e 加熱する食品のレーン、加熱しない食品のレーン及び小物類の洗浄のために使用するレーンはそれぞれ必ず分けること。</p> <p>f 上処理室とはパススルーとすること。</p> <p>g 厨芥処理システムを導入するなど、やさいくずの廃棄動線に留意すること。</p> <p>h 湿度 80%以下、温度 25℃以下で管理すること。</p>
	魚 肉 卵 調理準備室	<p>a 魚・肉・卵類を専用に扱い、卵のかくはん、肉や魚に下味を付けるなどの調理準備を行う室とする。</p> <p>b 煮炊き調理室及び焼物・揚物・蒸し物室とはパススルーとすること。</p> <p>c 調理準備後の食品は、加熱直前まで温度管理を確実に行うこと。</p> <p>d 湿度 80%、温度 25℃以下で管理すること。</p>
	冷蔵室・冷 凍室	<p>a 専用容器に移し替えた食品を、適温で冷蔵・冷凍保存する室とする。</p> <p>b 冷凍室は、冷凍食品等を収納する。焼物・揚物・蒸し物室への動線に留意すること。</p> <p>c 冷蔵室は、野菜類を収納する室と、魚・肉・卵類を収納する室とする。</p> <p>d 冷凍室及び魚・肉・卵類を収納する冷蔵庫は、送り側が汚染区域、受け側が非汚染区域となることに留意すること。</p> <p>e 納品量を勘案して、適当な広さを確保すること。</p> <p>f 冷蔵室及び冷凍室の扉は、密着性のあるものとする。</p> <p>g 性能の要求事項については、「第2／6／4）／（1）／ア）冷凍庫・冷蔵庫」に示すものに準じること。</p>
	油庫	<p>a 揚物機等に使用する油の保管・保存及び廃油の保管を行う室とする。</p> <p>b 納品・回収業者の作業方法や、動線交差に配慮して設置すること。</p> <p>c 清掃専用の水栓及び用具庫等を設置すること。</p> <p>d 油の酸化・劣化をできるだけ抑えるように、温湿度その他室の管理を行うこと。</p>

区分 区域	室 名	概要及び要求事項
	汚染作業区 域用器具洗 浄室	<ul style="list-style-type: none"> a 汚染作業区域で使用した器具や容器等を洗浄する室とする。 b カート等を洗浄するエリアを設けること。なお、洗浄水が周囲に飛び散らないよう配慮すること。 c カビ、菌等が繁殖しないように、温湿度その他室の管理を行うこと。
	食品保存室	<ul style="list-style-type: none"> a 缶詰、調味料等を保存する室とする。 b 保存する食品の種別・量により弾力的に整理できることに留意して計画すること。 c 冷蔵が必要な食品や、開封した調味料を保存するための冷蔵庫を設置すること。 d 計量室との間は、パススルーとし、必要に応じてパススルー冷蔵庫とすること。 e 湿度 80%以下、温度 25℃以下で管理すること。
	物品庫	<ul style="list-style-type: none"> a 必要物品を保管する室を、適宜配置する。 b 納品時等の動線が、食品の動線と交差しないよう計画すること。
	洗浄室（汚 染作業区 域）	<ul style="list-style-type: none"> a 回収したコンテナ、食器・食缶等を洗浄する室とする。 b 手洗いするものがある場合は、必要なシンクを設置すること。 c 洗浄室で使用するカート等を洗浄するエリアを設けること。なお、洗浄水が周囲に飛び散らないよう配慮すること。 d ウィルス感染症の発生時において、洗浄により汚染が広がらない計画とすること。 e カビ、菌等が繁殖しないように、温湿度その他室の管理を行うこと。 f 作業時の騒音及び暑さ対策を講じた計画とすること。
	残滓処理室	<ul style="list-style-type: none"> a 給食の食べ残しによる残滓を処理・保管する室とする。厨芥脱水機等、残滓の減量を図る設備を設置すること。 b 残滓の搬入、回収、移送等の際の出入口の区分及びこれらの作業に係る動線に配慮すること。 c 清掃専用の水栓及び用具庫等を設置すること。 d 臭気対策として、適切な空調設備を設置すること。 e 1日分の残滓が保管可能なスペースを確保すること。

区分 区域	室名	概要及び要求事項
	回収風除室	<ul style="list-style-type: none"> a 配送車からコンテナ等の積み下ろしを行う室とする。 b 搬入口の開閉時に、外部から虫、砂塵等が侵入することを防止するため、ドックシェルターを設置すること。
非汚染作業区域	計量室	<ul style="list-style-type: none"> a 食品（調味料等）の計量等を行う室とする。 b 計量等を行った食品を、魚肉卵調理準備室、煮炊き調理室、焼物・揚物・蒸し物室、和え物室、アレルギー対応特別室等に搬送する動線に配慮すること。 c 計量等を行った食品は適切な温度管理ができるように配慮すること。 d 計量室で使用する器具、容器等を洗浄、消毒保管できること。 e 湿度 80%以下、温度 25℃以下で管理すること。
	上処理室	<ul style="list-style-type: none"> a 野菜、大豆加工品（豆腐、生揚げ等）、練り製品（ちくわ、かまぼこ等）の切裁及び海藻・乾物類の水もどしを行う室とする。 b 果物等の消毒作業を行う室とする。（果物等の消毒作業については和え物準備室で行うことも可とする。） c 切裁機、作業台、シンク等は、可動式にするなど、調理過程に合った作業動線となるよう配慮した配置であること。 d 切裁する食品は、手切りすることがある。 e 湿度 80%以下、温度 25℃以下で管理すること。
	冷蔵室	<ul style="list-style-type: none"> a 上処理室で処理した豆腐等の要冷蔵の食材を一時的に冷蔵する室とする。 b 冷蔵室の扉は、密着性のあるものとする。 c 性能の要求事項については、「第2/6/4」/(1)/ア) 冷凍庫・冷蔵庫」に示すものに準じること。
	煮炊き調理室	<ul style="list-style-type: none"> a 煮物・炒め物等の調理を行い、配食する室とする。 b 最大 12,000 食/日、1 献立など本市の調理作業に対応する調理設備・調理備品等を適切に設置すること。 c 調理釜の配置は、加熱前の食品置場と配食の場所が、交錯しないよう配慮すること。 d 配食時に、調理後の食品が他の釜の作業等により汚染されないようにスペースを確保すること。 e 最大蒸気量発生時においても結露しないよう、給排気に配慮すること。

区分 区域	室 名	概要及び要求事項
		f 残滓の搬出経路に配慮すること。 g 湿度 80%以下、温度 25℃以下で管理すること。
	焼物・揚物・蒸し物室	a 焼物、揚物、蒸し物等の調理を行い、配食する室とする。 b 調理前の食品と調理後の食品を運搬する動線が、交錯しないよう設計すること。 c 配缶時に、調理後の食品が調理前の食品により汚染されないようにスペースを確保すること。 d 揚物に使用する油を、酸化度測定後に使用する。また、衛生上問題なくポンプ等で自動的に注入・排出できるよう計画すること。 e オイルミストの飛散に配慮すること。 f 壁や床は清掃がしやすいものとする。ただし、床は滑りにくいものとする。ことにも配慮すること。 g 調理設備からの放熱に配慮すること。 h 湿度 80%以下、温度 25℃以下で管理すること。
	和え物準備室	a 和え物等に使用する食品を加熱する室とする。 b 煮炊き調理室とは区分しないことも可とする。 c 湿度 80%以下、温度 25℃以下で管理すること。
	和え物室	a 和え物等の冷却、調理、配食を行う室とする。 b 最大 12,000 食/日、1 献立など本市の調理作業に対応可能な、調理設備・調理備品等を設置すること。 c 真空冷却機を設置し、和え物準備室とパススルーとすること。冷却後の食品及び配食後の食品を 10℃以下で保存できる冷蔵設備を設けること。 d 果物等（ナシ、カキ等）を皮むき、カットができるスペースやシンクを設置すること。 e 和え物室専用の器具消毒保管庫を設置すること。 f 湿度 80%以下、温度 25℃以下で管理すること。
	アレルギー対応特別室	a 食物アレルギー対応食の調理を行い配食する室とする。 b 対応アレルゲンは卵と乳とし、除去食又は代替食のいずれも調理できるようにすること。 c 事業期間内か事業期間外かは未定であるが、将来的なアレルギー一品目の拡充にも対応が可能となるように、特定原材料のアレルギー対応食の調理が可能となる設計とすること。アレルギー

区分 区域	室 名	概要及び要求事項
		<p>品目を増やす時に調理設備を増設することとし、そのために必要なスペースを確保するとともに、配管や配線、その他の後付けが難しい設備・機器の工事を行っておくこと。調理設備の増設に関する詳細は市と選定事業者が協議し決定し、費用は市が負担する。</p> <p>d アレルギー対応食は 100 食/日程度に対応できる室にすること。</p> <p>e 通常食の食材や調理及び配缶作業との関係に十分注意すること。</p> <p>f 使用する食品は、少なくとも下処理が済んでいる状態のものとする。</p> <p>g 個人別配送容器を適切に消毒保管すること。</p> <p>h 湿度 80%以下、温度 25℃以下で管理すること。</p>
	非汚染作業 区域用器具 洗浄室	<p>a 非汚染作業区域で使用した器具・容器を洗浄する室とする。</p> <p>b カート等を洗浄するエリアを設けること。なお、洗浄水が周囲に飛び散らないよう配慮すること。</p> <p>c カビ、菌等が繁殖しないように、温湿度その他室の管理を行うこと。</p>
	添物用仕分 室	<p>a 添物（ジャム、マーガリン等）の仕分けを行い、適切な温度で管理する室とする。</p> <p>b コンテナ室又は配送風除室に設置することも可とする。ただし、添物の搬入は原則食材搬入用プラットホームから行う。</p> <p>c 添物は基本的に前日納品するため、添物用の冷蔵庫を設置すること。</p> <p>d 添物の納品量を考慮して、適切な広さを確保すること。</p> <p>e 計量室等、非汚染区域内の他の室と兼ねることも可とするが、仕分けを行うスペースや保管設備の確保に留意すること。</p> <p>f 湿度 80%以下、温度 25℃以下で管理すること。</p>
	コンテナ室	<p>a 洗浄したコンテナを消毒、保管し、また、コンテナへ食缶等の詰め込み作業を行う室とする。</p> <p>b 洗浄室からの動線、配食後の食缶の動線及び配送車への動線に留意すること。</p> <p>c コンテナの規格及び数量に見合った空間とすること。</p>

区分 区域	室 名	概要及び要求事項
		<p>d 作業に支障がないよう十分な広さ、及び十分な照度を確保すること。</p> <p>e コンテナの内部が完全に消毒乾燥できる消毒保管機を設けること。</p> <p>f また、消毒保管機の工夫により省スペース化を図ること。</p> <p>g 事業契約期間中に予定している3場体制への移行に伴う受配校の見直しにより、供用開始時に比べてクラス数が15%程度増えると市では想定している。</p> <p>h そのため、必要な機器の設置について、予め必要なスペースを設けておき、配管や配線、その他後付けが難しい設備・機器の工事を行っておくこと。この時、gにかかわらず、25%のクラス数の増加を見込み、このためのスペースを確保しておくこと。</p> <p>i 3場体制への移行に伴うクラス数の増加に伴う、コンテナ消毒保管庫などの必要な機器の購入・設置については、市と選定事業者の協議の上、市が費用負担をする。</p>
	洗浄室（非汚染作業区域）	<p>a 洗浄室（汚染作業区域）で洗浄したコンテナ・食器・食缶等の取り出し口となる室とする。</p> <p>b 汚染作業区域の調理従事者が入ることのないよう壁で区切る等を行うこと。</p> <p>c カビ、菌等が繁殖しないように、温湿度その他室の管理を行うこと。</p> <p>d 食器に汚れがあった場合には、元のレーンに戻せるようにすること。</p> <p>e コンテナに入った食器を洗浄室（汚染作業区域）に戻せるルートを確保すること。</p> <p>f 事業契約期間中に予定している3場体制への移行に伴う受配校の見直しにより、供用開始時に比べてクラス数が15%程度増えると市では想定している。</p> <p>g そのため、必要な機器の設置について、予め必要なスペースを設けておき、配管や配線、その他後付けが難しい設備・機器の工事を行っておくこと。この時、fにかかわらず、25%のクラス数の増加を見込み、このためのスペースを確保しておくこと。</p>

区分 区域	室 名	概要及び要求事項
		h 3 場体制への移行に伴うクラス数の増加に伴う、食缶消毒保管庫などの必要な機器の購入・設置については、市と選定事業者の協議の上、市が費用負担をする。
	配送風除室	a 配送車にコンテナを積み込む室とする。 b コンテナの数量、配送計画等を総合的に勘案して、十分なスペースを確保すること。 c 搬出口の開閉時に、外部から虫、砂塵等が侵入することを防止するため、ドックシェルターを設置すること。 d コンテナ室との間に扉を設けるなど、外気の侵入を抑える措置を講じること。
その他区域	前室	a 汚染作業区域又は非汚染作業区域へ入場の際、靴の履き替え、調理衣・調理従事者からの異物混入対策、手洗い等を行う室とする。 b 汚染作業区域用及び非汚染作業区域用にそれぞれ設けること。 c 靴は、十分な数を洗浄・消毒できる設備を設置し、衛生的に保管できること。 d 手洗い設備は、調理従事者が手洗いのために要する時間を勘案した上で、必要な台数を設置すること。 e 手洗い設備は、温水、洗浄液及び消毒液が自動供給され、肘まで洗える洗面台を設けること。 f 爪ブラシやペーパータオル等、衛生器具を常備すること。 g 身支度の確認ができる鏡などを設置すること。
	従業員用休憩室	a 従業員が休憩する室とする。 b 男女別に使用可能となるよう、間仕切り壁を設けることとし、人員構成の変化に対応するため、間仕切り変更の工事等が容易に行えるよう配慮すること。 c 給湯設備及び流し台設備を設置すること。
	食堂	a 従業員及び市職員が食事をする室とする。 b 手洗い設備等を設置すること。 c 従業員数等に対応すること。 d 従業員用休憩室と兼ねることも可とする。

区分 区域	室 名	概要及び要求事項
	調理員用更衣室	<ul style="list-style-type: none"> a 調理等従事者が着替えを行う室とする。 b 男女別に確保すること。 c 調理等従事者の数に応じた広さがあり、洗濯乾燥済みの調理衣、着用後の調理衣及び従事者の私服を、それぞれ区別して保管できるロッカー等の設備を設置すること（着用後の調理衣は、再度使用しないものとする。）。
	配送車運転手前室	<ul style="list-style-type: none"> a 配送・回収業務の従事者が、配送開始前等に待機する室とする。 b 手洗い、消毒、身支度等が適切に行えること。
	洗濯・乾燥室	<ul style="list-style-type: none"> a 調理員用品を洗濯・乾燥する室とする。 b 必要な洗濯機、乾燥機、衣類かご及び物干し台を設置すること。
	調理員用便所	<ul style="list-style-type: none"> a 調理従事者が使用する便所とする。男女別に設置すること。 b 開口部が、給食エリアの各諸室に直接つながっておらず、完全に隔離されていること。 c 便所の個室の前に、調理衣を脱着できる場所（前室）を設けること。 d 便器は洋式で蓋付きとし、温水洗浄便座とすること。 e 蓋の開閉や流水をセンサー式とする等、手を触れる箇所を最小限とすること。 f 便所の個室ごとに、便器に座ったまま使用できる温水手洗い・消毒設備（手を触れずに使用できるもの）、ペーパータオル、足踏み開閉式ごみ箱を設置すること。 g ノロウイルス等の不顕性感染者が、常に従事していることを前提とした設計とすること。 h 清掃を確実にできる仕様とすること。 i 換気について、空気中に浮遊するウイルスの拡散を防止できる構造とすること。 j 誰が、何時に入ったか記録を取れるようにすること。
	倉庫	<ul style="list-style-type: none"> a 物品を保管する室（庫）とする。

区分 区域	室 名	概要及び要求事項
一般エリア		
市 専 用 部 分	市職員用事務室	<ul style="list-style-type: none"> a 市職員の執務に使用する室とする。 b 執務室、給湯室、更衣室及び書庫（資料、金庫等の保管）により構成すること。 c 執務室はOAフロアとすること。また、給湯室はコンロを備えたミニキッチンを設置すること。 d 職員数（7名）及び保管書類等の量に適した広さを確保すること。 e 1階の玄関ホールに面した場所に配置するとともに、物資納入業者用窓口をプラットホーム側に設置すること。 f 事務室から検収室に直接行くことができる前室を設けること。 g 壁及び扉等により区画されていること。 h 直接外部に面した窓を設けること。 i 更衣室は、男女別に確保し、洗濯乾燥済みの白衣、着用後の白衣及び私服を分けて保管する設備を設置すること。
	市職員用倉庫	<ul style="list-style-type: none"> a 市が利用する文書及び物品を保管する室とする。 b 保管する文書及び物品は、以下のものを予定している。最低でもA4のチューブファイル10cm厚を200冊収納できる能力を有すること。必要に応じて書架を設置する。 <ul style="list-style-type: none"> a) 本施設完成後に、市が選定事業者から受領する工事関係書類一式 b) 献立管理、栄養管理、食数管理関係書類
	試作室	<ul style="list-style-type: none"> a 献立を試作し、15名程度で利用する室とする。 b 5つの献立（各々3～5人分程度の量）を試作するために必要な設備を設置する。 c 調理後、検討するためのスペースを配置し、机や椅子を配置する。なお、会議室や研修室と一体で利用できる配置とした場合は、これらのスペースや机、椅子は不要とする。

区分 区域	室 名	概要及び要求事項
共用部分	玄関	<ul style="list-style-type: none"> a 市職員、事業者従業員及び外来者が利用する出入口とする。風除室、玄関ホールを設けること。 b 出入口は、密閉できる構造であり、虫等の侵入を防止できる構造とすること。 c 下駄箱、傘立て、郵便受け等の備品を設置すること。 d ユニバーサルデザイン、バリアフリーに配慮して計画すること。
	市職員用等 便所	<ul style="list-style-type: none"> a 市職員及び選定事業者の事務職員が利用する便所とし、男女別に設置すること。 b 便所の個室ごとに、便器に座ったまま使用できる温水手洗い・消毒設備（手を触れずに使用できるもの）、ペーパータオル、足踏み開閉式ごみ箱を設置すること。 c 便器は洋式で蓋付きとし、暖房・温水洗浄便座とすること。 d 蓋の開閉や流水をセンサー式とする等、手を触れる個所を最小限とすること。
	会議室	<ul style="list-style-type: none"> a 市職員及び選定事業者事務職員が簡易に会議を行う室とする。 b 20人程度収容可能な広さにすること。 c 市職員用事務室及び事業者用事務室の付近に設置すること。 d 室内で給食を試食することを考慮し、床仕上げを選定すること。
	研修室	<ul style="list-style-type: none"> a 主に見学者の視察対応、研修、会議等を行う室とする。 b 100人程度収容可能な広さとすること。 c 会議スペース、倉庫、及び手洗い設備により構成すること。 d 室内で給食を試食することを考慮し、床仕上げを選定すること。 e 可動式の間仕切りにより、本室を2室に分けて利用できる設計とすること。

区分 区域	室 名	概要及び要求事項
	見学者通路	<p>a 一度に 100 名程度の見学者が施設等を見学するための通路として設置すること。</p> <p>b 見学用窓が蒸気で曇ったり、排気フード等で視界が遮られたりしないよう工夫をすること。ただし、空調・換気効率の低下など、内部の作業に支障をきたさないこと。</p> <p>c 見学用窓及び手すりの高さに配慮するなど、小学生の見学を考慮した設計とすること。</p> <p>d 見学者が滞留することを考慮し、十分な通路幅を確保すること。見学用窓のガラス面は、見学者がもたれかからないよう配慮し、又はもたれかかっても破損・崩落等の危険が及ばないように計画すること。また、非常時の避難経路を確保し、見学者の安全に配慮すること。</p> <p>e ユニバーサルデザイン、バリアフリーに配慮して計画すること。見学者と従業員の動線が極力重ならないように配慮すること。</p> <p>f 研修室に見学用窓を設置する場合、見学者通路の一部又は全部とみなすことができる。</p> <p>g 見学者が、学校給食について学ぶことができるよう、展示に工夫を施すこと。具体的な内容は選定事業者の提案に委ねるが、例えば、給食エリアに入らなければ体験できない、エアシャワーや回転釜等の設備を設置し、実際に使用してみるようなものを想定している。</p>
	見学者・外来者用便所	<p>a 主に外来者が利用する便所とする。男女別に設置すること。</p> <p>b バリアフリーに配慮し、段差のない床、手摺等を設けること。</p> <p>c 便器は洋式で蓋付きとし、暖房・温水洗浄便座とすること。</p>
	多目的便所	<p>a 高齢者、障がい者及び車いす利用者が利用可能な構造とすること。オストメイトが利用可能なものにする。</p> <p>b 緊急呼び出し装置を設けること。</p> <p>c 暖房・温水洗浄便座とすること。</p>
	廊下等	<p>a エレベーター1基を設置すること。</p> <p>b 廊下・スロープは、車椅子の通行に支障がないよう幅員を確保すること。</p>

区分 区域	室 名	概要及び要求事項
	施設出入口	a 密閉できる構造であり、虫等の侵入を防止できる構造とすること。
事業者専用部分	事業者用事務室	a 選定事業者の執務に使用する室とする。 b 必要に応じて、書庫、倉庫、更衣室、給湯室等を設置すること。選定事業者の事務従事者数を勘案して、適当な広さを確保すること。 c 1 階の玄関ホールに面した場所に配置すること。壁及び扉等により区画されていること。 d 施設管理設備を設置すること。
	機械室・電気室・ボイラー室	a 機械室、電気室及びボイラー室は、メンテナンスを考慮した広さを確保すること。 b ボイラー等、給食調理に特に重要な機械類については、予備を設置する等、故障時でも日常業務に影響が出ないような対策を取ること。 c 安全性が確保できれば、電気室は必ずしも室としなくてよい。
附帯施設	排水処理施設	a 本施設からの排水を、豊橋市下水道条例に基づく水質の基準を満たすように処理する施設とする。 b 厨芥処理システムやボイラー排水等処理すべき水の性質を考慮し、適切となる仕様とすること。 c 配送車の通行の妨げとならない位置に設置すること。 d 臭気や騒音等に十分留意すること。
	受水槽	a 給水のための施設とする。 b 食器等洗浄時のように一時に大量の水を使用する際においても、水量が不足しないよう十分な容積を確保すること。 c 災害時に水を外へ排出できるコック等を付けること。
	ごみ置場	a 残滓以外の廃棄物を保管する庫とする。 b 関係法令等に従って分別可能なスペースを設け、区画し、必要事項を表示した掲示板を設けること。 c 種類の異なるごみ同士が混ざらないように配慮すること。施錠ができるようにすること。 d ごみ収集車の停車位置や運搬動線に配慮すること。 e 提供する食数に対応し、市の分別方法や収集内容に十分対応できる容量を確保すること。

区分 区域	室 名	概要及び要求事項
	駐車場	a 本施設建設予定地に、市及び来客用として10台程度及び障がい者用として1台分の駐車スペースを設置すること。 b 上記を満たした上で、事業者用駐車場を適宜設置すること。

※炊飯は引き続き委託炊飯とする。

※給食エリアに関する特記事項

- ア) 汚染作業区域と非汚染作業区域は、部屋単位で明確に区分すること。
- イ) 諸室の配置については、交差汚染の防止に配慮すること。
- ウ) 諸室内における交差汚染を防止するため、汚染度の違いに応じて床面の色別表示などの配慮をすること。
- エ) 諸室の扉は、密着性の良いものとする。また、エリア内において、食品の動線上に位置する扉は、全て自動扉（従事者等の意図により開閉し、かつ手を触れない構造のもの）とする。
- オ) エリア内の諸室や機器の温度・湿度は、リアルタイムで監視・制御・記録ができ、異常発生時には自動通報されるシステムとすること。
- カ) 天井高は、調理設備・備品の寸法や、火気を使用する諸室（煮炊き調理室、焼物・揚物・蒸し物室等）及び洗浄室における熱気や蒸気等に配慮して設定すること。
- キ) 天井及び壁は、隙間がなく平滑で、清掃しやすい構造とすること。また、結露を防止するため、断熱性能を高めるとともに、万が一結露した場合でも、天井等の結露水が釜や食材に落滴しないことに留意すること。
- ク) 床面から少なくとも1.0mまでの内壁は、清掃及び洗浄・消毒が行える材質を用いること。
- ケ) 内壁と床面の境界には、アールを設けるなど、清掃及び洗浄が容易に行える構造とすること。
- コ) 床は、ドライ仕様とし、仕上げ材は不浸透性・耐摩耗性・耐薬品性を有し、滑りにくいものとする。また、平滑で清掃を容易に行えるものとする。
- サ) 給水管、排水管、給電コード、冷却装置を有する場合の冷媒チューブ等を通す壁の貫通部分は、防鼠・防虫のために隙間がない構造であること。
- シ) 冷却装置を設置する場合、その装置から生じる水は、直接室外又は排水溝に排出すること。
- ス) エリア内の作業区域ごとに、清掃用具入れを設置すること。
- セ) 各々の室内で利用する調理器具の消毒保管庫や器具置場、調理用台車、シンク、手洗器などを、必要に応じて設置する。

ソ) 給食エリアの各諸室の設置目的及び機能に応じ、適宜、側溝、排水枡、殺菌灯、換気扇等を配置すること。

6) 設備設計要求水準

(1) 全体的一般事項

設備計画は選定事業者の提案による。ただし、以下に特記するものについては、これを考慮すること。

(2) 電気設備に関する事項

ア) 一般事項

(ア) 事務室に集中管理パネル(各種の警報、防災設備の監視、電灯・空調の監視及び入切が可能なものとする。)を設置し、一括管理を行う。

(イ) 将来の電気機器及び電気容量の増加に備え、受変電設備、配電盤内に電灯、動力ともに予備回路を計画する。

(ウ) 調理部門の諸室内壁面に設置する機器類は凹凸を極力避けるよう計画する。

イ) 設備項目

(ア) 電灯・コンセント設備

- a 照明器具の設置、コンセント等の配管配線工事及び幹線工事を行うこと。非常照明、誘導灯等の防災設備は、関連法令に基づき設置する。
- b 照明器具は、付着する埃等衛生面に配慮した器具を選定する。
- c 非汚染作業区域、検収室及び下処理室の照明は、作業台面で750ルクス以上の照度を得ることができる照明設備とし、食品の色調が変わらないよう、演色性に配慮したものとする。
- d コンテナ室・配送用プラットホームは300ルクス以上の照度を得ることができる照明設備とする。
- e その他の諸室においては、機能上必要十分な照度を確保する。
- f 食材及び食器食缶等を扱う諸室の照明器具には、電球等の破損による破片の飛散を防止する保護装置を設ける。
- g 蒸気や湿気が発生する諸室の電灯・コンセント設備は、安全で耐久性のある器具とする。
- H 外部に面する諸室、及び外部の照明器具は、低誘虫仕様の器具とする。
- i 水を扱う諸室に設置するコンセント設備は、漏電対策に十分留意する。
- j 非汚染作業区域及び下処理室に設置する移動式機器類の電源は、安全衛生面に配慮しながら、移動や清掃の妨げとならないよう設置する。
- k 殺菌灯等を調理室等必要な室に設置する。
- l 高所に設置する照明設備は、交換等が容易にできるように配慮すること。
- m 本件建物への出入口付近に設置する照明には、虫等を誘引しにくいものを採用する。
- n コンセントは、延長コードをできる限り使わないよう合理的な位置に設置す

ること。

(イ) 受変電・発電設備

- a 設備容量は厨房機器の使用時間等、十分考慮して計画する。
- b 幹線は漏電等考慮し、原則として単独の配管配線とする。
- c 商用電力停電対策としての保安用自家発電設備の設置は、選定事業者提案による。なお、防災用非常電源の設置は法令等による。

(ウ) 通信・情報設備

- a 事務室や会議室、休憩室、調理室、下処理室など各室に電話を設置する。
- b 外線電話を導入する。市職員が使用する専用回線数は、4回線（電話：3回線、FAX：1回線）とする。
- c 市職員が使用した電話通話料が分離できるように計画する。なお、当該通話料は市が負担する。
- d 市職員が使用する光ファイバーによる専用回線（有線LAN）の配線ルートを確認する。（市職員が使用する行政用端末と栄養職員が使用する端末の二つで使用することを想定している。）なお、幹線部分はその他の通信設備（電話・放送等）のケーブルラック等を併用してよい。
- e 市職員用事務室と事業者用事務室を主回線として、以下の施設内線を設置すること。

1	市職員用事務室	13	アレルギー対応特別室
2	事業者用事務室	14	コンテナ室
3	荷受室+検収室	15	洗浄室
4	野菜入替室	16	配送風除室
5	一般食品入替室	17	回収風除室
6	魚肉卵入替室	18	機械室・電気室・ボイラー室
7	野菜下処理室	19	会議室
8	計量室	20	研修室
9	魚肉卵調理準備室	21	食堂
10	煮炊き調理室	22	従業員用休憩室
11	焼物・揚物・蒸し物室	23	その他必要とする箇所
12	和え物室	24	空き回線

(エ) 情報表示設備

- a 施設内各諸室の見やすい位置に電波時計を設置する。
- b プログラムタイマー・電子チャイム等の機器を施設内に設ける。
- c 適切な温度・湿度管理のため、適切な場所に正確な温度計、湿度計を設置する。

(オ) 拡声設備

- a 施設内各諸室への放送が可能となる設備を設ける。

- b 設置する機器は、高温多湿な環境に十分耐える機器とする。
- c 洗浄室等、機器の騒音が大きい室については、作業中でも連絡できる手段を確保すること。

(カ) 誘導支援設備

- a 必要に応じて施設の玄関と事務室間に、TV付きインターホン設備等を設ける。
- b 食材の搬入口と事務室が直接見通せない場合には、当該間にインターホン設備等を設ける。
- c 多目的トイレに押しボタンを設け、異常があった場合、表示灯の点灯・警報を市職員事務室ならびに事業者用事務室にて発報する計画とする。

(キ) 監視カメラ設備

- a 防犯性を考慮し、事務室から玄関ホールでの出入りを直接目視できない場合は、カメラ、モニター等の設置を行い、自動録画が可能なシステムを導入する。
- b 作業モニタリングを目的とし、主要な調理作業室において作業状況を目視できない場合は、確認できる位置にカメラ等を設置すること。

(ク) 機械警備設備

- a 施設の安全を確保、盗難防止、火災防止及び財産の保全を目的とした機械警備設備を導入する。
- b 本施設及び敷地全体の防犯・安全管理を図るため、防犯カメラを必要な箇所に設置し、モニターによる一元管理を行うこと。なお、防犯カメラの設置及び運用については「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」（愛知県）の規定によること。

(3) 機械設備に関する事項

ア) 一般事項

- (ア) 機械設備及び調理設備の熱源は、イニシャルコスト及びランニングコストを低減できる方式とすること。
- (イ) 室内の空気環境に十分留意すること。
- (ウ) 省エネルギー、省資源に配慮すること。
- (エ) 更新・メンテナンスの容易性や経済性等に配慮すること。
- (オ) 操作の容易性を確保すること。
- (カ) 誤操作を防止できる機能や、緊急停止装置、感震装置等により安全性を確保すること。
- (キ) 異常監視項目は、必要に応じて遠隔監視装置により常時監視できるようにすること。
- (ク) 危険個所には、危険表示をすること。

イ) 換気・空調設備

- (ア) 給食エリアの水蒸気及び熱気等の発生する場所においては、十分な容量の強制排気設備を設ける。
- (イ) 給食エリアに設置する換気設備は、結露対策を施した構造とする。
- (ウ) 給食エリアにおいては、新鮮な空気を十分に供給する能力を有する換気設備を設ける。
- (エ) 給食エリアの外気を取り込む吸気口給気口には、汚染された空気及び虫等の流入を防ぐため、高性能フィルター等を備える。なお、当該フィルター等は、洗浄、交換及び取り付けが容易に行えるなど、メンテナンス性に留意すること。
- (オ) 換気等設備は、少なくとも1日1回、作業区域内の床を乾燥させる能力を有するものとする。また、換気及び空調設備は、稼動時に非汚染作業区域内を温度25℃以下、湿度80%以下に保つこと。
- (カ) 各諸室の温度、湿度、異常の管理は、事務室にて集中管理を行う。
- (キ) 洗浄室、調理室等、特に暑さ対策が必要な諸室は、吹き出し口にパンカールバーを用いる等、局所空調が可能となるよう配慮する。
- (ク) 換気及び空調設備は、清浄度の低い区域から清浄度の高い区域に空気が流入しないように設置する。
- (ケ) 換気ダクトの主系統部分は、断面積が同一で、直角に曲げないようにし、粉塵が留まらない構造とする。
- (コ) 屋外にダクト類、空調機器類を露出する場合には、防錆性に配慮する。

ウ) 給水・給湯・給蒸気設備

- (ア) 飲料水、蒸気及び熱湯を十分に供給しうる設備を適切に配置する。熱湯については、釜に投入できるようにし、調理に使用することを考慮する。ただし、蒸気の使用は選定事業者の提案による。
- (イ) 給水・給湯供給配管については、防錆に配慮する。
- (ウ) 冷却水のパイプその他の供給パイプで、水滴が発生しやすい部分は、断熱被覆を行う等、水滴による製品ラインの汚染防止措置をする。
- (エ) 食品に直接接触する蒸気及び、食品と直接接触する機械器具の表面に蒸気を使用する場合は、飲料水を使用する。また、ボイラーを設置し、その蒸気を使用する場合は、間接加熱にのみ使用することとし、食品及び食品と直接接する機械器具に蒸気が直接接しないようにする。
- (オ) ボイラー及び受変電設備等のユーティリティー関連機器は、施設内の衛生上支障のない適当な場所に設置し、それぞれ目的に応じた十分な構造・機能を有するものとする。
- (カ) 受水槽は、耐久性に優れた材質とし、緊急遮断弁、防災用バルブ等、所定の機能を有する仕様とする。
- (キ) 給食エリア等の給水栓は、直接手指で触れることがないよう、レバー式（又は

足踏み式、自動式) とする。

- (ク) 本施設で地下水を使用する場合は、使用水量、水質検査の項目や結果、頻度、及び運営期間中の水質の悪化に関するリスク管理体制等について、事前に市へ提案し、承諾を得ること。地下水を使用する場合は、独立したパイプで送水し、パイプにその旨を表示するほか、色分け等により明確に区分すると共に、給食エリアでは使用しないこと。

エ) 排水設備

- (ア) 作業区域内からの排水配管と排水処理施設の間にグリストラップを設置する場合は、容易に点検及び清掃が可能な構造とし、淀んだ水や排水処理施設からの逆流を防止するため十分な段差を付ける。また、グリストラップは、防臭蓋付とし、床面の水及び塵埃等が流入しない構造とする。残滓、調理廃油は排水溝には流さないこと。
- (イ) 汚染作業区域の排水は、非汚染作業区域を通過しない構造とする。
- (ウ) 冷却コイル、エアコンユニット及び蒸気トラップ等からの排水は、専用の配管で排水すること。
- (エ) 処理施設は臭気・騒音等に留意する。厨芥処理システムやボイラー排水等処理すべき水の性質を考慮し、適切な仕様とする。

オ) 排水溝

必要に応じ排水溝を設ける場合は、以下の構造とする。

- (ア) 排水溝の内部は、塗膜材を用いて平滑処理を施す等、ごみや食材が溜まらないように計画する。なお、塗膜材を用いる場合は、温度変化に十分対応できる材料を選定する。
- (イ) 排水溝は、清掃を容易に行える幅を確保するとともに、排水勾配を100分の2程度とする。なお、調理機器の下部には清掃時に配慮して、適宜勾配を設ける。また、排水溝の側面と床面の境界には、適切なアールを付ける。
- (ウ) 衛生害虫等の侵入防止及びごみの流出防止に努める。
- (エ) 排水処理施設への開口部は、格子幅の蓋を備える。
- (オ) 排水溝、排水枳の蓋は、軽量で扱いやすい材料を選定する。

カ) 衛生設備

- (ア) 給食エリアの各室に、調理従業員の数を考慮した手洗い場を設置する。
- (イ) 手洗い設備には、肘まで洗えるシンクを設け、温水が供給され、手を触れずに操作ができる蛇口、手指の殺菌剤、使い捨てペーパータオル及び足踏み開閉式で蓋のあるごみ箱を設置する。必要に応じて肘まで洗える大きさの洗面台、爪ブラシ置場等を設置すること。
- (ウ) 手洗い設備の排水が床に流れないようにする。
- (エ) 衛生器具は、誰もが使いやすく、また、節水型の器具を採用すること。

(オ) 自動水栓式とする。

キ) 昇降機設備

(ア) 障がい者仕様エレベーター（地震管制システム付きとし、S波、P波を感知できる性能とする）を設置する。また、必要に応じて調理室から会議室への小荷物専用昇降機を設置する。なお、設置する場合は、関連する法令等に基づいた仕様とすること。

(イ) 研修室及び食堂の位置に留意した給食専用昇降機を設置すること。

ク) 防衛生害虫等設備

(ア) 外部への出入口付近に設ける照明は低誘虫の器具とする。

(イ) 吸気口給気口及び排気口に備える防虫ネットは、ステンレス製の網戸とし、洗浄、交換及び取り付けが容易に行えるなど、メンテナンス性に留意する。

(ウ) 前室から調理室への出入口はエアシャワーを設置し清浄度の確保に努める。

(エ) 外部からの衛生害虫・砂塵等の侵入を防止するよう配慮し、荷受けプラットホームの間の開口部にはエアカーテンを設置する。なお、エアカーテン下部には必要に応じ床スリットを設ける等工夫し、清掃面も考慮すること。

ケ) 洗浄・殺菌用機械・清掃器具収納設備

(ア) 夜間における調理室内各室の衛生管理消毒方法として循環式殺菌灯（~~蛍光管タイプ~~）とする。は提案に委ねるが、設置台数は、~~市と協議の上で、~~決定すること。

(イ) 衛生上支障がない位置に収納場所を設け、ドライ仕様の掃除機等必要な数の用具を備える。

(ウ) 設備は、不浸透性・耐酸性・耐アルカリ性の材質のものとする。

(エ) 作業区域等に配慮し、靴の底、側面及び甲の部分が殺菌できる設備を設ける。

コ) 消防・防災設備

(ア) 当施設は消防法防火対象物（12）項イに該当する。事業計画地内の消防設備については、関連法令にしたがいその設備が本来持つ能力、機能を十分発揮できるような位置、数量を計画する。

7) 仕上げ計画

(1) 仕上げの基本的な考え方

ア) 「建築設計基準」（最新版）に記載されている室及び類似の室の仕上げ選定にあたっては、「建築設計基準」（最新版）同基準に記載される項目の範囲と同等以上であることを原則とする。

(2) 外部仕上げ

ア) 衛生害虫等の侵入及び棲み着きを防ぐ構造とする。

- イ) 搬出入口の扉は自動開閉式とし、配送口にはドックシェルターを設ける。
- ウ) 外部に面する搬出入口の仕様については保健所と十分に協議する。
- エ) 壁面保護性やメンテナンス性に優れた仕上げ材を採用すること。
- オ) 維持管理の効率性も考慮し、必要な箇所にキャットウォークを設置すること。
- カ) 外部（屋上も含む）に設置する大型設備機器については、振動や騒音への対策を講じること。

(3) 内部仕上げ

- ア) 室内の上方は、明るい色を基調とする。
- イ) 天井及び内壁は、耐水性、抗菌性、防カビ性のある材料を用い、隙間がなく平滑で清掃を容易に行える構造とする。
- ウ) 台車類、コンテナ類等の接触の恐れのある部分には、破損防止のためのコーナーガード、ストレッチャーガードを設ける。
- エ) 給食エリアの扉は、耐水性、防錆性、耐久性に配慮し、ステンレス製又はアルミ製等の鋼製建具とする。
- オ) 前室と汚染作業区域・非汚染作業区域の往来動線に位置する扉及びカート、コンテナ類の動線上に位置する扉は自動ドアとする。
- カ) 内壁と床面の境界には、アールを設け清掃及び洗浄が容易に行える構造とする。
- キ) 高架取付けの設備（配管及び照明器具等）、窓枠等は、粉塵の溜まらない構造とする。
- ク) 開閉できる構造の外窓には、取り外して洗浄できる網戸等を設置する。
- ケ) 床は、不浸透性、耐摩耗性、耐薬品性で、平滑で清掃を容易に行える構造とする。また、給食エリアはドライ仕様とする。
- コ) 給食エリアの排煙窓は、遮光型のパネルとする。
- サ) ガラス部分は、衝突防止及び飛散防止に配慮する。

(4) 建築材料等

- ア) 建築の計画段階から、揮発性有機化合物の放散の少ない建築材料を用いることに留意する。
- イ) 建物完成時には、室内のホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物等の濃度測定を以下の表に基づき実施する。なお、建物完成時までに当該基準値、測定方法等が改正された場合は、その時点での最新基準によるものとする。

対象物質	基準濃度	採取方法	試験方法
ホルムアルデヒド	0.08PPM	ジニトロフェニルヒドラジン誘導体固相吸着/溶媒抽出法	高速液体クロマトグラフ法
トルエン	0.07PPM	固相吸着/溶媒抽出法 固相吸着/過熱脱着法 容器採取法 ※上記3種類のうち、いずれかの方法による。	ガスクロマトグラフ質量分析法
キシレン	0.20PPM		
エチルベンゼン	0.88PPM		
スチレン	0.05PPM		
測定箇所	室内（居室）は、主要諸室（測定箇所は、市との協議による。）、外部1箇所（測定箇所は、市との協議による。）		
測定時間	吸引方式は30分間で2回以上、拡散方式では8時間以上とする。		
測定値	25℃換算する。		

8) 外構計画

(1) 基本的考え方

- ア) 外構計画に当たっては、当該敷地の形状や隣接地等の状況を十分に考慮する。
- イ) 振動や騒音、臭気等について配慮すること。
- ウ) 施設及び設備の適切かつ効率的な運営・維持・管理ができ、防犯上からも十分配慮されたものとする。
- エ) 建物の周囲は、環境美化上からも清掃しやすい構造とし、雨水による水溜まりや塵埃の発生を防止するため、適切な勾配をとり、舗装等を行う。
- オ) 事業用地内の既設の構築物（クラブハウスなど）を撤去する。

(2) 本施設の敷地の一部における路側帯の整備及び樹木の伐採等

- ア) 西幸町16号線及び曙町・浜道町52号線を通学路として利用している児童・生徒の安全確保のため、事業用地の一部を公衆道路として整備し路側帯を拡幅する。工事が完了した後に所管替えをし、維持管理は道路管理者が行う。
 - (ア) 道路沿いのクスノキをできる限り残すようにして、道路を拡幅することとし、幅員について市と協議を行う。概ね50cm程度の拡幅を想定している。
 - (イ) 曙町・浜道町52号線については、概ね現有の万代塀やフェンスまでを公衆道路として整備する。工事完了後に分筆と道路管理者への所管替えを行う予定である。
 - (ウ) 西幸町16号線については、先に分筆を行うが、できる限りクスノキを残すようにし、曙町・浜道町52号線と同等の道路幅員になるように整備する。工事完了後に道路管理者へ所管替えを行う予定である。
 - (エ) 整備後の路側帯については、既存の路側帯も含めて、幅60cmで青く塗装をする。

- (オ) 拡幅する道路用地について、予め道路管理者とその幅員や構造等について協議をする。
- (カ) 設計や施工時に、予め道路管理者の承諾を得ること。また、曙圧力制御所と隣接する部分については、予め豊橋市上下水道局浄水課の承諾を得ること。工事完了時も同様に承諾を得ること。
- (キ) 西幸町 16 号線及び曙町・浜道町 52 号線沿いのクスノキについて、道路工事の支障となるものについては、市と協議の上で伐採・抜根する。また、道路工事に伴い根を切る必要が生じた場合、このことにより倒木の恐れがあるクスノキについては、市と協議の上で伐採・抜根を行う。
- イ) 曙町・西幸町 54 号線に隣接する部分については、道路沿いの事業用地の一部を歩行者が安全に通行できるスペースを 3 m 程度確保して、空地として整備する。
- (ア) 2 列並んでいるクスノキのうち、道路側のクスノキは伐採・抜根する。
- (イ) 交差点部分については、交わる道路の車両の走行状況を視認できるような配慮をすること。また、信号待ちをする児童・生徒が車道に溢れないように、交差点付近に滞留の用に供する部分を十分に設ける。
- ウ) その他の樹木の対応について
- (ア) クスノキ以外の樹木、及び、クラブハウス南の 2 本のクスノキは、伐採・抜根する。
- (イ) 以上の対応後、残ったクスノキについて、現状では非常に密に植えられていることから、市と協議の上で適宜間引くこと。
- エ) 道路にはみ出している枝や、電線に干渉する枝については、剪定する。
- (ア) 電柱と電柱を結ぶ中心線より水平方向に対して 3m 以内、かつ、地上高 9m に施設予定の低圧線の下部 3m より上部の枝については、剪定をすること。
- (イ) 地上高 5m～8m に施設された電話線等については、電柱中心を見通して物理的に通せるようにすること。電話線等を管理している各社に事前に確認をすること。
- オ) 拡幅した部分の電柱、照明灯、その他道路付属物については、本施設の敷地内等に移設するよう電柱施設管理者又は各管理者と調整を行うこと。これに係る費用負担は選定事業者が負うこととする。
- (ア) 拡幅した部分に存する電柱及び電柱の支線を本施設の敷地内に移設すること。その際に、曙町・浜道町 52 号線側の電柱の支線については、道路に対して直交することに留意すること。

(3) 出入口等

- ア) 車両の出入口は、曙町・西幸町 54 号線に設ける。
- イ) 将来的に都市計画道路の工事が実施されても問題がないよう曙町・浜道町 52 号

線及び西幸町 16 号線にも車両の出入口を設ける。ただし、通常はこの出入口は使用しないこととする。

- ウ) 出入口には門扉（レール等を含む）を設置する。
- エ) 出入口はトラック等の搬出入が安全かつ円滑にできる場所・形状とする。
- オ) 出入口の位置、箇所数、幅、切り下げ、舗装の復旧等、道路との取り付けに係る事項（敷地外も含む）について、道路管理者等と十分に協議を行い、安全に配慮した計画とする。
- カ) 車両は原則左折により出入とし、案内看板等で呼びかけること。
- キ) 外部からの進入を防ぐため、敷地周囲にフェンス等を設置する
- ク) 正門となる門の脇又は建物エントランスに、市用、選定事業者用の郵便受けを設ける。

（４）曙圧力制御所

敷地の北東に上下水道局の水道施設である高師幹線（ $\phi 500\text{mm}$ ）の曙圧力制御所が設置されており、配電盤や弁室、配水管等の占用物がある。本施設の設計・建築にあたり事前に上下水道局の承諾を得ること。また、工事完了後も同様に上下水道局の確認・承諾を得ること。なお、365 日・24 時間稼働している施設のため、現場作業の調整等を十分に行うこと。

- ア) 配管の維持管理のため、現状東側の敷地境より 20m 程度、北側の敷地境より 25m 程度離して、建築物を配置すること。
- イ) 水道施設の安全確保、日常点検及び不具合があった場合のために、上下水道局の職員が 365 日・24 時間いつでも点検・作業ができるようにすること。そのために、区画フェンス等による分離、通用門及び車両衝突対策施設等の設置、車両駐車スペース、車両通行ルート及び点検スペースを確保、その他必要な措置を講じること。
- ウ) 現状地盤高の変更を伴う場合は、マンホール蓋の嵩上等必要な措置を講じること。
- エ) 圧力調節弁室排水ポンプの排水先の変更が生じる場合には、新たな排水先への接続等必要な措置を講じること。
- オ) その他、曙圧力制御所の設備機器に支障が生じることが無いように施設の配置計画を行うこと。ただし、曙圧力制御所の設備機器に支障が生じた場合は、事業者の責任（費用負担を含む）において移設等必要な措置を講じること。

（５）公園内の防火水槽への配慮

公園の敷地内の事業用地との敷地境に隣接する位置に、防火水槽が埋設されている。そのため、事業用地のうち防火水槽に隣接する箇所については、防火水槽の外周

から6m以内には建築物等を設けないこと。

本施設の工事を原因として防火水槽（取水口等を含む）に損傷を与えた場合は、選定事業者の費用負担により原状復帰をすること。

（6）排水設備

- ア) 透水性舗装を採用するなど、極力雨水の流出抑制を図った計画とする。
- イ) 雨水を処理するため、十分な能力のある排水溝又は暗渠を設けること。
- ウ) 分流区域の雨水については、曙町字南松原 189 番 1 の排水路へ排水すること。
同 169 番 2 と 174 番 2 についても、選定事業者の維持管理業務の対象となることを、整備にあたり留意すること。
- エ) 合流区域の雨水については、以下の条件を満たすように、雨水流出抑制施設を設け、合流式下水道へ排水すること。
 - （ア）計画雨水量の算定については「資料 4-3」を参照。
 - （イ）合流式下水道への放流先は、敷地北東側道路のφ400mmの管渠とし、最終放流量を0.167 m³/秒未満とすること。
 - （ウ）既設のφ400mmの取付管を撤去し、放流量に見合う取付管に変更すること。
- オ) 汚水については、敷地南西側道路のφ200mmの分流式下水道管渠へ排水することとし、最終放流量を0.0055 m³/秒未満とすること。
- カ) 設計及び施工にあたっては、事前に豊橋市役所河川課及び豊橋市上下水道局営業課と協議をし、承諾を得ること。

（7）植栽

- ア) 鳥がとまりにくく、病虫害被害が生じにくい樹種を選定する。
- イ) 在来種を使用するなど、生態系に配慮する。
- ウ) 防砂・防塵に努める。

（8）外灯

- ア) 施設の運営上必要となる構内灯、及び夜間における不法侵入を防止する等、施設の安全性を確保するため、十分な照度の外部照明を設置すること。なお外部照明は、周辺環境に配慮すること。
- イ) 点灯制御方式は、自動点滅及び時間点滅が可能な方式とする。

（9）構内道路・駐車場等

- ア) 敷地内通路は歩車分離を基本とし、通常及び非常時の通行に支障のないよう、適切な幅員及び斜度とすること。
- イ) 車両動線上には、動線マーキングやサインを用いて、運転手にわかりやすい計画

とすること。また、一旦停止ラインやカーブミラーを設置し、敷地内における安全確保を図ること。

- ウ) 構内通路は、食材搬入車両等の待機・転回スペースを敷地内に設けるなど、車両の錯綜が少ない計画とし、一方通行を原則とすること。
- エ) 車両が駐停車する場所では、看板等によりアイドリングストップを呼びかけること。
- オ) 機器類の維持管理車両が、施設に容易にアプローチできる動線を確認するとともに、将来、施設内の大型設備等を交換することを考慮し、搬出・搬入スペースを確保すること。
- カ) 舗装については、想定される車両荷重に十分耐えうるものとし、機能的で劣化に配慮した構造とすること。
- キ) 駐車場は、市及び来客用として10台程度及び障がい者用として1台分の駐車スペースを設置すること。その上で、事業者用駐車場を適宜設置すること。なお、身障者用駐車場は、雨に濡れずに玄関まで到達できるよう庇を設置し、身障者用の表示を行う。
- ク) 駐輪場を設けること。台数は提案に委ねる。

(10) その他

- ア) 曙町字南松原169番1との境界について、現況と登記が一致するよう工事を行う。
- イ) 受水槽等、屋外に設置する設備機器には目隠し等を設置し、周辺環境との調和を図る。
- ウ) 曙町字南松原169番2、174番2について、同189番1の水路へ排水の工事を行うこととするが、隣接する同174番1外2筆を公園として整備することに留意する。設計・施工にあたっては、事前に豊橋市役所河川課及び公園緑地課と事前に協議をする。
- エ) 既存の構築物等（クラブハウス、バックネット、フェンス、古井戸等）を撤去する。

4 建設業務及び関連業務

1) 基本的な考え方

- ア) 選定事業者は関連法規を遵守し、関連要綱、各種基準等を参照して適切な工事計画を策定する。なお、建設に当たって必要な関係諸官庁との協議に起因する遅延については、選定事業者の責とする。
- イ) 原則として、工事中に第三者に及ぼした損害については、選定事業者が責任を負うものとするが、市が責任を負うべき合理的な理由がある場合には、市が責任を

負う。

- ウ) 選定事業者は、工事に伴う影響（特に車両の交通障害・騒音・振動）を最小限に抑えるための工夫を行う。
- エ) 工事は原則として、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日には行わない。

2) 業務期間

本施設は、什器備品等の搬入等を含め、平成 33 年（2021 年）7 月までに工事を竣工する。ただし、開業準備業務に支障が生じないよう、適切な計画とする。なお、選定事業者の責めに帰すことのできない事由により、工期の延長が必要となった場合は、延長期間を含め、市と選定事業者が協議して決定する。

3) 業務内容

(1) 近隣対応業務

- ア) 騒音、振動、悪臭、粉塵、交通渋滞その他、建設工事が近隣の生活環境に与える影響を勘案し、合理的に要求される範囲の近隣対応を実施する。これらにかかる費用は選定事業者の負担とする。
- イ) 着工に先立ち、近隣へ工事内容及び作業時間について十分説明し、理解を得る。
- ウ) 工事の円滑な推進を図る上で、必要な工事状況の説明及び調整を随時行う。
- エ) 選定事業者は、近隣への対応について、市に対し事前あるいは事後にその内容及び結果を報告する。
- オ) 建設工事に関する近隣からの苦情等については、選定事業者を窓口として、工程に支障をきたさないように適切に対応を行う。

(2) 建設期間中の業務

ア) 建設工事

- (ア) 選定事業者は、工事現場に工事記録を常に整備する。
- (イ) 市は、選定事業者又は建設企業の行う工程会議に立ち会うことができるとともに、いつでも工事現場での施工状況の確認を行うことができるものとする。
- (ウ) 建設工事に必要な電気・水道等は、選定事業者の責任において調達を行う。
- (エ) 工事車両が現場に出入りする場所には、交通誘導員を配置する等、特に安全に留意すること。
- (オ) 隣接する建物や道路等に損害を与えないよう留意し、工事中に汚損・破損をした場合の修繕及び補償は、選定事業者の負担において行う。
- (カ) 工事により、周辺地域に水枯れ等の被害が発生しないよう留意するとともに、万一発生した場合には、選定事業者の責任において対応を行う。

(キ) 完了時の検査については、市が立ち会うことができる。

イ) 提出書類の作成

選定事業者は、以下の書類を作成し、工事監理者が承諾のうえ市に提出する。なお、提出時の体裁は任意とし、部数については市と協議するものとする。

【工事期間中の提出書類】

- (ア) 調理機器等承諾書
- (イ) 電気設備機器等承諾書
- (ウ) 空調、衛生設備機器等承諾書
- (エ) 残土処分計画書
- (オ) 産業廃棄物処分計画書
- (カ) 工事監理報告書
- (キ) 設計変更資料
- (ク) 打合せ記録
- (ケ) その他工事書類

(3) 中間・竣工検査及び引き渡し業務

ア) 中間検査

(ア) 本施設完成後において、適正な竣工検査の執行を図ることができないと判断される場合（例：施設内に備品が搬入されると、建築設備、床及び壁面等の検査ができなくなる場合）において、選定事業者は、工事途中に自らにおいて本施設の中間検査を行うこと。

(イ) 選定事業者は、中間検査の実施内容及び日程を市に報告し、調整を経て確認を受けること。

(ウ) 選定事業者による中間検査を実施した後、市による中間検査を実施する。

イ) 竣工検査

(ア) 建築基準法による検査済証他、本施設を使用するために必要な各種証明書等の交付を事前に取得すること。

(イ) 選定事業者は、工事完了及び各種設備・備品等の搬入完了後、市による検査を受ける前に、調理、洗浄設備などの試運転を含めた施設全体の社内検査を行うこと。

(ウ) 各種設備・備品等の社内検査では、本施設の使用開始に支障のないことを確認し、検査済証その他の検査結果に関する書面の写しなどの必要書類を添えて市へ報告すること。

(エ) 社内検査の確認後、市の立会いの下、各種設備・備品等の試運転検査及び竣工検査を実施すること。なお、竣工検査は、建設企業及び工事監理業務責任者の立会いの下で、実施すること。

- (オ) 竣工検査は、市が確認した設計図書との照合により実施する。
- (カ) 各種設備・備品等の試運転及び竣工検査の実施については、それらの実施7日前までに市に書面で通知すること。
- (キ) 上記検査は、選定事業者の責任及び費用において実施すること。
- (ク) 選定事業者は、市が受ける各種検査業務に対し、市の求めに応じ、支援及び立会いを行う。

ウ) 本施設の引渡し手続き

- (ア) 本施設の引渡し時に市へ所有権を移転するものは、次のとおりとする。なお、所有権の移転に~~あたりは~~、選定事業者は~~自らの~~負担により~~登記申請に必要な事務手続きを行い、建物の~~について~~必要な表題~~登記を~~行ったうえで、行うものとする。~~
 - a 本体施設
 - b 附帯施設
 - c 調理設備
 - d 食器・食缶等
 - e 施設備品
- (イ) 建築設備、調理設備等機械機器の使用方法について、操作・運用マニュアルを作成・提出し、市へその説明を行う。
- (ウ) 選定事業者は、引渡し時に以下の書類等を市に提出する。なお、竣工図書等の保管場所を本施設内に確保すること。

【引渡し時の提出書類等】

- a 検査済証
- b 保証書、同一覧表
- c 鍵引渡書（鍵番号一覧表）
- d メーカーリスト（建築版、設備版、調理設備版、什器備品版）
- e 設備機器（調理設備含む）仕様・規格・取扱説明一覧表
- d 協力（下請）業者一覧表
- e 関係機関関係書類、同一覧表（確認申請副本等は頭紙の複写を添付）
- f 予備品リスト
- g 鍵（鍵番号一覧表付きキーボックス入り）
- H 設備機器（調理設備含む）仕様書・規格書及び取扱説明書
- i 工事記録写真(CD-R 版)
- j 竣工写真（アルバム形式）
- k 工事完成図（製本＋データ）
- l 市の備品台帳、固定資産台帳等に登録すべき物品等の一覧~~（データ）~~
- m その他必要書類

5 工事監理業務及び関連業務

1) 業務内容

(1) 工事監理業務

ア) 選定事業者は、工事監理者（建築基準法第5条の6第4項の規定による工事監理者をいう。）を設置する。工事監理者は、選定事業者を通じて本件工事の監理状況を毎月、市に工事監理報告書にて定期報告し、市の要請があったときには随時報告を行う。なお、工事監理報告書は、施工品質管理方針書に従って、工事の進捗状況、監理状況の記録を記載するものとし、以下の事項を想定している。

(ア) 主要報告事項

工事状況、工事進捗状況（全景写真含む）

(イ) 工事監理状況報告事項

協議、指示、承諾、立会、検査等の状況

(ウ) 次月の主要監理課題 等

イ) 工事監理業務内容は、「四会連合協定 建築設計・監理等業務委託契約書類」に示される業務とする。ただし、施工計画書の検討、助言についても本件工事の全てを対象として行うものとする。

ウ) イ)において、工事監理者が行う設計図書・工事請負契約との合致の確認・報告の「合理的方法に基づく確認」とは、特に要求水準書に示す要綱・基準等に定める監督職員が行う工事監理の方法によるものとする。

6 調理設備調達・設置業務

1) 業務内容

本事業を実施するために必要な調理設備の調達・搬入・設置工事を行う。

2) 基本的な考え方

下記の点に留意し、調理設備の規格及び仕様等を計画すること。

ア) 調理後2時間以内に児童・生徒が喫食できるように適切な機種及び台数を配置すること。

イ) ドライシステムを基本とし、HACCPの概念を取り入れ、食材の搬入から調理済み食品の配送までの安全衛生管理を徹底すること。

(ア) 床面を濡らさない構造（ドライシステムの導入、汚れの飛散防止）

(イ) 食中毒菌の増殖防止（機器の構造及び材質）

(ウ) 温度と時間の管理及び記録

(エ) 洗浄・清掃が簡便な構造（分解しやすい機器の構造）

(オ) 埃・ごみ溜りの防止（機器の構造）

- (カ) 衛生害虫等の侵入防止（機器の構造及び機密性）
- ウ) 調理設備は新規設備とする。
- エ) 従事者の事故防止に配慮すること。
 - (ア) 必要な箇所については、転倒を防止する装置を施す。
 - (イ) 騒音を発する機器については、その低減を図る。
 - (ウ) 作業台の高さについては、働く人の身長や作業の内容等に配慮する。
- オ) 衛生安全レベルの維持のために、機器毎に最適な据付工法を採用する。
- カ) 機器等の設置は、衛生的で合理的な利用に配慮する。
- キ) メンテナンスの頻度、費用まで考慮すること。

3) 調理設備の仕様

(1) 一般事項

- ア) 設備の外装は、腐食に強いステンレス板を採用すること。
- イ) テーブル（作業台）類・シンク類の板厚は、変形しにくい1.5mm以上の板を採用すること。

(2) 板金類の仕様

ア) テーブル類甲板

- (ア) 甲板のつなぎ目は極力少なくし、埃、ごみ溜りができない構造とする。
- (イ) 甲板と背立ての角では、5R以上のコーナーを設ける。
- (ウ) 水溜りが予想される台は水が速やかに排水できる構造を有する。
- (エ) 壁面設置の場合は、背立て（バックスプラッシュ）を設け、水等の飛散を防ぐとともに、壁面を汚さないよう考慮する。また、高さについては、テーブル面よりH=200mm以上とし、埃・ごみ溜りを減らすよう、背立て上面を傾斜させる。
- (オ) 甲板と背立ての面では、5R以上のコーナーを取る。

イ) シンク類の槽

- (ア) 仕様、板厚、つなぎ目、背立て及び甲板のコーナー取り等に関しては、テーブル類甲板の仕様と同等とする。
- (イ) 排水金具は、十分に排水を行える構造のものとし、必ずトラップ式の金具を用い、清掃が簡便なものとする。
- (ウ) 槽の底面は、十分な水勾配を取り、水溜りのできない構造とする。
- (エ) オーバーフローは、極力大型のものを用いる。
- (オ) 槽の外表面は、必要に応じて結露防止の塗装を施し、床面への水垂れを防止する。
- (カ) 水返し構造等水滴の床面への落下を防止できる構造とする。
- (キ) 食品用及び器具用の洗浄シンクを設置し、共用しないこととする。

ウ) 脚部及び補強材

衛生面を考慮し、清掃しやすく、ごみの付着が少ないパイプ材、角パイプ材を使用する。

エ) キャビネット・本体部

- (ア) キャビネットは、扉付とする。
- (イ) 衛生害虫・異物等の侵入を防ぐよう、極力隙間のない構造とする。
- (ウ) 内側のコーナー面は、ポールコーナー（5R以上）を設け、清掃しやすい構造とする。
- (エ) 汚れやすいレール部は、取り外し可能なものとし、清掃及び洗浄が容易な構造とする。
- (オ) 扉の裏側は、ステンレス板を枠の上に折り曲げてあり、ふちが扉の裏側に面しない構造とする。

オ) アジャスター部

- (ア) ベース置き以外は、高さの調整が行えるものとする。
- (イ) 防錆を考慮し、SUS304仕様以上のものとする。
- (ウ) 床面清掃を容易に行えるよう、高さH=150mm程度を確保する。

4) 機械機器の仕様

(1) 食材の検収・保管・下処理機器

ア) 冷凍庫・冷蔵庫

- (ア) 内装は衛生管理が容易に行えるステンレス製とする。また、温度監視を庫外で行える設備とする。
- (イ) 衛生害虫・異物等の侵入を防ぐため、隙間のない密閉構造とする。
- (ウ) 排水トラップを用いた防臭構造とする。
- (エ) 食材の温度管理を適切に行うことができ、高・低温異常が確認できる設備とする。
- (オ) 自動温度記録装置等により、結果を記録できる機器とし、集中管理システムに組み込むこと。
- (カ) 食材の量や衛生管理を考慮し、適宜プレハブ式、パススルー式を導入すること。
- (キ) 保存食専用冷凍庫は、原材料用、調理済み食品用及びアレルギー対応用のそれぞれに用意すること。原材料用冷凍庫は汚染作業区域に、調理済み食品用及びアレルギー対応用冷凍庫は非汚染作業区域に設置すること。

イ) 上処理、下処理機器

- (ア) 食材が直接接触する箇所は、非腐食性、非吸収性、非毒性、洗浄及び消毒の繰り返しに耐える仕様とする。
- (イ) 切断用の機器は、安全装置付のものとし、食材をつぶさずに、多様な形、大ききで切ることができるものとする。

(ウ) 予備の刃を用意し、定期的に刃の点検及び研磨を行う。

ウ) ピーラー機

(ア) 食材の取出し口の高さは、適切な高さとする。

(イ) 取出口の高さを60cm確保し、水跳ねの少ないものとする。また、皮かすが、直接排水管に流れないようにすること。

(ウ) 泥水が作業後の食材にかからないようにする。

(2) 調理・加工機器

ア) 調理釜

(ア) 排水がスムーズとなるよう、口径・バルブ等の排水機構に配慮した機器とする。

(イ) 蓋開閉時の水滴の落下に配慮した機器とする。

(ウ) 釜縁は、水滴や食材の投入時及び配食時の食材を床に落とさないエプロン構造とし、エプロン内の排水が釜を傾けなくても可能なものとする等、衛生的な運用が図れるものとする。

(エ) 釜設置スペースでの作業動線、作業性に配慮した釜配置を行う。

(オ) 調理用の給水・給湯の水栓の他に掃除用のホース接続口を、カプラ式等とし、作業性と衛生的な使用に考慮する。

(カ) 自動攪拌装置付のものは設置しないこと。

イ) 揚げ物機

(ア) 連続式とし未加熱食材と加熱食材が交差しない構造とする。

(イ) オイルミストの飛散に配慮した機器とする。

(ウ) 食油や揚げかす等の処理が容易な機器とする。

(エ) 油温の表示機能があり、調理温度管理が容易な機器とする。

ウ) 焼き蒸し物器

(ア) 熱風とスチームでの組合せ調理が可能な機器とすることで、煮る、焼く、蒸す、茹でる、解凍、再加熱、保温、芯温調理ができる加熱機器とする。

(イ) 調理状態が確認でき、温度表示機能もあり、調理温度管理が容易である設備とする。

(ウ) 庫内温度や食材の中心温度が容易に計測又は記録できる構造とする。

(エ) メニューによって異なる加熱温度、加熱時間を登録できる機器とする。

(オ) 未加熱食材と加熱食材が交差しない構造とする。

(カ) 食品を床面から60cm以上の高さで取り扱うこととする。

エ) 芯温測定機器

(ア) 芯温の測定が必要となる揚げ物機、焼き蒸し機には、芯温測定機器を取り付けるか、又はハンディタイプを常設し、適宜測定が可能とする。

オ) 真空冷却機

- (ア) 調理済み食材を短時間で衛生的に冷却し、芯温を10℃以下にする機能を有する設備とする。
- (イ) 扉の開閉に場所を取らない構造とする。
- (ウ) 設置場所に配慮し、衛生管理に適した機器とする。
- (エ) 冷却前の食材と冷却後の食材が交差しない構造とする。

(3) 洗浄・消毒・保管機器

環境に配慮した洗浄剤を主として使用し、各洗浄機器はこれに対応した仕様とする。

ア) 食器洗浄機

- (ア) 下洗い工程を有する等、確実な洗浄性能を有した機器とする。
- (イ) 自動給水装置、自動温度調節装置付とし自動洗浄可能な機器とする。
- (ウ) 学校に対して、食器の汚れの確認やふき取りを求める必要のない機器とする。
- (エ) 毎日の提供食数に応じて、学校へ配送する食器の枚数を、毎日クラス毎に変更することを前提とした機器とする。

イ) 食缶洗浄機

- (ア) 予備洗いを行う下洗機を有する等、確実な洗浄性能を保有した機器とする。
- (イ) 自動給水装置、自動温度調節装置付とし、食缶等が自動洗浄可能な機器とする。
- (ウ) 洗い流し後の残滓の処理が容易である機器とする。

ウ) コンテナ洗浄機

- (ア) 給食搬送用コンテナ等を自動工程で連続洗浄できる機器とする。
- (イ) コンテナ洗浄の最終仕上げは、エアブローや加熱等により、水滴を十分に除去できる機器とする。

エ) スプーン洗浄機等

- (ア) スプーンやトレイ、杓子、パンばさみ、しゃもじ等を洗浄できる機器を導入すること。

オ) 消毒保管設備・器具殺菌設備

- (ア) 自動温度調節機能付きで、確実に乾燥させ、消毒殺菌、保管が行えるものとする。
- (イ) 食器等をコンテナに収納した状態で消毒ができるなど、作業負担が軽減できるものとする。
- (ウ) 消毒中の庫内温度や時間の記録を提出することを考慮したものとする。
- (エ) 殺菌・消毒方法は、熱風乾燥以外の手法を採用する場合には、事前に市の承認を得ること。

5) 調理設備の配置等について

以下の点に配慮して調理設備を配置し、交差汚染を防止する。

(1) 人（業務従事者）の動線

- ア) 汚染作業区域及び非汚染作業区域へ入る際には、各区域の前室を通過するレイアウトとすること。
- イ) 従事者は、他の作業区域を通ることなく目的の作業区域へに行く事が可能なレイアウトとすること。
- ウ) 従事者は汚染作業区域と非汚染作業区域の間を、非常時を除き、直接行き来することができないレイアウトとすること。
- エ) 調理員が利用する休憩室、便所、更衣室等は日常動線を短縮するレイアウトとすること。

(2) 物（食材・器材・容器）の動線

- ア) 食材の搬入から配送までの物の流れに基づき、動線が一方向となるように、諸室をレイアウトすること。
- イ) 物の流れは、汚染度の高い作業区域から低い作業区域への一方向となるようにし、逆戻りしないレイアウトとすること。
- ウ) 汚染度が異なる区域の食品の移動については、パススルー式のカウンター、冷蔵庫、冷凍庫とする等配慮すること。
- エ) 食品による交差汚染がないよう保管場所を区別すること。
- オ) 非汚染作業区域内では、食材の加熱前、加熱後で明確に動線を区分すること。
- カ) 廃棄物は、区域ごとに搬出可能とし、汚染度の高い区域から低い区域への搬出ルートは避けること。

(3) 調理設備の据付工法について

安全衛生レベルの維持のために、以下の点に配慮しながら、機器ごとに最も適切な据付工法を採用する。

- ア) 耐震性能を考慮し、導入する機器に合わせた固定方法とする。耐震に関する性能は、建築設備の耐震安全性の分類に準じる。
- イ) 設備回りの清掃が容易であること。
- ウ) 塵埃、ごみが堆積しないこと。
- エ) キープドライであること。

7 食器・食缶等調達業務

1) 業務内容

本事業を実施するために必要な食器・食缶等の調達を行う。

2) 基本的な考え方

選定事業者は、以下の点に留意して食器・食缶等の調達を開業準備開始までに行う。なお、洗浄機、学校に設置されている昇降機の規格に不整合がないよう、適切に調達する。

ア) 基本的事項

- (ア) 食器・食缶等については、破損等により不足する事態が発生しないよう、適切な数量の予備を確保する。
- (イ) 食器・食缶等については、中古品を使用しないものとする。
- (ウ) 食器・食缶等は、児童生徒等が学校で使用することを十分に考慮し、安全性・耐久性はもとより、児童生徒等にとって使いやすいものとする。
- (エ) 業務開始時に不足が生じないように十分注意して調達する。
- (オ) 本施設又は受配校での試食用として、200名（6クラス）程度分の、食器・食缶等（児童・生徒が使用するものと同一のもの）を調達すること。

イ) 食器等

食器の種類は下表のとおりである。一人につき、角型仕切り皿・飯椀・汁椀の三種とする。（くすのき特別支援学校のみトレイが必要）サイズや容量については参考値であり、同等のサイズ・容量の容器でも可能とする。

- (ア) 食器は、原材料に環境ホルモンを一切含まないものとする。
- (イ) 選定した食器については、市の承諾を得る。
- (ウ) 食器の絵柄については、選定事業者の提案を基に市が決定する。

項目	材質	サイズ (mm)	数量
角型仕切り皿	PEN 樹脂	210×170×28	一人につき 1 枚
汁椀	PEN 樹脂	128×54	一人につき 1 椀
飯椀	PEN 樹脂	128×54	一人につき 1 椀
トレイ	FRP	350×260×18	くすのき特別支援学校のみ 一人一枚

ウ) 食器かご

食器かごは、食器の出し入れ作業を見込んだ大きさ、数量、洗浄方法等を勘案して選択すること。ただし、1 かご当たりの重量に留意し、小学1年生が二人で持ち運べる重量とすること。

エ) 食缶等

1 学級あたりに必要な食缶等の目安を、下表に示す。なお、これらは参考として例示したものであり、メーカーや寸法等を指定するものではない。また、以下の点に留意して、必要数量を調達すること。

(ア) 食缶は、あらゆる調理済み食品の温度管理を行え、保温 65℃以上、保冷 10℃以下を給食時間まで保持できる機能を有するものとする。

項目	容量	材質など	対象クラス	1 学級使用数
角型二重食缶 (汁物等)	13～14ℓ	ステンレス製	下記以外	1
角型二重食缶 (揚物等)	10ℓ	ステンレス製 敷き網付		1
角型二重食缶 (和え物等)	10ℓ	ステンレス製 蓄冷材、蓄冷材用蓋付		1
角型二重食缶 (汁物等)	10ℓ	ステンレス製	特別支援学級用 少人数学級用 教職員用 等、一缶あたり概ね 15 食以下の場合に使用	1
角型二重食缶 (揚物等)	7ℓ	ステンレス製 敷き網付		1
角型二重食缶 (和え物等)	7ℓ	ステンレス製 蓄冷材、蓄冷材用蓋付		1

※必要に応じてパッキンを用いる。

オ) アレルギー対応食缶

アレルギー対応食缶は個人別とし、以下の点に留意すること。

- (ア) 個人を特定できるように、学校名、クラス名、氏名、対応品目名等を表示できるものとする。
- (イ) 保温性のあるものにする。
- (ウ) 配送時にこぼれない構造とする。

カ) 箸・スプーン

- (ア) 箸は、児童生徒が持参する。ただし、本施設で行う試食会用として使用する分を用意すること。
- (イ) スプーンを目安を下表に示す。なお、これらは参考として例示したものであり、メーカーや寸法等を指定するものではない。

項目	仕様
スプーン	先丸 150mm 柄の先に穴開き ステンレス

キ) 配膳器具

1 学級あたりに必要な配膳器具を目安を、下表に示す。なお、これらは参考とし

て例示したものであり、メーカーや寸法等を指定するものではない。折り返しやつなぎ目がなく、衛生的に取り扱えるものを、必要数量調達すること。

項目	仕様	1 学級使用数量
飯しゃもじ	ポリプロピレン 195mm	2
大しゃもじ	ポリプロピレン 357mm	1
フライ挟み	ステンレス 185mm	3
パン挟み	ステンレス 190mm	2
お玉	ステンレス φ90×200 mm カギ付	4
うどん用お玉	ステンレス φ90×200 mm カギ付	2

なお、上記とは別に、運營業務として各学級で配膳時に使用するビニール手袋やビニール袋を必要数調達することに留意する。

ク) コンテナ

最大供給食数や、受配校の状況、学級数、各学校のエレベーターの内寸や配膳室の広さ等を勘案し、寸法・数量等を適切に判断の上、調達すること。また、収納する食器・食缶等が、塵埃により汚染されることのないものとする。なお、事前に全ての学校の配膳室及びエレベーターを確認すること。供用開始後に配膳業務に問題が生じた場合は、選定事業者の責任と費用負担において適切に対応すること。

ケ) くすのき特別支援学校にかかる経費の報告

くすのき特別支援学校分の食器・食缶等に**かかるかかった各年度**の経費を、翌年度の4月までに市へ報告する。

ク) 3場体制移行に伴うクラス数の増加への対応と費用負担

3場体制への移行に伴い、施設の供用開始時に比してクラス数が15%程度増えると市では想定している。3場体制移行によるクラス数の増加に伴う新たな食缶・コンテナ・その他配膳器具等の調達については、市と選定事業者の協議の上、市が費用負担する。

8 施設備品調達・設置業務

1) 業務内容

本事業を実施するために必要な施設備品の調達・設置を開業準備開始までに行う。なお、施設備品とは、本施設において本事業を実施するために必要な備品（運営備品を除く）とし、例えば洗濯機や乾燥機もこれに含まれる。

2) 基本的な考え方

事務室、会議室及び給湯室に、以下に示す施設備品を、施設の整備に係る施設備品調達業務として調達・設置する。なお、当該諸室の検討に当たっては、これら施設備品の導入を前提とした計画とする。

【市職員用事務室】

項目	数量	単位	仕様等
机	7	台	W1200mm 及び片袖机、鍵つき
椅子	7	脚	
長机 (打合せ用)	1	式	
椅子 (打合せ用)	8	脚	
ファイリングキャビネット	2	台	W900mm×D400mm×H2400mm
小物・文具等収納用キャビネット	1	台	
ホワイトボード (スケジュール管理用)	1	台	W1200mm×H900mm、月予定表
移動式踏み台	1	台	
シュレッダー	1	台	
更衣ロッカー	10	台	W900mm×D400mm×H1,800mm 程度 更衣室に設置
給湯設備	1	式	給湯室に設置
冷蔵庫	1	台	給湯室に設置

【市職員用倉庫】

項目	数量	単位	仕様等
書架	1	式	最低でも A4 のチューブファイル 10cm 厚を 200 冊収納できる能力を有するもの
移動式踏み台	1	台	

【研修室】

名称	数量	単位	仕様等
ホワイトボード	1	台	W1,900mm×H900mm 脚付き回転式
演台	1	台	一人用
A V機器	1	式	プロジェクター (常設型。P C画面が投影できるもの。投影場所・方法は適

名称	数量	単位	仕様等
			切に判断する。) ・マイク・スピーカー・録画記録再生装置 (Blue-ray) 等

【会議室】

名称	数量	単位	仕様等
長机	7	台	3人掛け、折りたたみ式
椅子	21	脚	パイプ式、折りたたみ式または積み重ね式 (ラック式)
ホワイトボード	1	台	W1, 200mm×H900mm 脚付き回転式
ファイリングキャビネット	2	台	W900mm×D400mm×H2, 400mm

【試作室】

名称	数量	単位	仕様等
調理設備	2	式	調理台、シンク、コンロ
調理用備品・器具	1	式	5つの献立 (3～5食分) を調理するのに必要な調理用備品 (鍋、まな板、包丁、ざる、ボール、お玉、その他試作に必要な備品・器具)
食器棚	1	台	
机・椅子	1	式	15人が試作した献立の検討を行うのに必要な机と椅子 ただし、会議室や研修室と一体で利用できるレイアウトとした場合は不要
冷蔵庫	1	台	上記試作を行うための食材や調味料を収納できる大きさの冷蔵庫 (概ね3000前後)

【食堂】

名称	数量	仕様等
配膳台	適宜	給食運搬用 (本施設で試食会等を行う場合にも使用する。)

【事業者用備品】

事業者の判断により、必要な備品を調達すること。

第3 開業準備業務

1 基本方針

供用開始後、円滑に業務を実施するためには、事前に安全かつ安定的な運営及び維持管理体制を構築する必要がある。このため、以下のことに留意して業務を遂行する。

- ア) 関係機関等（市、受配校等）との連絡体制を構築する。
- イ) 従業員に衛生管理、設備機器の操作方法及び作業手順等の指導教育を行う。
- ウ) 検収補助・調理・配送・洗浄・保管までの一連の作業工程のリハーサルを数回行う。その際には、できる限り実際の給食提供時と条件を揃えて行う。
- エ) 不測時の対応訓練を数回行う。

2 業務内容

ア) 選定事業者は、維持管理業務及び運営業務に係る要求水準に基づき、業務開始に当たって以下の準備業務を行う。

- (ア) 開業準備計画書の作成
 - (イ) 各種設備・備品等の試運転
 - (ウ) 調理設備台帳・什器備品台帳の作成
 - (エ) 開業準備期間中の施設の維持管理
 - (オ) 本施設及び運営備品の取扱いに対する習熟
 - (カ) 従業員等の研修
 - (キ) 調理リハーサル
 - (ク) 配送リハーサル
 - (ケ) 竣工式・試食会等の開催支援
 - (コ) 各種連絡体制の確立
 - (サ) パンフレットの作成
 - (シ) 見学者用施設案内DVDの作成
 - (ス) 既存調理従事者に対する雇用の説明
- イ) 選定事業者は、開業準備業務責任者を常勤で配置し、開業準備業務を実施する。
なお、開業準備業務責任者は、運営業務の総括責任者と同一の者とする。
- ウ) 選定事業者は、開業準備に関する内容及びスケジュール等を記載した「開業準備計画書」を開業準備業務開始の3か月前から作成し、市との協議を経た上で、開業準備の2週間前までに最終版を市に提出し確認を受ける。
- エ) 開業準備業務は、開業の2か月前から開始し、1週間前までに完了する。ただし、「パンフレットの作成」及び「見学者用施設案内DVDの作成」については、市との協議により別途期間を定めるものとする。
- オ) 調理リハーサル、配送リハーサルを実施する際には、事前に市職員と協議を行

う。なお、リハーサルでは給食を受配校まで配送し、配膳は行わずに本施設に持ち帰ることを想定している。選定事業者主催の試食会を行う等により、残滓の抑制に努める。また、リハーサルの結果について、課題や改善等の記録を含めた報告書を市に提出し、改善策等を提案する。

- カ) 開業準備期間中の調理リハーサル、配送リハーサル、試食会（市の要請により開催）等に係る光熱水費等を含め、開業準備業務に係る費用は選定事業者の負担とする。
- キ) 開業準備期間中、選定事業者は市職員と維持管理・運營業務の打ち合わせ及び調整等を実施する。また、選定事業者は市職員に維持管理・運營業務全般に関する研修を行う。この研修に用いる費用は、選定事業者の負担とする。
- ク) 本事業の紹介用に、PFI 事業の概要、施設・運営の概要、平面図及び施設の写真等を記載したパンフレットを作成する（A4 版・カラー印刷・4 頁程度、3,000 部）。なお、当該原稿は電子媒体で市に提出する。
- ケ) 見学者用の施設案内 DVD を供用開始後半年以内に納品する。内容については、大人向けと児童・生徒向けで分けることとし、事前に市と調整を行い、承認を得る。納品する枚数についても市と協議する。
- コ) 市が行う内覧会、竣工式・試食会、見学・試食会（各 70 名～100 名程度の出席者を想定）の支援・協力を行うこと。
- サ) 市の既存調理従事者等の雇用を検討すること。また、市の既存調理従事者等の雇用を実施する方針とする場合には、当該既存調理従事者等に対して可能な限り早い時期に雇用に係る説明会を実施すること。なお、当該説明会は、設計・建設業務期間中に実施することも可とする。

第4 維持管理業務

1 総則

1) 基本的な考え方

本施設の機能を維持し、給食の提供に支障が出ないように、かつ施設利用者及び関係者にとって、より快適な施設利用ができるよう、以下の内容について、各性能及び機能を常時適切な状態で維持管理する。

- ア) 本体施設の耐用年数は30年を想定している。このため、可能な限り大規模な修繕をせずに30年使用できるようにすることで、LCC（ライフサイクルコスト）、特にランニングコストの縮減を図りたいと考えている。一方、機能性（特に衛生面）を重視する施設であるため、非構造部材や設備機器配管等の耐用年数が短いものは、30年以内に更新する必要があると考えているが、市は、本事業の運営期間内の施設（建物とともに、建築設備、附帯施設、調理設備、施設備品等）の大規模な修繕について、法令変更又は不可抗力、市の帰責事由によるものを除いて、自らが行う予定はない。したがって、非構造部材や設備等の耐用年数が比較的短いものにあつては、合理的かつ経済的に維持管理できる材料、設備、機材等を選定するとともに、メンテナンス性、保全性と合わせLCC及びLCC02（ライフサイクルCO2排出量）の縮減を十分考慮した維持管理計画とする。
- イ) 選定事業者が本事業の運営期間内に施設（建物とともに、建築設備、附帯施設、調理設備、施設備品等）の大規模な修繕を必要とする場合や、施設、調理設備、食器・食缶等及び施設備品（市職員が専ら使用する施設備品を除く。）の維持管理に伴う修繕・更新（補充）は、本事業の業務範囲に含むものとし、選定事業者が自ら実施するものとする。ただし、法令変更、若しくは不可抗力（いずれも施設の性能要求水準を定めたものにあつては当該水準を超えるものに限る。）、又は市の帰責事由による場合はこの限りではない。
- ウ) 本事業の運営期間内の施設の大規模な修繕の方法や、本体施設、附帯施設、調理設備、食器・食缶等及び施設備品（市職員が専ら使用する施設備品を除く。）の維持管理に伴う修繕・更新（補充）の方法等は、選定事業者の提案によるものとする。

2) 業務期間

維持管理業務の業務期間は、開業準備期間の終了後より事業期間終了（平成48年（2036年）8月末）までとする。

3) 業務実施体制

(1) 維持管理責任者

維持管理の業務全般を掌理し、職員を指揮監督する維持管理責任者を配置すること。
なお、維持管理上支障がなければ、常勤、専属については問わないものとする。

(2) 業務担当者

- ア) 業務水準で示した内容を満足しない状況が発見された場合は、市の施設管理担当者に連絡するとともに、必要な措置を講ずる。
- イ) 法令等により資格を必要とする業務の場合は、各有資格者を選任し、事前に業務担当者氏名及び資格を市に報告する。
- ウ) 業務担当者は、業務従事者であることを容易に識別できるようにした上で、作業に従事する。
- エ) 業務担当者は、各事業種別にふさわしい服装及び装備をし、運転・監視を行うものとする。特に給食エリアに立ち入る場合は健康診断、保菌検査を必要とする。

(3) 業務体制の届出

選定事業者は、業務の実施に当たって、その実施体制（維持管理責任者及び業務担当者の経歴を明示した履歴書並びに名簿等）を市に報告する。

4) 業務計画書

以下の点を考慮して、維持管理業務の業務区分ごとの長期（維持管理期間全体が対象）及び年間の維持管理業務計画書（年間のものは毎年作成）を作成し、事前に市に提出し、承諾を得る。業務計画書の様式、内容等は、あらかじめ市と協議して定める。

- ア) 維持管理は、原則として予防保全を基本姿勢とする。
- イ) 法令変更又は不可抗力、市の帰責事由のいずれにも該当しない原因により大規模修繕を行う場合は、選定事業者の費用負担とする。
- ウ) 施設（附帯施設を含む。）が有する所定の性能を保つ。
- エ) 劣化等による危険・障害の未然防止に努める。
- オ) 省資源及び省エネルギーに努める。
- カ) 施設（附帯施設を含む。）の LCC 及び LCCO2 の削減に努める。
- キ) 環境負荷を抑制し、環境汚染等の発生防止に努める。
- ク) その他、維持管理サービスの質と効率を一層高めるような創意工夫やノウハウを積極的に活かす。
- ケ) 施設の環境を、安全・快適かつ衛生的に保ち、施設利用者等の健康被害を未然に防止する。
- コ) 関係法令等を遵守する。

また、上記維持管理業務計画書とは別に、市が費用負担をする修繕・更新（補充）について（事業期間内においては法令変更及び不可抗力によるもの、事業期間外においては帰

責事由を問わず必要となるもの)、今後 10 年間の計画 (項目と費用など) を毎年度当初に市へ提出すること。様式や内容は市と協議して定める。

5) 業務報告書

維持管理業務計画書に基づき実施した業務内容について、毎月 及び 四半期 (3箇月) ごと 及び毎年度 に維持管理業務報告書を作成し、市に提出する。なお、維持管理業務報告書には、当該業務の実施内容とともに、点検・修繕・事故等の内容や毎月の光熱水使用量について記載する。

6) 関係書類・記録の保管

- ア) 選定事業者は、本維持管理業務に必要な書類等を、汚損や紛失のないように保管し、市からの求めがあった場合には、いつでも閲覧等できるようにする。
- イ) 本施設の機器台帳を作成し、業務期間中の点検・保守の実績を適切に記録し、維持管理業務期間終了時に市に提出する。
- ウ) 市より貸与された施設の図面等の資料がある場合には、業務期間中は適切に保管・管理し、業務期間終了時に市に返却する。

7) 非常時及び緊急時の対応等

- ア) 事故・火災等による非常時及び緊急時の対応について、あらかじめ市と協議し、業務計画書に記載しておく。
- イ) 事故・火災等が発生した場合は、業務計画書に基づき、直ちに被害の拡大防止及び復旧に必要な措置を講じるとともに、市及び各関係機関に連絡する。

8) 施設・設備の不具合及び故障を発見した場合の措置

- ア) 選定事業者が、施設・設備の不具合及び故障等を発見した場合、又は第三者から施設・設備の不具合及び故障等に関する指摘を受けた場合、選定事業者は速やかに市に報告、協議する。緊急に対処する必要があると判断した場合は、速やかに適切な応急処置を行う。なお、軽微なものについては、後日、月報等の提出をもって報告に代えることができる。
- イ) 維持管理期間において更新された施設・設備等については、随時選定事業者が施設、設備更新に係る竣工箇所の図面等を作成し、市に報告して承認を得る。修正した図面等は、市に提出するものの他、選定事業者において保管すること。

9) 修繕・更新 (補充)

事業期間中、通常の使い方をして、劣化、故障又は破損したもの (施設・設備機器を含む) に必要な修繕、更新等の方法は事業者の提案によるものとし、これにかかる費用は事

業者の負担とする。更新したものの所有権は市に属するものとする。

業務期間中に予想される修繕・更新（補充）をあらかじめ想定し、合理的な長期修繕計画を立て、実施する。また、本施設（附属施設、調理設備、食器・食缶等、施設備品（市職員が専ら使用する施設備品を除く）を含む。）における修繕・更新（補充）は、次の点に特に留意する。

- ア) 事業期間中は、施設（附属施設、調理設備、食器・食缶等、施設備品（市職員が専ら使用する施設備品を除く）を含む。）の機能、美観を維持するよう、維持管理を行う。
- イ) 点検等により、建物や設備の修繕・更新（補充）が必要と判断された場合には、速やかに施設管理担当者に報告し、協議の上適切に対応する。
- ウ) 修繕・更新（補充）に当たって使用する材料は、ホルムアルデヒドをはじめとする揮発性有機化合物6物質の化学物質の削減（「学校環境衛生基準」で定める基準値以下とする。）に努める。
- エ) 修繕・更新（補充）の対象は、本体施設、附属施設、調理設備、食器・食缶等及び施設備品を対象とする。ただし、市職員が専ら使用する施設備品の修繕・更新（補充）は、本事業の業務範囲に含まない。
- オ) 業務期間中に発生する修繕業務は、法令変更や不可効力、市の帰責事由によるものを除き、全て選定事業者の事業範囲とする。
- カ) 修繕・更新（補充）に伴って必要となる設計図面等の変更を行う。

10) 大規模修繕の考え方

市は、事業契約期間中の大規模修繕については、法令変更や不可抗力、市の帰責事由によるものを除き、自らが行う予定は無い。なお、不可抗力の定義は事業契約書のとおりとするが、維持管理業務及び運営業務が適切に行われていることが前提である。

11) 業務期間終了時の対応

選定事業者は、事業期間終了時において、本施設の全てが要求水準書で示した性能及び機能が発揮でき、著しい損傷が無い状態で市へ引き継げるよう維持管理を行うこととし、事業期間終了後、少なくとも1年以内は、本施設（本体施設、附属施設、調理設備、食器・食缶等、及び施設備品）の修繕・更新（耐用年数が1年未満の物の交換は含まない）が必要とならない状態を基準とする。ただし、性能及び機能を満足する限りにおいて、経年における劣化は許容する。

事業期間終了前概ね3年前より、引渡し時の状態について市と協議を行うこと。

また、選定事業者は、予防保全を踏まえた事業期間終了までの本事業における維持管理実績を踏まえ、想定される修繕・更新について、ライフサイクルコストの縮減が可能となるよう、計画的な方法について、市の求めに応じて助言を行うこと。

ア) 市は、業務期間終了時に以下の点を検査する。市の検査により不適合と認められた場合は、選定事業者の責任により速やかに対応し、市の承諾を得る。

建築	<ul style="list-style-type: none"> ・ 構造上有害な鉄骨の錆・傷等 ・ 接合部のボルトのゆるみ等 ・ 鉄筋コンクリート部分の構造上有害なクラック等 ・ 屋根、外壁等からの雨水等の進入状況
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配管の腐食、錆瘤等の状況、継ぎ手の損傷等 ・ 配管の水圧、気密等 ・ その他設備・備品等が要求水準や選定事業者の提案書を満たす機能を有しているか否か

イ) 選定事業者は、事業契約期間満了日の概ね 3 年前から、本施設の維持管理及び運営業務に係る必要事項や操作要領、申し送り事項その他の関係資料を市に提供する等、事業の引き継ぎに必要な協議・協力を行うこと（事業契約期間満了以外の事由による事業終了時の対応については、事業契約書において示す。）。

ウ) 事業契約期間満了後 1 年間、維持管理企業が連絡窓口となり、引継先からの問合せ対応等のサポート業務を実施すること。

12) 施設管理台帳の作成

施設の管理台帳を作成し、市の要請に応じて提示する。

13) 選定事業者が管理する範囲

選定事業者が管理する対象は、原則として選定事業者が本事業の中で整備を実施する範囲とする。

2 建築物保守管理業務

1) 業務対象

ア) 対象範囲：本件建物、附帯施設（敷地内の建築物すべて含む。）

イ) 対象業務：対象範囲各部の日常点検、定期点検、保守、修繕、更新

2) 点検業務

ア) 部材の劣化、破損、腐食、変形等について、調査・診断・判定を行い、性能及び機能の低下がある場合は速やかに修繕等を行い、部材の劣化、破損、腐食、変形等がない状態に保つこと。

イ) 結露やカビの発生を防止すること。

ウ) 開閉・施錠装置等が正常に作動する状態を保つこと。

エ) 扉は、塵埃や衛生害虫等の侵入を防ぐため、隙間や破損のないように常に維持管

理すること。

- オ) 建物内外の通行等を妨げず、運營業務に支障をきたさないこと。
- カ) 避難経路からは常時障害物を取り除いておくよう努めること。
- キ) 建物において重大な破損、火災、事故等が発生し、緊急に対処する必要が生じた場合の被害拡大防止に備えること。また、事故等が発生した場合には、建物点検を実施し、市に報告するとともに、復旧作業の計画を立案すること。

3) 建築物維持管理記録の作成、保管及び報告

建築物の維持管理記録を作成すること（電子データも含む）。

- ア) 維持管理記録は、点検記録・修繕記録・事故記録を含むこと。
- イ) 維持管理記録は事業期間終了時まで保管すること。
- ウ) 点検・修繕・事故内容等は、「月報」に記載し市に報告すること。

3 建築設備保守管理業務

1) 業務対象

- ア) 対象範囲：本施設に付随する建築設備全般
- イ) 対象業務：対象範囲各部の運転・監視、点検、保守、修繕、更新

2) 運転・監視業務

- ア) 安全に留意し設備の能力を最大に発揮できるよう、効率の良い経済的な運転操作を行うこと。
- イ) 建物内を定期的に巡視し、各部屋の空気環境状態を確認し、最適な環境の維持に努めること。
- ウ) 設備、装置の電流、電圧、圧力、温度等は定められた時間に確認し、電源負荷状態並びに機械装置の稼動状態の監視を行い、運転状態の良否の判定及び改善に寄与するよう努力すること。
- エ) 運転中は、異常発見に留意し、事故の発生を未然に防止するとともに、不測の事故発生時にはその拡大を防止し、二次災害の発生を抑えるよう、日常作業基準等を作成し、設備の習熟訓練をすること。
- オ) 各機能・諸室の用途、気候の変化、利用者の快適性等を考慮に入れて、各設備を適正な操作によって効率よく運転・監視すること。
- カ) 運転時期の調整が必要な設備に関しては、市と協議して運転期間・時間等を決定すること。
- キ) 各設備の運転中、点検及び操作・使用上の障害となるものの有無を確認し、障害となるものを発見した場合は除去又は適切な対応を取ること。

3) 点検業務

(1) 法定点検

- ア) 各設備の関係法令の定めにより、点検を実施すること。
- イ) 点検により設備が正常に機能しないことが明らかになった場合、適切な方法（保守、修繕、更新等）により対応すること。

(2) 定期点検

- ア) 各設備について、常に正常な機能を維持できるよう、設備系統ごとに適切な設備点検計画を作成し、定期的に点検・対応を行うこと。
- イ) 点検により設備が正常に機能しないことが明らかになった場合又は何らかの悪影響を及ぼすと考えられる場合には、適切な方法（保守、修繕、更新等）により対応すること。

4) 劣化や故障への対応

劣化や故障等について調査・診断・判定を行い、適切な方法（保守、修繕、更新等）により速やかに対応すること。

5) 異常時の報告

運転監視及び定期点検等により異常が発見された場合には、速やかに市の施設管理担当者に報告する。

6) 建築設備保守管理記録の作成、保管及び提出

(1) 建築設備の維持管理記録を作成すること（電子データも含む）。

ア) 維持管理記録は、以下の内容を網羅したものとすること。

(ア) 運転日誌

- a 受変電日誌
- b 熱源設備・空調設備運転日誌

(イ) 点検記録

- a 空調設備点検報告書
- b 電気設備点検報告書
- c 給排水設備点検報告書
- d 受水槽点検報告書
- e 排水処理施設点検報告書
- f 昇降機点検記録
- g 防災設備点検記録（消防設備点検報告含む）
- h その他法令で定められた点検に係る記録

- (ウ) 整備・事故記録
 - a 定期点検整備記録
 - b 修繕記録
 - c 事故・故障記録
 - d 修繕工事完成図書
- イ) 維持管理記録は、事業期間終了時まで保管すること。
- ウ) 点検・整備・事故内容等は、「月報」に記載し、市に報告すること。

4 附帯施設保守管理業務

1) 業務対象

- ア) 対象範囲
 - (ア) 植栽：本施設内の植栽全般（施設外に落ちた枝や落ち葉の清掃を含む）
 - (イ) 外構：本施設の外構全般（曙町・西幸町54号線沿いの歩行者スペースや曙町字南松原169番2と同174番2を含む）
- イ) 対象業務
 - (ア) 植栽：植物への施肥、灌水、病虫害の防除、薬剤散布、枯死した植物及び枯葉の処理、枝の補強等植栽の生育・保護、剪定、落ちた枝や落ち葉の清掃
 - (イ) 外構：点検、保守、修繕、更新

2) 要求水準

- ア) 植栽
 - (ア) 植栽は、美観に配慮するとともに常に清潔な状態を維持すること。
 - (イ) 「第2／3／8」／(2)の規定により残したクスノキについて、以下による。
 - a 枝が道路にはみ出したり、電線にかからないように定期的に剪定を行う。
 - b 倒木の危険性が無いか、定期的に点検を行う。倒木の危険性が認められる場合は、伐採等の必要な対応を行う。
 - c 事業用地及び道路用地に落ちた枝や落葉の掃除を行う。道路側溝に落ち葉が詰まらないようにする。
 - d 強風により大量の枝葉が落ちた場合は、通行等に支障が生じないよう速やかに掃除や処分を行う。これが全市的に被害をもたらした規模の大きな台風等による場合は、その掃除や処分にかかる費用負担について、市と選定事業者が協議のうえ、市が認めた場合には、市が費用負担する。
 - e 枝の落下や倒木等（以下「倒木等」という。）により第三者に損害を与えた場合、選定事業者が損害賠償額を負担する。ただし、その倒木等が選定事業者又は第三者を起因とするものではなく、かつ、事業契約書で付保することとなっ

ている保険で対応できない部分については、市が損害賠償額を負担する。

- (ウ) 薬剤散布又は化学肥料の使用は極力避けるものとし、やむを得ず使用する場合は、あらかじめ市と協議すること。なお、薬剤散布は近隣民家への影響を考慮して実施する。「農薬・薬剤等適正使用ガイドライン」に基づき運用する。

イ) 外構

- (ア) 附帯施設を含め、機能・安全・美観上適切な状態に保つよう維持管理を行うこと。
- (イ) 常に清潔な状態を維持すること。

3) 附帯施設保守管理記録の作成、保管及び提出

附帯施設の保守管理記録を作成すること（電子データを含む）。

- ア) 保守管理記録は、点検記録・修繕記録・事故記録を含むこと。
- イ) 保守管理記録は事業期間終了時まで保管すること。
- ウ) 点検・修繕・事故内容等は、「月報」に記載し市に報告すること。

5 調理設備保守管理・更新業務

調理設備について、総則に定めた業務計画書に基づき、業務を実施する。

1) 業務対象

- ア) 対象範囲：本施設で使用する調理設備全般
- イ) 対象業務：日常点検、定期点検、保守、修繕、更新、給食エリア内の調理設備機器について、総則に定めた業務計画書に基づき、業務を実施する。

2) 要求水準

- ア) 要求水準に基づく正常な機能を常に維持できるよう、各系統別に適切な調理設備点検計画を作成し、それに従って点検を行うこと。
- イ) 調理設備の不具合部分の特定方法や、その対処法を記載したマニュアルを作成し、市へ提出するとともに調理員への指導を徹底すること。
- ウ) 調理設備の状態について、日常的に調理員へヒアリングを行い、異常等がある箇所が判明した場合には点検・修繕等を実施すること。その際、使用方法に問題がある場合は、調理員への指導も行うこと。
- エ) 調理設備のビス等のゆるみ、割れ、機械油の漏れ等がないか等を、定期的に点検・保守し、調理作業及び調理食材の安全性を確保すること。
- オ) サーモスタット等調理設備に内蔵されている安全装置が常に制御しているか、定期的に点検を行うこと。
- カ) 点検において不備が発見された場合は、適切な方法（修理、交換、分解整備、調整等）により対応すること。当日以降の給食提供に支障となる恐れがある場合は、

市に報告すること。

- キ) 長期間休止している調理設備を稼働させる場合は、使用日前日までに点検を行うこと。
- ク) 調理設備を更新した場合は、速やかに市にその内容(品名、規格、金額(単価)、数量等)を書面にて報告するとともに、調理設備台帳の記載内容も更新すること。

3) 調理設備保守管理記録の作成、保管及び提出

調理設備の保守管理記録を作成すること(電子データも含む)。

- ア) 保守管理記録は、点検記録・修繕記録・事故記録を含むこと。
- イ) 保守管理記録は事業期間終了時まで保管すること。
- ウ) 点検・修繕・事故内容等は、「月報」に記載し市に報告すること。

6 食器・食缶等保守管理・更新業務

1) 業務対象

食器・食缶等について、総則に定めた業務計画書に基づき、業務を実施する。

2) 点検業務

(1) 日常点検

- ア) 食器・食缶等について、洗浄時又は使用日の前日に点検を行う。

(2) 定期点検

- ア) 食器・食缶等について、常に正常な状態・機能を維持できるよう、適切な点検計画を作成し、それに従って定期的に点検を行う。

3) 修繕・更新(補充)業務

ア) 更新時期

(ア) 食器

食器の更新時期は概ね7年とし、8年目と15年目には食器を更新する。ただし、実際の食器の劣化の状況によっては、市と選定事業者の協議の上で更新の時期を変えることがある。

(イ) 食器かご・食缶

供用開始当初から事業期間終了までの間に、食器かご・食缶は最低1回更新を行うこととし、更新時期は、市との協議により決定すること。

(ウ) スプーン、配膳器具等

劣化や故障の状況に応じて適宜更新するとともに、数量が不足するに応じて補充すること。

- (エ) トレー
5年～6年を目途に更新することとし、更新時期は、市との協議により決定すること。
- イ) ア)に関わらず、下記のいずれかに該当する場合は、選定事業者は食器・食缶等を速やかに更新すること。
 - (ア) 食器・食缶等に破損・変形・変色があった場合。
 - (イ) 学期ごとに、でんぷん、油脂、たんぱく質等の残留検査を行い、市に報告する。その際に、衛生的でないと判断される場合。
 - (ウ) その他、衛生管理や安全確保に懸念が生じた場合も同様とする。
- ウ) 更新時には、市と協議の上で、改良された優れた食缶等を取り入れる等、柔軟な対応を図るよう努めること。
- エ) くすのき特別支援学校の食器・食缶等の更新にかかった当該年度の経費を、翌年度の4月までに市へ報告する。

4) 食器・食缶等保守管理記録の作成、保管及び提出

保守管理記録は、事業期間終了時まで保管し、市の要請に応じて提出する。

7 施設備品保守管理・更新業務

1) 業務対象

施設備品（「第2／8／1」に規定するもの）について、総則に定めた業務計画書に基づき、業務を実施する。ただし、市職員が専ら使用する施設備品は含まない。

2) 業務内容

- ア) 選定事業者は、自らが調達した施設備品について、事業期間内における施設備品の機能を維持するために、必要に応じ、維持管理・修繕・更新（補充）を行う。
- イ) 施設備品を修繕、補充及び更新した場合は記録し、市に報告すること。

3) 保守管理記録の作成、保管及び提出

保守管理記録は、事業期間終了時まで保管し、市の要請に応じて提出する。

8 清掃業務

1) 業務対象

- ア) 対象範囲:本施設全般（市職員用事務室含む）
- イ) 対象業務:清掃、消毒、ねずみ及び衛生害虫等の防除

2) 要求水準

ア) 共通事項

- (ア) 敷地内は整理・整頓に努め、常に清潔に保つこと。
- (イ) 清掃従事者は、衛生上の留意点等について調理従事者と情報共有を図ること。
- (ウ) 調理従事者は、調理業務前に便所の清掃は行わないこと。
- (エ) 調理衣を着用したまま便所や一般エリアの清掃を行わないこと。
- (オ) 清掃のみの従事者であっても、給食エリアの清掃を行う者は、調理従事者と同様の健康確認を行うこと。
- (カ) 清掃用具は清潔を保つこと。
- (キ) 衛生害虫の発生抑制、侵入防止、駆除作業は、安全かつ環境に配慮した手法で行うこと。
- (ク) 高所箇所の清掃作業にあたっては、安全性に配慮すること。
- (ケ) 清掃に関する記録は5年間保存すること。また、清掃内容等は、「月報」に記載すること。

イ) 建物

(ア) 建物全般

- a 床、内壁、扉等の清掃業務の実施に当たり、場所、従事者及び実施頻度を記した計画を事前に作成し、市の承認を得ること。また、洗浄消毒は、清掃計画に記す項目に加えて、薬剤（洗剤、消毒剤）の種類、希釈倍率及び使用方法を記した計画を作成し、市の承認を得ること。
- b すべての棚や頭上構造物等塵埃が堆積しやすい箇所は、塵埃を除去するための清掃計画を立案し、市の承認を得て実施すること。
- c 建物の周囲は、常に清潔に保ち、鳥類、ねずみ、ハエ及びゴキブリ等、衛生害虫等を誘引するような廃棄物等を放置しないこと。
- d 食材を受け入れる場所周辺の床面は、常に清掃し、清浄な状態とすること。
- e 排水溝は、定期的に清掃等を行い、常に排水に支障のない状態を保つこと。
- f 塵埃、衛生害虫等の侵入を防ぐため、施設等の搬入口、扉及びシャッターは、開放したままにしないこと。
- g 建物内部では、圧縮空気ですら表面から塵埃を除去することは、避けること。
- h 便所、手洗い設備、洗面台、ごみ箱等は、常に清潔に保つこと。また、衛生消耗品の補充・交換を行うこと。
- i 掃除用具は、汚染作業区域と非汚染作業区域との共用を避け（トイレの清掃用具は専用とすること）、使用の都度、洗浄し、定期的に殺菌するとともに、指定した場所に収納する。

(イ) 給食エリア

- a 作業区域内の床、内壁の床面から1m以内の部分及び手指の触れる部分は1日

1 回以上、内壁の床面から 1m 以上の部分及び天井は 1 月に 1 回以上、清掃を行い、必要に応じて洗浄・消毒を行うこと。ただし、例えば煮炊き調理室のような天井高が特に高い室については、他の室と同等の範囲での清掃でも可とするが、この場合でも長期休暇時に残りの部分の清掃を行い、必要に応じて洗浄・消毒を行うこと。

- b 壁、床、扉及び天井は、カビの集落が生じた場合は、拭き取るなどの処理を行うこと。
- c 窓枠及び室内を横断する給水管、排水管、給電コード及び冷媒チューブ（冷却装置が備えられている場合）に、塵埃を堆積させないこと。
- d 長期休暇中には、天井・床・内壁等の洗浄・消毒、換気扇・フィルターの吹出口等の清掃、照明器具の清掃等、特別清掃を実施すること。
- e 長期休暇後の最初の給食調理日等しばらく給食を提供しなかった場合には、給食提供日の前日 はに、必ず洗浄及び清掃すること。
- f 清掃用具は、エリア別、作業別に洗浄と乾燥を行い、保管も個別に行うこと。また、清掃用具は色分けし、混同を防止すること。
- g 清掃用具は、使用の都度、洗浄し、定期的に殺菌すること。
- h 給食エリアの清掃においては、塵埃を発生させる行為を避けること。
- i 清掃、洗浄、消毒が適切に実施されているか確認するために、定期的に試薬等を用いて検査を行うこと。検査結果をもとに、清掃等の頻度等を適切に見直すこと。
- j エアシャワーのフィルターは、定期的に清掃又は交換する。
- k トイレは毎日、清掃・消毒を行う。
- l トイレの清掃・消毒は汚染度の低い所から順に、調理終了後に行う。
- m 廃棄庫は衛生上支障がないように、適切に清掃する。

(ウ) 一般エリア

- a 事務室の机、椅子等の手指に触れるものは、清潔に保持すること。
- b ロッカー、衣服収納容器に、塵埃を堆積させないこと。
- c 衛生消耗品の補充・交換を行うこと。
- d 床面へのワックス塗布にあたってはシックハウスに配慮すること。
- e 市職員用事務室の清掃の内容・頻度については、市と協議すること。
- f 窓ガラスは、常に清潔かつ美観の維持を図る。

ウ) 建築設備

(ア) 換気扇及びフィルター・フードは、定期的に清掃すること。特にフィルターは、目づまりや破損等の有無を定期的に点検し、必要に応じて交換すること。

(イ) 作業区域内の各諸室の結露状況を点検し、結露が認められる場合には換気・空調設備の改善を図ること。

- (ウ) 照明設備は、定期的に清掃し、照度を半年に1回以上測定し、必要な照度が得られていることを確認すること。
- (エ) パイプ類は、錆の発生によるスケールの付着により水質を低下させることがあるので、定期的に点検を行い、必要に応じて清掃、修繕又は交換等を行うこと。
- (オ) 排水関連設備は、定期的に清掃し、機能の維持に努めること。
- (カ) 排水管は、月1回以上点検を行い、必要に応じて清掃を行うこと。
- (キ) グリストラップを設置する場合は、1日に1回以上点検し、必要に応じ清掃及びピット内の堆積汚泥の汲み取りを行うこと。

エ) 附帯施設等

- (ア) 附帯施設については、駐車場や通路も含め、その周囲及び内部を適宜清掃すること。
- (イ) 本施設の敷地内は、ねずみ及び衛生害虫等の発生、生息、繁殖の原因となるものがないようにすること。
- (ウ) 給水管、排水管、給電コード及び冷媒チューブの貫通部分に隙間がないようにすること。
- (エ) ねずみ及び衛生害虫等の発生源を発見した場合は、速やかに撤去、消毒すること。
- (オ) 施設の搬入口、扉及びシャッターは、開放したままにしないこと。

3) 清掃記録の作成、保管及び提出

清掃記録は、事業期間終了時まで保管し、市の要請に応じて提出する。

4) 維持管理における廃棄物の管理

選定事業者の維持管理等で排出される廃棄物は、選定事業者の責任において、以下の方法により行う。

- ア) 廃棄物は、分別収集の種類別に従い、資源循環に努める。
- イ) 資源物置場及び廃棄庫に適宜集積し、本施設内には放置しない。
- ウ) 廃棄物を集積する容器等は、汚物、臭気、汚液等が飛散、漏出しないものとする。

9 警備業務

1) 業務対象

施設の警備における対象範囲及び対象業務を以下に示す。

- ア) 対象範囲：本施設全般
- イ) 対象業務：火災及び盗難の防止、迷惑行為・暴力行為・犯罪行為の排除、財産の保全

2) 要求水準

- ア) 警備業務は、365日24時間対応とすること。
- イ) 防災諸設備を取り扱うとともに、各種警報設備の管理を行う等、日頃から災害の未然防止に努めること。
- ウ) 火災等の緊急時には、適切な初期対応をとるとともに、関係諸機関への通報・連絡を行うこと。
- エ) 関係者不在時の施設警備（緊急時に30分以内で現場に到着できる体制の整備）を行うこと。
- オ) 夜間及び休日の機械警備を標準とし、異常の発生に際して速やかに現場に急行して、状況の確認、関係者への通報連絡等を行えるようにすること。
- カ) 機械警備で導入するシステムは、感知センサー・監視カメラを施設内の要所（正面エントランス、通用口、厨房エリア出入口他）に設置し、不審者の侵入を監視する他、自動火災報知設備と連動し、火災発生を監視できるものとする。
- キ) 調理機器等の設備異常等も感知できるシステムとすること。
- ク) 警備業法、消防法、労働安全衛生法等の関連法令及び監督官庁の指示等を遵守すること。

3) 警備記録の作成、保管及び提出

警備記録は、事業期間終了時まで保管し、市の要請に応じて提出する。

第5 運營業務

1 総則

1) 運営基本方針

選定事業者は、以下の方針に基づいて、運營業務を実施すること

- ア) 学校給食衛生管理基準に基づく衛生管理の徹底を図る。
- イ) 安全・安心で魅力ある学校給食を、事業期間にわたり確実に児童生徒等へ提供する。
- ウ) 省資源・省エネルギー、再生可能エネルギーの利用及び廃棄物の減量化・再資源化等に配慮し、環境負荷の低減を図る。
- エ) 合理的かつ効率的な運営を実施する。
- オ) 従事者等の事故防止に留意し、労務環境の安全性を確保する。

2) 各種基準や関係法令の遵守

運營業務にあたっては、本要求水準書に基づくほか、「学校給食衛生管理基準」及び「大量調理施設衛生管理マニュアル」等の各種基準や関係法令に基づき業務を行うこと。また、これらの各種基準や関係法令については、最新版によること。各々の規定に相違がある場合は、より水準の高い規定を適用する。

3) 業務期間

業務期間は、開業準備期間の終了後より事業期間終了（平成48年（2036年）8月末）までとする。

4) 提供食数

- ア) 本施設における給食の提供食数は12,000食／日程度とする。
- イ) 日々の提供食数については、「第5/2 食数調整業務」による。
- ウ) 献立の種類は1種類とする。ただし、将来的に複数献立にする可能性もある。

5) 業務計画書・業務報告書の作成・提出

(1) 業務計画書

- ア) 実際の業務に当たっては、定められた要求水準を満たすことを考慮して、運營業務の業務区分ごとの長期（運営期間全体が対象）及び年間の運營業務計画書（年間のものは毎年作成）を作成し、市に提出し、承認を受ける。
- イ) 業務計画書の様式、内容等は、あらかじめ市と協議して定める。

(2) 業務報告書

- ア) 運營業務計画書に基づき実施した業務内容について、毎月及び、四半期(3 箇月)ごと及び毎年度に運營業務報告書を作成し、市に提出する。

6) マニュアルの作成

- ア) 施設の完成までに、「運営マニュアル」(調理、配送、衛生管理、清掃、配膳業務に関する内容を含む)及び「危機管理マニュアル」(異物混入、食中毒に関する内容を含む)、「アレルギー対応食業務マニュアル」を作成し、市の承認を得る。なお、マニュアルを変更する場合には、市と協議し、承認を得る。
- イ) マニュアルの作成に当たっては、「要求水準書」、「学校給食衛生管理基準」、「大量調理施設衛生管理マニュアル」等に基づくとともに、HACCP 方式による衛生管理に対応した内容とする。また、マニュアル及び一般的衛生管理の適正な履行状況について、必要に応じて市は確認を行う。
- ウ) 市に不適合箇所を指摘された場合、市が定める期間内に改善報告書を市に提出する。

7) HACCP 方式による衛生管理の推進

選定事業者は、HACCP方式による衛生管理を前提として継続的な検証・改善その他必要な措置を講じ、衛生管理の向上を図る。

8) 業務実施体制

選定事業者は、運營業務を実施するに当たって、適切な業務実施体制を構築し、自らの責任及び権限をもって労務管理及び業務管理等にあたる。

(1) 配置すべき責任者

業務の実施に当たっては、以下の常勤の者を配置する。

職種	人数	担当業務内容	資格等
総括責任者	1名	維持管理・運營業務全般を掌握し、調理責任者その他の職員を指揮監督する。また、市職員との連絡調整を行う。	総括責任者は、業務全般に関する相当の知識と経験を有する者。

職種	人数	担当業務内容	資格等
調理責任者	1名以上	総括責任者の指揮監督の下、調理業務、衛生管理業務及びこれらに付随する業務を指導・管理する。また、総括責任者に事故があるとき又は欠けたときに、その職務を行う。なお、総括責任者が、調理責任者を兼務することも可とする。	調理責任者は、学校給食施設、公的又は民間施設における大量調理施設（同一メニューを1回300食以上又は1日750食以上を提供する調理施設）のいずれかにおける調理業務において3年以上の実務経験を有し、管理栄養士、栄養士又は調理師のいずれかの資格を有する者。
調理副責任者	1名以上	調理副責任者は、調理責任者に事故があるとき又は欠けたときに、その職務を行う。	調理副責任者は、学校給食施設、公的又は民間施設における大量調理施設（同一メニューを1回300食以上又は1日750食以上を提供する調理施設）のいずれかにおける調理業務において2年以上の実務経験を有し、管理栄養士、栄養士又は調理師のいずれかの資格を有する者。
アレルギー対応食調理責任者	1名	アレルギー食対応に関する業務を指導・管理する。なお、アレルギー対応食調理責任者は他の責任者との兼務は不可とする。	アレルギー対応食調理責任者は、学校給食施設、公的又は民間施設における大量調理施設（同一メニューを1回300食以上又は1日750食以上を提供する調理施設）のいずれかにおける調理業務において2年以上の実務経験を有し、管理栄養士又は栄養士のいずれかの資格を有する者。

職種	人数	担当業務内容	資格等
食品衛生責任者	1名以上	調理業務のうち、特に調理作業従事者の衛生、施設及び設備の衛生、食品衛生業務全般について指導・管理する。なお、食品衛生責任者は、総括責任者以外の責任者等と兼任することができる。また、食品衛生責任者は「大量調理施設衛生管理マニュアル」における衛生管理者を兼ねることとする。	「豊橋市食品衛生条例（平成12年条例第28号）」に基づき設置する。

※上記の者は全て選定事業者又は運営企業の正社員とし、離職する場合を除き、運営業務を安定的に継続実施するため、原則、最低1年間は固定する。なお、正社員の定義は、「会社と雇用期限の定めがない雇用契約を結んだ従業員であること。」とする。

(2) 諸手続き

ア) 許可等の取得

(ア) 食品衛生責任者の設置

開業する1か月前までに（食品衛生責任者を変更したときは、変更後1か月以内に）食品衛生責任者証の写しを市へ提出する。

(イ) 営業許可の取得

食品衛生法第52条による営業許可を開業までに取得し、営業許可書等の写しを市へ提出する。また、営業許可を更新したときは、更新後1か月以内に営業許可書等の写しを市に提出する。

(ウ) 「豊橋市ええじゃないかHACCP推進事業」に基づく確認済証の取得

供用開始後可能な限り速やかに、「豊橋市ええじゃないかHACCP推進事業実施要綱」に基づき「HACCP導入確認済証」を取得し、その写しを市へ提出する。

イ) 選任報告書

選任した総括責任者、調理責任者、調理副責任者、アレルギー対応食調理責任者及び食品衛生責任者について、開業する3箇月前までに、添付書類とともに、選任報告書を市に提出する。また、責任者を変更する場合は、原則として変更する前に、添付書類とともに、変更後の者の選任報告書を市に提出する。ただし、やむを得ない事情があるときは変更後直ちに対応する。

選任報告書の一覧は次の通りである。

職種	報告書	添付書類
総括責任者	総括責任者選任報告書	履歴書
調理責任者	調理責任者選任報告書	履歴書 資格を証する書類
調理副責任者	調理副責任者選任報告書	
アレルギー対応食調理責任者	アレルギー対応食調理責任者選任報告書	
食品衛生責任者	食品衛生責任者選任報告書	

ウ) 運営会議等

選定事業者は、市と以下の会議を行うものとする。

職種	開催	内容	出席者
通常会議	給食提供日につき1回及び毎週1回	調理に関する事前確認等	基本、市の職員と総括責任者及び調理責任者とし、その他市が要請する場合に限り、各運営担当者
月例会議	毎月1回	業務報告及び意見交換	基本、市の職員と統括責任者、総括責任者及び運営に係る各責任者とし、その他市が要請する場合に限り、各関係者
上記以外の会議	適宜	適宜	市が要請する各関係者

(3) 衛生管理体制の整備

- ア) 各運営担当者のほか、維持管理責任者にも衛生管理に係る情報の共有化を図る。
- イ) 関係官公署の立入検査が行われるときには、その検査に立ち会い、協力する。関係官公署から改善命令を受けたときは、その趣旨に基づき、関係する従事者に周知するとともに、具体的な改善方法を市へ報告し、選定事業者の責任と費用負担にて対応をする。ただし、本要求水準書で市の業務範囲とされている事項を除く。
- ウ) 食品衛生責任者は、衛生管理について常に注意を払うとともに、従事者等に対し、衛生管理の徹底を図るよう注意する。
- エ) 衛生管理体制の改善に時間を要する事態が生じた場合、必要な応急処置を講じるとともに、計画的に改善する。

(4) セルフモニタリングの実施

- ア) 選定事業者が実施する業務のサービス水準を維持改善するよう、選定事業者自らのモニタリングを実施する。なお、実施にあたっては運営担当者等で構成される専門の組織を組成する。

- イ) 第三者となる衛生機関等によるモニタリングを定期的実施する。
- ウ) 要求水準書の各項目に対応して、サービスが要求水準に合致しているかを確認する基準を設定する。すべての基準は、合致しているか否かで判断できるように設定する。
- エ) 基準ごとにモニタリングを行う頻度、モニタリング方法を設定する。
- オ) 要求水準書に規定する内容及び市が実施するモニタリングとの連携に十分配慮して、セルフモニタリングの項目、方法等を提案すること。セルフモニタリングの内容については、市と協議の上で設定する。
- カ) 選定事業者は、毎月、市にモニタリング報告書を提出する。モニタリング報告書には、次の内容を記載すること。
 - (ア) 市と合意して実施したモニタリングの状況
 - (イ) モニタリングを行った結果発見した事項
 - (ウ) 要求水準未達が発生した場合の当該事象の内容、発生期間、対応状況
 - (エ) サービス水準未達により影響を受けた機能
 - (オ) 要求水準未達が発生した場合の今後の業務プロセスの改善方策
 - (カ) その他必要な事項

(5) 選定事業者の従業員の常駐

給食実施期間及び学校から食数報告がある期間において、選定事業者の従業員のうち少なくとも 1 名は本施設の選定事業者用事務所に常駐し、市や学校と連絡が取れる体制とすること。

9) 非常時及び緊急時の対応等

(1) 健康被害

異物混入や食中毒等の健康被害の発生や、そのおそれがある場合は直ちに市に報告する。

(2) 事故・火災

- ア) 事故・火災等が発生した場合は、「危機管理マニュアル」に基づき、直ちに被害の拡大防止及び復旧に必要な措置を講じるとともに、市及び関係機関に連絡すること。
- イ) 業務計画書に基づき、地震、火災等の発生を想定し、日頃から訓練を行い、業務計画書の実効性を確保すること。

(3) 災害時における支援

- ア) 市では、既存の調理場に携わっている民間事業者と「災害時等における給食支援

業務等の協力に関する協定書」等を締結し、大規模災害が発生した場合に、調理場で炊き出しを行い、避難所へ配送を行う体制をとっている。本施設においても、「災害時等における給食支援業務等の協力に関する協定書」を締結し、市の要請により、災害時の炊き出しその他食料供給に協力する。

イ) 毎年の総合防災訓練等において炊き出し訓練を行う際に、協力し参加する。

10) 従業員の処遇、教育・訓練

ア) 従業員の意欲向上に配慮すること。

イ) 従業員の採用については、地元雇用に配慮すること。併せて、「第3/2/サ)」の規定に留意すること。

ウ) 調理、食品の取扱い等が円滑に行われるよう定期的に衛生管理や調理実習等の研修を行うと共に、外部で開催される研修にも積極的に参加し、従業員の資質向上に努める。また、研修記録として報告書を市に提出する。

エ) 稼働当初時においては、学校給食調理の実務経験者を積極的に採用する。

オ) 新たに従業員を採用した場合は、十分に研修を実施した上で従事させる。

カ) 選定事業者は、本業務を着手する前に業務従事者に対し、十分な研修及び実習を行い、業務開始時にはスムーズに業務が実施できる状態にする。

キ) 市が必要と認めた場合は、市又は市以外の者が実施する研修等に調理従事者を参加させる。

11) 消耗品・調理員用備品の調達

運営業務の実施に必要な消耗品（調理設備に使用する薬剤・洗剤等、保存食に使用する密封容器等を含む。）や、調理員用備品の調達・更新は、全て選定事業者が行う。なお、各学級で児童・生徒が行う配膳業務に必要なビニール手袋やビニール袋についても、選定事業者が調達すること。

また、3場体制への移行に伴い、施設の供用開始時に比してクラス数が15%程度増えると市では想定している。3場体制移行によるクラス数の増加に伴う配膳業務に必要な消耗品の調達については、市と選定事業者の協議の上、市が費用負担する。

12) 選定事業者の責による事故などの対応

ア) 選定事業者の責により給食として提供できなくなった食材については、選定事業者がその費用を負担すること。

イ) おかず等学校へ配送した物について不足があった場合は、速やかに不足分を学校へ届けること。

ウ) 異物混入があった場合で、選定事業者の業務範囲内での混入の可能性を排除しきれない場合は、必要に応じて、学校や保護者に対して誠意をもって対応をする

こと。

- エ) その他、選定事業者の責により事故が発生した場合には、誠意をもって対応すること。

13) 関係書類の保管

選定事業者は、業務計画書、業務報告書、マニュアル等の関係書類については、運営業務において必要な期間、保管し、市の要請に応じて提出する。

2 食数調整業務

(1) 食数調整・報告

選定事業者は、選定事業者と各受配校において、給食提供数について調整を行い、市が指定する日時までに、「食数変更一覧表」にて市に報告し承認を得ること。その後の食数変更については、学校から受けた連絡を全て書面に記録し、毎日、市へ書面にて報告する。

市は、選定事業者が行う給食提供数の調整について、必要な情報等を提供する。以下に示す事由により突発的な予定給食数の変更や給食の中止を行う場合は、各々に示すとおりとする。

- ア) 学校行事等（以下、イ及びウの事由以外で給食実施日の2週間前までに市、選定事業者において把握できないもの）による変更の場合、提供日の5日前の17時までに市より指示する。
- イ) 台風等により暴風警報の発令が予測されることにより、給食を中止する場合、提供日の前々日（暴風警報の発令予測が月曜日もしくは連休翌日の場合、週休日前の平日）11時までに市より指示する。
- ウ) 流行性感冒等により学級閉鎖となる学級が発生した場合、もしくは学校閉鎖となる場合、提供日の前日の11時までに市より指示する。
- エ) イ)の事由により給食の中止が決定した場合、中止した日の献立は次稼働日に実施し、以下、その週は実施する献立がそれぞれ順延する。
- オ) 上記以外については、市より指示をする。

3 食材調達・検収業務

1) 市の業務範囲

(1) 食材調達業務及び食材検収業務

市は、献立・食数に応じて食材（調味料を含むすべての食品をいう。）を調達し、検収を行う。

また、調理当日は遅くとも9時00分までに検収室にて、選定事業者へ検収済み食材の引渡しを行う。なお、検収・検品の結果、腐敗等不適切な食品が確認された場合は、

返品を行う。

食材の納入時間の目安は下表のとおりである。

納入区分	食材	納入時間
当日納入	青果、肉、豆腐、卵、こんにゃく、冷凍物資、冷蔵物資	当日の 7:45～8:15
前日納入	小袋類、調味料、乾燥物資、缶詰類	前日の 13:30～14:00

2) 選定事業者の業務範囲

(1) 検収補助業務

ア) 市が行う検収業務に協力して、以下の検収補助を行う。

(ア) 60 cm以上の高さの検収台、60 cm以上の高さの台秤、非接触式温度計、食品の種類ごとの専用容器その他必要機材の調達・準備・更新を行う。

(イ) 検収開始時刻までに必要な準備を行う。

(ウ) 諸帳簿を作成・記録し、毎日、市へ提出する。

(エ) 食品の積み下ろし、運搬及び開封を行う。

(オ) 数量確認、温度測定及び計量並びに専用容器の移し替えを行う。

イ) 食品の移し替え時及び調理時において、食品及び包装の異常を発見した場合は速やかに市へ連絡し、指示を仰ぐ。

ウ) 選定事業者は、検収補助に必要な数の人員に従事させる。

エ) 本施設への直送品（主食・牛乳・デザート等）の検収及び保管。

(2) 検収・検品済の食材の保管業務

検収・検品済の食材は、選定事業者がそれぞれの食材に適した管理・保管を行う。また、購入食材は使用量の差し引き簿等を作成し、使用状況を市へ報告する。

4 調理等業務

1) 基本事項

(1) 調理の原則

ア) 服装は常に清潔にし、調理作業中は白衣、ズボン、帽子（ネット含む）及びマスクを着用する。なお、白衣はファスナー式のものを取り入れること。

イ) 厨房の床は常に乾いた状態になるよう努める。（ドライシステム）

ウ) 調理室においては、食材の搬入から調理、保管及び配食等において衛生的な取扱いに努め、衛生害虫等によって汚染されないよう注意するとともに、食材、給食の運搬時においても、適切な温度管理・時間管理等の衛生的取扱いに配慮する。

エ) 提供する給食は、原則として全てその日に調理室で調理し、果物類を除き、完全に熱処理したものとする。

- オ) 料理の混ぜ合わせ（和え物等）、配分、盛りつけ等に当たっては、必ず清潔な器具を使用するとともに、「使い捨て手袋」等を着用し、料理に直接手が触れないようにする。なお、手袋は食材とはっきり区別がつく色（青色等）とする。
- カ) 調理に直接関係のない者をみだりに調理室に入れない。調理、点検に従事しない者が、やむを得ず調理室内に立ち入る場合には、保菌検査を実施し、陰性である事を確認した上、専用の清潔な帽子、外衣及び履物を着用させ、その記録をとる。
- キ) 作業中、食品の温度や機器の状態を記録する。
- ク) 釜分けや計量を正確に行う。また、配食を行う際には、調理機器毎に配食された学校及び学級が特定できるようにする。
- ケ) 調理油は、排水溝に捨てず、適切に処理する。

(2) 調理指示書

選定事業者は、市が作成した献立、及び提供食数に応じて調理指示書を作成し、2週間前までに市へ提出し、事前に了承を得ること。この時、小学校（くすのき特別支援学校の小学部を含む）と中学校（くすのき特別支援学校の中学部と高等部を含む）は別の釜とし、一釜あたりの容量を超えないようにすること。

(3) 二次汚染の防止

- ア) 給食実施日ごとに作業工程表及び作業動線図を給食実施日より前に作成し、作業前の打ち合わせを行い、給食作業中に確認できるようにする。調理作業中に変更が生じた場合は赤字などで修正する。なお、作業工程表及び作業動線図は、市に1週間前までに報告し、指示等を受けた場合は修正し再提出すること。
- イ) 作業工程表は、掛け持ち作業による二次汚染を防止するとともに、調理従事者全員の作業工程を1枚に示したものを作成し、調理全体の作業内容の確認を行う。時間差によって二次汚染を防止している場合には、作業動線図との確認を行うこと。

作業工程表の作成については、次の点を明確にすること。

- (ア) 汚染作業と非汚染作業の区分
- (イ) 献立名
- (ウ) 時間
- (エ) 担当者
- (オ) 担当者ごとの調理作業の内容
- (カ) 衛生管理のポイント（手洗い、エプロン交換、温度管理など）
- (キ) アレルギー対応食
- ウ) 作業動線図は、二次汚染を防止するため、肉・魚・卵などの汚染度の高い食品と、非加熱食品と和え物など調理後の料理の明確な動線を示し、交差汚染を防

ぐことに留意すること。

作業動線図の作成については、次の点を明確にすること。

- (ア) 食品の搬入口
 - (イ) 食品の保管部分
 - (ウ) 汚染作業区域・非汚染作業区域の区分及び機械器具等
 - (エ) 汚染作業区域から非汚染作業区域に食品を受け渡す場所又は台等
 - (オ) 調理後の食品の保管場所（配膳棚や配膳室等）
 - (カ) 献立名及び使用されている食品名
 - (キ) 肉・魚・卵等の汚染度の高い食品と非加熱調理用食品や和え物など汚染させたくない食品や料理など
 - (ク) アレルギー対応食
- エ) 食品、食品を入れた容器及び調理器具は、床からの跳ね返り水を避けるため、床面から60cm以上の高さの置台に置く。
- オ) 食肉、魚介類及び卵は、専用の容器、調理用の機器及び器具を使用し、他の食品への二次汚染を防止すること。
- カ) 調理作業中の食品及び調理用の機械、機器、器具並びに容器の汚染の防止の徹底を図ること。
- キ) 包丁及びまな板類については、食品別（食肉類、魚介類、野菜類、果物類等）及び処理別（加熱前、加熱後等）の使い分けの徹底を図ること。
- ク) 加熱調理した食品を一時保存する場合又は調理終了後の食品については、衛生的な容器にふたをして保存するなど、他からの二次汚染を防止すること。
- ケ) 調理済みの食品は、素手でさわらないこと。
- コ) 調理作業の際には、ふきんを使用しないこと。
- サ) エプロン、履物等は、色分けするなどにより作業区分ごとに用途別、食品別に区分し、明確に使い分けること。
- シ) 調理衣、エプロン、履物等（いずれも市職員の分を含む）は、作業区分ごとに洗浄及び消毒し、翌日までに乾燥させ、区分して保管すること。
- ス) 調理衣等及び履物を着用したまま便所に入らないこと。
- セ) 調理作業中、顔や毛髪等にむやみに触れないこと。
- ソ) 学校給食調理場における手洗いマニュアルを参考にし、次の区分により流水・液体石けんを用いて、必ず手指の洗浄及び消毒を行うこと。
- (ア) 作業開始前及び用便後、汚染作業区域から非汚染作業区域に移動する場合は、学校給食調理場における手洗いマニュアルの標準的な手洗い（2回洗い）を行う。
 - (イ) 食品に直接触れる作業に当たる直前、他の食品や器具等に触れる場合は、学校給食調理場における手洗いマニュアルの作業中の手洗い（1回洗い）を行

う。

タ) 従事者等が本施設内で嘔吐した場合は、速やかに対処するとともに、市に報告すること。なお、施設内に嘔吐した場合に備え、衛生的に処理できる用具を備えておくとともに、対応マニュアルを作成し事前に市の確認を得ること。

チ) 用途を区分してある器具・容器は、混同しないように保管すること。

(4) 異物混入防止

異物混入等には異物混入、異味・異臭等があるが、健康被害の可能性もあることから、様々な角度から混入の可能性を検討し、適切な防止対策を推進する。また、異物混入等が発見された場合には、速やかに市へ報告を行い、迅速に対応し、再発防止のための検討を行うこと。

(ア) 調理設備や調理備品等は、分解や組み立てを適切に行うとともに、故障又は破損があるときは、速やかに補修し、常に適正に使用できるよう整備しておくこと。

(イ) 本施設及びその周囲は、維持管理を適切に行うことにより、常に良好な衛生状態を保ち、ねずみ族及び昆虫の繁殖場所を排除するとともに、窓、ドア、吸排気口の網戸、トラップ、排水溝の蓋等の設置により、ねずみ族、昆虫の施設への侵入を防止すること。

(ウ) 食品取扱者は、衛生的な作業着、帽子、マスクを着用し、給食エリア内では専用の履物を用いるとともに、指輪等の装飾品、腕時計、ヘアピン、安全ピン等、食品製造等に不要なものを給食エリア内に持ち込まないこと。

(エ) 洗浄剤、消毒剤その他化学物質については、使用、保管等の取扱いに十分注意するとともに、必要に応じ容器に内容物の名称を表示する等食品への混入を防止すること。

(オ) 調理に当たっては、異物混入の可能性について点検を行い、原材料及び給食への異物の混入防止のための必要な措置を講じること。

(カ) 調理に関係ない者を給食エリアに入れる場合は、事前に市に申し出、許可を得ること。

(キ) 食品・物品の適切な管理のため、必要な施設・設備に施錠し、鍵の管理を徹底すること。

(ク) 施設内は、異物が発見できるように適切な明るさを保持すること。

(ケ) 機械器具及び分解した機械器具の部品は、金属片、不潔異物、化学物質等が食品へ混入することを防止するため、洗浄及び消毒を行い、所定の場所に衛生的に保管すること。

(コ) 切裁に使用する刃や部品等の欠損等を把握するため、使用前・使用中・使用後の確認を行い、記録すること。

(サ) 缶詰やレトルト食品は、容器の状態、内壁塗装の状態、ピンホール等に注意すること。

(シ) 調理作業に必要がないものを放置しないこと。

(5) 食品の温度管理

ア) 下表「学校給食用食品の原材料、製品等の保存基準」に従い、棚又は冷蔵冷凍設備に保管すること。

食品名		庫内温度
固形油脂		10 度℃以下
種実類		15 度℃以下
豆腐		冷蔵
魚介類	鮮魚介	5 度℃以下
	魚肉ソーセージ、魚肉ハム及び特殊包装かまぼこ	10 度℃以下
	冷凍魚肉ねり製品	-15 度℃以下
食肉類	食肉	10 度℃以下
	冷凍食肉 (細切した食肉を凍結させたもので容器包装に入れたもの)	-15 度℃以下
	食肉製品	10 度℃以下
	冷凍食肉製品	-15 度℃以下
卵	液卵	8 度℃以下
	殻付卵	10 度℃以下
乳	バター	10 度℃以下
生鮮果実・野菜類		10 度℃前後
冷凍食品		-15 度℃以下

イ) 原材料の適切な温度管理を行い、鮮度を保つこと。

ウ) 冷蔵及び冷凍保管する必要のある食品は常温放置しないこと。

エ) 加熱調理後冷却する必要のある食品については、冷却機等を用いて温度を下げ、調理用冷蔵庫で保管し、食中毒菌等の発育至適温度帯の時間を可能な限り短くすること。

オ) 加熱終了時、冷却開始時及び冷却終了時の温度及び時刻を記録すること。

カ) 配送に当たっては、必要に応じて保温食缶又は保冷食缶若しくは蓄冷材等を使用し、温度管理を行うこと。

キ) 調理後の食品は、適切な温度管理を行い、調理後 2 時間以内に給食できるよう努めること。

ク) 本施設からの搬出及び受配校での搬入の時刻を毎日、温度を定期的に記録する

こと。

(6) 使用水の安全確保

学校給食に使用する水は、学校又は調理敷地内における適正な管理と検査を行い、汚染防止に努め、衛生的な水を使用する。

- ア) 使用水は、学校環境衛生基準に定める基準を満たす飲料水を使用すること。また、毎日、調理開始前に十分流水した後及び調理終了後に遊離残留塩素が 0.1 mg/l 以上であることや外観、臭気、味等について水質検査を実施し、その結果を記録すること。
- イ) 遊離残留塩素の確認は次のように行う。
 - (ア) 調理作業前：十分（5 分間程度）流水した後に計測する。
 - (イ) 調理作業中：ゆで野菜等を水で冷却する場合は、冷却する直前に計測する。
 - (ウ) 調理後：調理作業終了時（配缶終了後）に計測する。
- ウ) 使用水が使用に不適な場合は、給食を中止し速やかに改善措置を講じること。また、再検査の結果使用した場合は、使用した水 10 を保存食用の冷凍庫に -20℃以下で 2 週間以上保存すること。
- エ) 貯水槽を設けている場合は、専門の業者に委託するなどにより、年 1 回以上清掃すること。また、清掃した証明書等の記録は 1 年間保管すること。
- オ) 使用水の水道の区分を図面等で確認し、必要に応じて検査を行うこと。
- カ) 風水害や食中毒の発生等で使用水が汚染された疑いのある場合には、その状況に応じて必要な検査を行うこと。

(7) 調理設備の運転・監視

- ア) 調理業務を行いながら、調理設備の運転・監視を行う。
- イ) 揚げ物機器、焼き蒸し機器、冷蔵庫、冷凍庫等のサーモスタットが正確に機能し、適切な温度を維持しているか、また、調理設備のビス等が取れそうになっていないか、機械の油が落ちて食材に触れていないか等を確認する。

(8) アレルギー対応食の調理

- ア) 市の業務範囲
 - (ア) 対象児童生徒等の決定は、市が行う。
- イ) 選定事業者の業務範囲
 - (ア) アレルギー対応食の提供を行う児童生徒等の人数は、市より選定事業者に食物アレルギー対応食指示書にて連絡する。
 - (イ) アレルギー対応食は専用スタッフによる調理とする。
 - (ウ) アレルギー対応食は、当面の間、卵と乳の除去食を提供し、1 日約 50 食程度

の対応とする。なお、卵と乳の重複の献立は無いものとする。将来的には、特定原材料へ対応品目の拡大や代替食への対応を検討する。事業期間内に、対応品目の拡大等を行う場合は、市と選定事業者との間で協議をする。費用負担は市が負うこととする。

- (エ) 選定事業者は、アレルギー対応食業務マニュアルを用い、市が作成するアレルギー対応食の献立に従い、除去すべき対象食材が混入しないよう調理を行う。下処理後の作業はアレルギー対応特別室で行うこと。中心温度管理等の衛生管理はその他の調理業務と同様に行う。
- (オ) 通常食の食材や調理及び食缶作業の動線に十分留意し、除去すべき対象食材が混入しないよう調理する。
- (カ) アレルギー対応食容器により、学校名、学級名、児童生徒名等を表示し、各学校の配膳室へ配送するとともに、回収を行う。また、誤って配送することがないように十分に注意する。
- (キ) アレルギー対応食調理責任者は、市の要請がある場合に、保護者との面談時に市と同席する。

2) 調理業務

- ア) 原則として、給食には加熱した食品・料理を提供することとし、加熱調理については次の点に留意すること。
 - (ア) 中心温度計を用いるなどにより、食品の中心温度を3点以上測定し、すべての点において75℃で1分間以上（二枚貝等ノロウイルス汚染のおそれのある食品は85℃～90℃で90秒間以上）又は、これと同等以上の温度まで加熱されていることを確認し、その温度と時間・時刻を記録する。
 - (イ) 中心温度計は定期的に検査を行い、正確な機器を使用する。
 - (ウ) 加熱調理後冷却する必要がある食品については、冷却機等を用いて温度を下げ、調理用冷蔵庫で保管し、食中毒菌等の発育至適温度帯の時間をできる限り短くする。
 - (エ) 加熱終了時、冷却開始時及び冷却終了時の温度及び時刻を記録する。
 - (オ) 加熱調理食品にトッピングする非加熱調理食品は、衛生的に保管し、トッピングするタイミングは給食までの時間が極力短くなるようにする。
- イ) 和えものやサラダ調理に当たっては次の点に留意すること。
 - (ア) 料理の混ぜ合わせ、配食及び盛りつけは、清潔な場所で、清潔な器具を使用し、料理に直接手を触れないように調理する。
 - (イ) 各食品を調理後速やかに冷却機等で冷却を行った上で、冷却後の二次汚染に注意し、冷蔵庫等で保管するなど適切な温度管理を行う。
 - (ウ) 加熱調理後冷却する必要がある食品の保管には、原材料用冷蔵庫を使用しない。

- (エ) 調理後の食品をやむを得ず水で冷却する場合は、直前に使用水の遊離残留塩素が 0.1mg/l 以上であることを確認し、確認した数値及び時刻を記録する。
- (オ) 和える時間を配食の直前にするなど給食までの時間の短縮を図り、調理終了時に温度及び時刻を記録する。
- ウ) 生で食用する果実類については、次の点に留意すること。
 - (ア) 流水で十分洗浄した後、消毒し、消毒剤が完全に洗い落とされるまで再度流水で水洗いすること。
 - (イ) スライサー、包丁、まな板などは、消毒した生食専用のものを使用すること。
 - (ウ) 容器は消毒した生食専用のものを用いること。
- エ) 前日調理は行わず、すべてその日に調理すること。
- オ) 納品される野菜等には、不揃いのものがある場合もあるため、市からの情報に応じて下処理や切裁等の計画をたてること。
- カ) 泥付きの根菜類等の処理は、泥落とし室等で行い、下処理室を清潔に保つこと。
- キ) 殻付きの卵、冷蔵・冷凍の魚や肉等の処理は、サルモネラやヒスタミンなど食中毒原因物質の特徴を理解し、適切な取扱いをすること。
- ク) 野菜の切裁は、料理により手切りや切り方、大きさなど市からの指示に応じること。
- ケ) 揚げ物、焼き物、蒸し物等の料理は、冷凍食品を使用する場合と、下処理や切裁の段階から手作りする場合があるので、市からの指示に応じること。(冷凍食品を使用しない例として、唐揚げなどがある。)
- コ) 食品中及び調理中の異物混入に注意すること。
- サ) 調理に伴う廃棄物は、分別し、衛生的に処理すること。
- シ) 水滴や食材を床に落とさないよう作業すること。落とした場合は速やかに取り除くこと。
- ス) 2) 調理業務で作成した記録については、毎日市へ提出すること。

3) 検食及び保存食の保存業務

検食及び保存食の採取及び保存業務を、「学校給食衛生管理基準」に準拠して行う。

(1) 検食

市が児童生徒の摂食時間の 30 分前までに検食が実施できるように、検食用の給食を提供すること。なお、選定事業者においても、あらかじめ責任者を定めて検食を行うこと。

- ア) 検食に当たっては次の点を確認すること。
 - (ア) 食品中に人体に有害と思われる異物の混入がないか。
 - (イ) 調理過程において加熱及び冷却処理が適切に行われているか。
 - (ウ) 食品の異味、異臭その他の異常がないか。

- (エ) 一食分としてそれぞれの食品の量が適当か。
- (オ) 味付け、香り、色彩及び形態等が適切か。
- (カ) 児童生徒の嗜好に配慮されているか。
- イ) ア)の確認結果及び検食を行った時刻、意見等を記録すること。

(2) 保存食

- ア) 保存食専用の冷凍庫に-20℃以下で2週間以上保存すること。
- イ) 毎日、原材料、加工食品及び調理済食品を食品ごとに50g程度ずつ清潔な容器等に密封して入れること。
- ウ) 採取後は、直ちに保存食用の冷凍庫に保存すること。
- エ) 同じ食品であっても規格の異なる場合は、規格ごとに保存すること。
- オ) 同じ食品であっても複数の業者から搬入される食品については、業者ごとに保存すること。
- カ) 同じ食品であっても産地が異なる場合は、産地ごとに保存すること。
- キ) 本施設の受配校に直接搬入される食品についても本施設で保存すること。
- ク) 1食分の保存食は、採取日、廃棄日を記入した専用の容器やビニール袋にまとめて保存すること。
- ケ) 原材料は、洗浄・消毒等を行わず、購入した状態とすること。ただし、卵は、全てを割卵してから冷蔵保管し、調理直前に混合したものから採取すること。
- コ) 飲用牛乳及び調理用牛乳は別々に採取すること。
- サ) 野菜等で生産地が異なる場合は、生産地ごとに採取すること。
- シ) 納入された食品の消費期限又は賞味期限、製造年月日若しくはロットが違う場合はそれぞれに採取すること。
- ス) 調理済食品は、使用している食品全てが含まれるように、釜別、ロット別に採取すること。
- セ) 調理済食品の保存食は、配食の最後に採取すること。
- ソ) 一定期間分を一括購入している食品は、納入時に採取すること。
- タ) 常温で保存できる乾物(わかめ・干し椎茸・削り節・昆布・春雨・ごま・のり等)、缶詰等は保存する必要はない。ただし、ごはんに混ぜる乾物は保存すること。また、児童生徒の教育活動の一環で加工した食品を活用する場合は、常温保存できる食品であっても採取すること。
- チ) 米(アルファ化米)、麦、調味料(塩・砂糖・酢・みりん・しょうゆ・酒・ソース・みそ・こしょう等)は保存の必要はないこと。
- ツ) その他、保存をする対象については、市の指示による。
- テ) 原材料、加工食品及び調理済食品が全て保管されているかを記録すること。
- ト) 保存食を廃棄した日時を記録すること。

4) 配食業務

調理済み食品を、クラスごとに食缶へ移し替える。また、小袋しょうゆ・ソース等の添加物類も、当日の配送とする。

(1) 配食業務における基本事項

- ア) 調理済食品は食缶等に配食すること。
- イ) 配食する際は、配食専用のエプロン及び消毒した器具を使用すること。
- ウ) 食品を食缶等へ移し替える際は、床面から 60 cm以上で行うこと。
- エ) 配食の時刻を毎日記録すること。
- オ) 配食後、容器にふたをすること。
- カ) 汚染度の高い肉・卵・魚介類などの作業に従事した者は、配食業務を行わないこと。
- キ) 食器具類を学校ごと、クラスごとにコンテナに格納すること。
- ク) 和え物を配食する場合は、適正な温度維持に努める。
- ケ) 個人やクラスごとに提供するジャム、チーズ、ソース類についても、クラス単位で仕分けした上で、コンテナに格納し、配送車へ積み込むこと。

5) 調理設備等の洗浄

(1) 共通事項

- ア) 調理設備等は、カビの集落が生じないように清掃すること。カビの集落が生じた場合はすぐに拭き取ること。
- イ) 調理設備等に付属する部品類及び工具類は、所定の場所に収めること。
- ウ) 清掃用具は、使用の都度、洗浄し、定期的に殺菌すること。
- エ) ホース、洗浄剤、消毒剤、噴霧装置及び掃除機等は、整理・整頓して収納すること。
- オ) 下処理室及び調理室内における機械、容器等の使用後の洗浄及び消毒は、全ての食品が下処理室及び調理室から搬出された後に行うこと。

(2) 冷蔵庫・冷凍庫

- ア) 取っ手等、手指の触れる部分は、調理終了後に洗浄、消毒すること。
- イ) 庫内は、製品の取扱説明書に従い適切な方法で清潔を維持すること。
- ウ) 壁及び扉は、結露が生じた場合は、拭き取るなどの処理を行うこと。
- エ) 給電コード及び冷媒チューブは、半年に 1 回以上点検し、必要に応じて清掃すること。

(3) 作業台、シンク等

- ア) 加熱調理後の食品や、生食する食品に使用するものは、必要に応じて調理作業前に洗浄、消毒する。なお、汚れや衛生害虫侵入の可能性があるときは、洗浄し、

必要に応じて消毒する。

イ) 1日1回、調理終了後に、洗浄消毒を行うこと。

(4) フードカッター、ミキサー等

ア) フードカッター及びミキサー等の調理備品類は、使用後に分解して洗浄・消毒すること。

(5) その他の調理設備・備品等

ア) その他の調理設備・備品は、洗浄し、消毒、乾燥させ、衛生的に保管すること。

イ) 履物は、適宜洗浄を行い常に清潔な状態を保つこと。また、それぞれのエリアで保管場所を指定し、交差汚染を防止すること。

5 衛生管理業務

1) 市が行う衛生管理業務

ア) 市は、学校給食衛生管理基準に基づき、衛生管理責任者として栄養教諭、学校栄養職員を配置する。

イ) 衛生管理責任者は、以下のことを行う。

(ア) 施設・設備の衛生、食品の衛生及び調理従事者の衛生の日常管理等。

(イ) 下処理、調理、配送などの作業工程を分析し、それぞれの工程において、清潔かつ迅速に加熱・冷却調理が適正に行われているかの確認をし、必要に応じ指導・助言する。

2) 衛生管理体制の整備

選定事業者は、衛生管理体制の整備に当たっては、あらかじめ業務計画を作成し、市の承認を受けてから実施する。なお、その結果については市へ報告する。

(1) 選定事業者による従業員等の健康管理

ア) 毎日の健康調査

(ア) 健康状態を毎日（休日、長期休業日も含む。）個人ごとに記録すること。

(イ) 従事者の健康状態に異常がある場合は、当該従事者が食品衛生責任者等に速やかに申し出ること。なお、感染性胃腸炎の疑いがある場合は、出勤前に食品衛生責任者等に連絡をとり適切な対応をとること。食品衛生責任者等は、速やかに衛生管理責任者に報告をすること。

(ウ) 健康状態については、次の事項を確認すること。

a 下痢をしていないか。

b 発熱、腹痛、嘔吐はないか。

c 本人や家族に感染症又はその疑いはないか。

d 感染症又はその疑いがある場合は医療機関で受診しているか。

e 手指・顔面に化膿性疾患がないか。

イ) 検便検査の実施

- (ア) 検便検査は、長期休業中も含め毎月2回以上、赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌血清型 0157 その他必要な細菌等について実施すること。
- (イ) 10月から3月までの間には月に1回以上又は必要に応じてノロウイルスの検便検査を行うこと。この検査は、遺伝子型によらず、概ね便1g当たり 10^5 オーダーのノロウイルスを検出できる検査法を用いる。
- (ウ) 本施設で勤務する者及び家族が赤痢、コレラ等の常在国に旅行した場合は、それらに感染する危険性があるため、帰国後は検便検査を実施すること。なお、市に対し、旅行した国名を検査前に明らかにするとともに、検査結果を報告すること。
- (エ) 食品の配送及び配膳に携わる者についても、食品や食器具等を汚染する可能性がある作業に従事する場合は、本施設で勤務する者と同様に検便検査を行うこと。
- (オ) 地域の感染症に関する情報等を常に収集し、現在の流行状況を知り、それらの病原菌の検査を積極的に行うこと。
- (カ) 検便検査で陽性の結果が出た場合は、次の対応をすること。
 - a 細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌症等三類感染症の場合は、感染症の患者及び無症状病原体保有者がその病原体を保有しなくなるまでの期間、飲食物に直接接触する業務について就業制限をする。
 - b サルモネラ属菌陽性の場合は、aに準じた扱いとする。
 - c 「学校給食衛生管理基準の施行について（通知）（平成21年4月1日文科ス第6010号）」の別紙3（以下「5 衛生管理業務」において、「別紙3」という。）の第6票を作成し保管する。
- (キ) ノロウイルスを原因とする感染性疾患による症状と診断された本施設で勤務する者は、高感度の検便検査結果においてノロウイルスを保有していないことが確認されるまでの間、食品に直接触れる調理作業を控えさせるなど適切な処置をとること。
- (ク) ノロウイルスによる発症者と一緒に食事を喫食する、又は、ノロウイルスによる発症者が家族にいるなど、同一の感染の機会があった可能性がある調理従事者について速やかに高感度の検便を実施し、検査の結果ノロウイルスを保有していないことが確認されるまでの間、調理に直接従事することを控えさせる等の手段を講じるよう努めること。
- (ケ) ノロウイルスの検便検査結果が陽性であった場合も、別紙3の第6票を作成し保管すること。

ウ) 健康診断の実施

健康診断は、日常的な健康状態の点検を行うとともに、年1回行い、これを含め

年3回定期的に健康状態を把握する。

(2) 調理に関係のない外部関係者が立ち入る場合の対応

やむを得ず調理に関係のない外部関係者が立ち入る場合、次の点に留意し、その記録をとること。

- ア) 保菌検査の結果を提出させ、下痢、発熱、腹痛、嘔吐、化膿性疾患及び手指等の外傷等の有無等健康状態を確認するとともに、本人もしくは同居人に感染症又はその疑いの有無を確認し、問題がないことを確認すること。
- イ) 入室に際しては、専用の清潔な帽子、外衣及び履物を着用させること。
- ウ) 入室時は、食品及び器具等には触らせないこと。

(3) 従業員等の研修

従業員等の衛生管理意識の徹底を図るため、従業員等に対する衛生管理に関する研修機会を積極的に設ける。その際、食中毒防止のための基礎的知識と日常業務に直結した衛生管理の実践的な研修を行い、短時間勤務の従業員等も含め全員が受講できるようにする。受講後、翌月10日まで市へ報告書を提出すること。

3) 定期、臨時及び日常の衛生検査業務

ア) 学校給食衛生管理の維持改善を図るため、日常点検、定期及び臨時衛生検査を実施すること。実施に当たっては、業務計画を作成し、市の承認を受けてから実施すること。なお、別紙3を参考とし、各学校及び調理場で適切な点検票等を作成し、記録は1年間保存すること。

(ア) 日常点検

別紙3の第8票を参考に毎日点検すること。

(イ) 定期衛生検査

別紙3を参考に実施すること。

(ウ) 臨時衛生検査

次のような場合、必要があるときは臨時衛生検査を行うものとする。

- a 感染症・食中毒のおそれがあり、また、発生したとき。
- b 風水害等により環境が不潔になり、又は汚染され、感染症の発生のおそれがあるとき。
- c その他必要なとき。また、臨時衛生検査は、その目的に即して必要な検査項目を設定し、点検を実施する。その検査項目の実施に当たっては、定期的に行う衛生検査に準じて行うこと。

イ) 選定事業者は、日常、臨時及び定期の衛生検査の結果、不備又は欠陥があった際には、速やかに適切な措置を講じること。

4) 建物内部及び外周部の衛生管理

- ア) 選定事業者は、衛生害虫等の侵入防止策をたて、その効果をモニタリングする。
- イ) 選定事業者は、調理作業後の調理室等は、施錠する等、適切な管理を行う。
- ウ) 選定事業者は、IPM（総合的病害虫管理）の施行方法により、維持管理を行うことで、人や環境に対する影響を可能な限り少なくするように配慮する。（参考：平成 20 年 1 月 25 日厚生労働省健康局長通知「建築物環境衛生維持管理要領」改訂）

6 残食計量・洗浄・残滓等処理業務

1) 業務範囲

選定事業者は、回収した食器、食缶、コンテナ等及び使用した調理設備機器等について、残食の計量を行うとともに、洗浄、消毒及び残滓等の処理を行う。

2) 業務内容

(1) 残食計量

各受配校から食缶に入れられた状態で回収した残食は、以下の点に留意し、処理すること。

- ア) 回収後、本施設内で日ごと、クラスごと、料理ごと、食缶ごとに残食の重量を計測し、記録・報告を行うこと。なお、はかりの使用前に、表示の適正性をチェックすること。
- イ) 重量を計測した残食は、脱水し、減量を図ること。
- ウ) 非汚染作業区域には持ち込まないこと。

(2) 食器・食缶及びコンテナ等の洗浄保管業務

食器の大きさに配慮した洗浄機の設置に留意する。

- ア) 食器については、毎日の提供食数に応じて、クラス毎に配送する食器の枚数を毎日変えること。
- イ) 回収した全ての食器・食缶等の洗浄及びコンテナ等の消毒を行い、適切に保管する。消毒保管庫の設定温度を確認し、温度の記録を残すこと。
- ウ) 長期休業する場合は、使用前に食器、食器具及び食缶を洗浄・消毒する。

(3) 残滓処理等

- ア) 選定事業者が処理を行う残滓、ごみの範囲は、以下のとおりとする。
 - (ア) 運営業務等に伴い本施設から排出される残滓、ごみ（廃油や段ボール、発泡スチロール、プラスチック類、ビン・缶類を含む）
 - (イ) 学校から回収した児童生徒等の食べ残しに伴う残滓やごみ。

- イ) 選定事業者が処理を行う残滓及び運營業務に伴うごみは、減量化はもとより、環境に配慮し、適正に分別するとともに、可能な限り再資源化を行う。なお、生ごみについては、豊橋市バイオマス利活用センターへ持ち込んで処分するものとする。
- ウ) 選定事業者が処理を行う残滓等は、非汚染作業区域に持ち込まない。
- エ) 廃棄物容器は、汚臭及び汚液がもれないように管理するとともに、作業終了後は速やかに清掃し、衛生上支障のないように保持する。
- オ) 廃棄物は適宜場外へ搬出し、施設内に放置しない。
- カ) 食材を調理場へ納品後又は調理後に、突然の暴風警報等で学校給食が中止となった場合、必要に応じて食材等の廃棄処分を行うこと。ただし、費用負担については市と選定事業者が協議し、決定市が負担する。

7 給食配送・回収業務

選定事業者は、本施設から市が指定する小中学校及び特別支援学校への配送（配膳室へのコンテナ等の搬送を含む。）及び回収（配膳室から配送車までのコンテナ等の積み込みを含む。）を行う。

1) 基本的な考え方

- ア) 調理済み食品等が配送途中に塵埃等によって汚染されないような容器及び配送車両の設備とする。また、これらの調理済み食品の適切な温度管理を行う。
- イ) アレルギー対応食用の食缶をコンテナへ積み込む際には、アレルゲンを含む通常食が付着しないように十分注意すること。
- ウ) 配送車両は配送に当たっては、汚染がなく、かつ適切であることを確認するため、使用前に点検する。
- エ) コンテナ及び食缶等には、学校、学年及びクラス等を識別できるようにする。その方法については異物混入に留意すること。
- オ) その他給食に関する書類（献立表、おたより、連絡ノート等）を、本施設と市が指定する学校間の配送を行う。

2) 配送・回収時間

- ア) 食器・食缶・コンテナについては、各学校の給食時間に支障のないように配送を行い、給食終了後速やかに回収を行う。
- イ) 学校行事その他の理由により、給食開始時間、給食終了時間を変更する場合は、当該変更に基づき配送・回収時間の変更案を作成し、市へ書面にて提案し、市の指示に従う。

3) 配送計画

選定事業者は、供用開始2か月前までに、調理後2時間以内に喫食できるように効率的な配送・回収計画（案）を作成し、市の承認を得ること。配送・回収計画には、使用車両、対象校、配送時間・回収時間、給食開始時間・終了時間、コンテナ数等を記載すること。

毎年度の配送・回収計画については、市が示す翌年度の給食予定人員及びクラス数を基に、配送・回収計画の見直しを行い、3月末までに市の承認を得ること。

なお、2時間喫食の具体的な計画について、よりよい提案を期待している。

4) 業務報告書

配送車両の消毒作業記録及び運転日報を作成し、定期的に市に提出する。

5) 配送車両の調達

衛生上、品質が低下しない配送計画を作成し、以下の点に留意して配送車を調達する。

- ア) 各受配校の配膳室の受け取りスペース、受配校内の動線等に考慮する。
- イ) 各受配校の構造上、パワーゲート車でなければ配送できない学校、パワーゲート車では配送ができない学校、いずれでも配送できる学校があるため、留意する。
- ウ) 各受配校における配膳室を改修することなく、本事業の運営業務が実施できるようにする。
- エ) 受配校で大規模な校舎の改修工事を行うことがあり、工事期間中、学校敷地内の動線が変わることや、プレハブ校舎の配膳室へ搬入することがある。そのため、現地を確認し、確実に配送・回収ができるよう状況に応じて対応する。
- オ) 配送・搬出入の際の衛生管理に考慮する。
- カ) 排出ガス及び環境負荷の低減に考慮する。
- キ) 配送車両の調達手法は、選定事業者の提案とし、購入やリース等、手法を問わない。また、配送車両は、他の用途に使用しない。
- ク) 架装外部3か所（両側面、後部）に「豊橋市学校給食共同調理場」の名称を表示すること。
- ケ) 車両の仕様について、事前に、現場等を確認し業務に支障が無いことを確認した上で決定し、車両の調達をする。その後、車両の仕様が原因で問題が生じた場合は、選定事業者の費用負担により対応すること。
- コ) 調理後2時間以内に喫食ができるよう、適切な台数、サイズ等を見込む。なお、予備車を一台配置し、緊急時や急な変更に対応できるようにする。
- サ) 3場体制への移行に伴い、施設の供用開始時に比してクラス数が15%程度増えると市では想定している。3場体制移行によるクラス数の増加に伴う新たな配送車両の調達及び当該車両の配送従事者にかかる人件費については、市と選定事業者の協議の上、市が費用負担する。

6) 配送車両維持管理・更新

選定事業者は、配送車両が給食配送・回収に支障が出ないように、車両の検査、修繕、更新等を行う。

- ア) 配送車両に係る賠償保険の付保、税金の納付、車検その他の点検等は、適切に実施する。最低補償として、対人無制限、対物 1,000 万円、車両保険 200 万円、搭乗者保険料 1,000 万円に加入する。
- イ) 配送車両は、各受配校への給食運搬前に点検し、点検整備記録を常備する。
- ウ) 配送車両は、常に清潔を保つ。
- エ) 配送車両の運行に必要な消耗品等は、常時準備しておく。

7) 配送従事者に関する留意事項

- ア) 配送業務の従事者は、清潔なユニフォーム（上着・ズボン・帽子）、使い捨てマスクを着用し、学校給食調理場における手洗いマニュアルを参考にし手洗いを徹底すること。
- イ) 配送業務の従事者は、調理従事者に準じた健康確認並びに飲酒状況及び睡眠状況の確認を行い、安全上又は衛生上問題がある場合は、配送業務から外すこと。
- ウ) 配送業務の従事者が、有効な運転免許証を保持しているか、定期的に確認すること。
- エ) 配送業務の従事者が欠員となった場合に対応できる体制を構築しておくこと。
- オ) 緊急時に備え、配送業務の従事者とは常時連絡が取れる体制を構築しておくこと。
- カ) 配送及び回収の過程（特に登下校時間帯）において、児童・生徒の動線と交錯する箇所については、最大限注意を払い、児童・生徒への安全配慮を徹底すること。
- キ) 受配校での嘔吐発生に備え、食器・食缶等を衛生的に処理・回収できる用具を備えておくとともに、配送業務の従事者に対して処理・回収方法等の指導を行っておくこと。
- ク) 緊急時（食器・食缶等の数量不足・積載ミスが発生した場合など）に、総括責任者等が市や受配校などへ急行し、迅速な対応ができる体制を構築しておくこと。

8 学校配膳業務

1) 市の業務範囲

- ア) 学校の配膳室の設備やシャッター・床等の修繕、給食用エレベーターの保守点検・修繕

2) 選定事業者の業務範囲

ア) 学校配膳室に備え付けの施設及び設備を使用し、次の業務を行う。

- (ア) 本施設から配送されるコンテナの受け渡し
- (イ) 直送品の検収（主食、牛乳、デザートの商品温度測定）
- (ウ) パンの量目計量（該当校のみ）
- (エ) クラス分け業務（パン、牛乳、デザート等）
- (オ) おかずの商品温度測定記録
- (カ) 保存食の抽出（該当校のみ）
- (キ) アレルギー対応食の配膳、確認、記録
- (ク) 給食配膳の補助（運搬補助等）
- (ケ) 食缶、食器等の回収
- (コ) コンテナ、牛乳ケース、主食空容器の返却
- (サ) 牛乳の残量調査報告（月末日）
- (シ) 配膳室等の清掃、消毒業務（長期休業明け前日を含む）
- (ス) ごみの分別、その他配膳業務に付随する業務
- (セ) 市や学校が行う各種調査等への協力

イ) 給食配膳員の配置

- (ア) 給食配膳員については、当該学校の食数が 300 食以上の場合は最低 2 名、1,000 食以上の場合は最低 3 名を配置する。ただし、それぞれの基準の食数を超えた時、または、下回った時について、基準の食数に対してプラスマイナス 50 食までは、当分の間、経過措置として従来の配置人数でも差し支えない。いずれの場合においても、各学校における配膳室のフロア数やクラス数に応じて、必要な人員を配置すること。
- (イ) 基準を上回ったが経過措置により配置人数を増やさない場合や、基準を下回り配置人数を減らす場合、及び、それ以外の場合で配置人数を減らす場合は、事前に市の承諾を得ること。
- (ウ) 給食配膳員が休みを取得する際には代替要員を配置すること。
- (エ) 代替要員として、本施設の調理従事者を充てることは可能とするが、本施設における調理業務等に支障が生じないように、十分に代替要員を確保しておくこと。特に、学校行事がある日に給食配膳員が一斉に休みを取得した場合でも、運営業務に支障が生じないようにすること。
- (オ) 給食配膳員は、3 年～5 年を目途に配属校を異動させることを基本とすること。
- (カ) 3 場体制へ移行したことに伴い学校数が増えた場合には、(ア) の規定に基づき算出した人員のうち増加分については、市と選定事業者が協議の上、市が費用負担をする。

ウ) 衛生管理等

- (ア) 給食配膳員は、自己健康観察により健康状況をチェックし、記録すること。
 - (イ) 給食配膳員は、毎日洗濯した調理衣、帽子、使い捨てマスクを着用すること。
また、履物は、コンテナによる事故を防ぐために安全靴の調達等の労働安全対策をするとともに、汚れの付着のない状態を保つこと。
 - (ウ) 給食配膳員は、出勤直後に配膳室の換気を行うこと。
 - (エ) 食器・食缶等及び直送品の仕分け作業や検収等をする直前に、必ず手洗いをすること。
 - (オ) パン等の仕分け業務にあたっては使い捨ての手袋を着用すること。
- エ) 給食配膳員は、配膳等の業務を行う中で事故等（おかずの不足や昇降機の故障等を含む）が発生した場合、各学校の教職員を通じて速やかに市へ報告を行い、その指示に従うこと。
- オ) 「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号）」に基づく、牛乳用冷蔵庫の簡易点検を行うこと。（3 か月に 1 回）
- カ) 配膳業務に必要な、被服、使い捨て手袋、用紙、ごみ袋、洗剤・薬剤、及び温度計等の消耗品や備品は選定事業者が調達し、更新する。
- キ) くすのき特別支援学校における配膳業務にかかった当該年度の経費について、翌年度の 4 月までに市へ報告すること。
- ク) 総括責任者等の運営企業の責任者は、定期的に、又は必要が生じた時には速やかに、給食配膳員の勤務状況を確認するとともに、学校配膳業務にかかる各学校の個別の事情や要望を把握すること。その結果を速やかに市へ報告し、対応を市と協議する。

9 運営備品調達・更新業務

選定事業者が、本事業の給食の運営業務を実施するために必要とする備品の調達及び更新は、選定事業者の提案によるものとする。事業期間終了時（運営企業の変更時も含む）に、配送車両を除く運営備品の所有権を市へ移転する。その際に、本要求水準書で示した運営業務が支障なく実施できるよう、少なくとも 1 年以内は運営備品の修繕・更新が必要とならない程度の著しい損傷が無い状態で運営備品を市へ引き渡すこと。

10 見学・試食会受け入れ業務

1) 「親子フード・カルチャー」の実施

市では、児童生徒及びその保護者が、学校給食調理施設において学校給食の調理を体験することにより、学校給食の役割などについて、より深い理解と協力を得るために、「親子フード・カルチャー」という行事を毎年実施している。

親子フード・カルチャーは、市内の小中学生とその保護者の応募者が、共同調理場において給食調理の見学会等を行うもので、現在は市内各共同調理場の調理員及び委託先事

業者が主体となって実施している。本事業においては、選定事業者が主体となって実施するものとする。

親子フード・カルチャー実施にあたっての特記事項	
参加者数	約 60 名程度
実施日	毎年 7 月下旬の夏休み期間の 2 日間とし、親子フード・カルチャー実施の 2 箇月前までに、献立等も含めて市より指示する。
実施内容	参加者は共同調理場内において、給食の調理体験や見学等を行い、調理された給食を共同調理場内において喫食するとともに、学校給食の役割などに関する食育プログラムを受講する。具体的な実施要領、実施されるプログラム等は、選定事業者の提案による。選定事業者は、親子フード・カルチャーの実施にあたり、必要な人員等を確保し、参加者が着用するシューズカバーや白衣、帽子、マスクなどを用意する。また、市は選定事業者からの要請があった場合、必要に応じて合理的な範囲で協力する。
業務内容	調理、配膳補助、食育プログラムの作成及び実施、洗浄、後片付け等

2) 本施設における見学・試食会の受け入れ

ア) 市が行う業務

市は、本施設の見学の受け入れに関する相手方との調整や当日における説明（概略・献立等の市の業務に関すること）を行う。

イ) 選定事業者が行う業務

本施設において見学を受け入れるにあたり、見学者への説明（設計・建設・運営面等の選定事業者の業務に関すること）を行うとともに、見学者が給食を喫食する場合に給食の提供・配膳・片づけ等を行う。また、必要に応じて駐車場案内・整理も行う。

3) 児童・生徒が栽培・収穫した青果物の使用

学校における食育活動で、児童・生徒が栽培・収穫をした青果物を給食で使用することがある。形が不揃いであったり、小さなものも含まれるが、検収業務・調理等業務・衛生管理業務等において適切に対応する。

4) その他の食育活動への協力

学校における給食従事者による児童へ給食調理に関する講話の実施や、小中学校へ毎月配布する「給食だより」に給食従事者の写真やコメントの掲載、その他の食育活動について、選定事業者は市へ協力をする。

11 アドバイザー業務

市が説明会を開催する場合（地域住民説明会、保護者説明会等）において、選定事業者は説明補助（立会、資料作成協力、説明会での説明、市への助言等）の支援を行うこと。

12 提出書類

名称	内容	提出時期等
運營業務計画書	運營業務の業務区分ごとに、長期（事業期間全体）及び年間の運營業務計画書	<長期計画> 施設引渡しの2箇月前まで <年間計画> 事業年度開始日の2箇月前まで
運営報告書	維持管理・運營業務に関する「日報」、「月報」、「四半期報」 <u>「年報」</u>	<日報> 市が要請した場合 <月報> 毎月の業務終了後、翌月の10日まで（10日が閉庁日の場合はその翌開庁日） <四半期報> 毎四半期の業務終了後、翌月の10日まで（10日が閉庁日の場合はその翌開庁日） <u><年報></u> <u>毎年度の業務終了後、翌年度4月の末日まで</u>
運営マニュアル	業務仕様の規定	<初版> 業務開始（開業）の3箇月前まで ※改定は、市が要請した場合及び選定事業者の提案による
危機管理マニュアル		
アレルギー対応食業務マニュアル		
事故報告書	事故の顛末、事故後の対応、事故原因及び今後の改善策	原則として事故後3日以内
教育・研修報告書	教育・研修内容	<初回（業務実施開始前の研修報告書）> 業務実施開始前（選定事業者の提案による） <その他> 教育・研修終了後10日以内

名称	内容	提出時期等
給食調理場選任報告書	総括責任者、調理責任者、調理副責任者、アレルギー対応食調理責任者、食品衛生責任者	<p><初回> 業務開始日（開業）の3箇月前まで</p> <p><変更> 原則、変更前。やむを得ない場合、変更後<u>7日以内速やかに</u>。</p>

13 その他の業務

1) 当番服の仕分けと配布

本市では、児童・生徒が給食当番の際に着用する当番服を市が購入している。そこで、市が購入した当番服を、年度末に各調理場へ納品するので、選定事業者は一人分ずつ・学級単位・学校単位で仕分けをし、3月末までに各学校へ配布する。

2) 献立表の配布

市は、献立表を毎月調理場へ納品するので、選定事業者は、学校や保護者による食物アレルギー対応のために、速やかに各学校へ配布する。なお、長期休暇明けの月の献立表は、給食を実施していない時期の配布となる。

3) 防災用備蓄品等の搬出の対応

非常時用備蓄庫に保管している防災用備蓄品等を他の学校給食共同調理場で使用する際に、選定事業者はプラットホームに当該防災用備蓄品等を搬出し、トラックへの積み込みの補助を行う。なお、本施設から他の学校給食共同調理場への運搬は、他の事業者が行う。

4) 駐車場の開放

学校給食を実施しない日に、地元や学校等の行事がある時に、駐車場を開放できないか検討をし、条件を含めて協議に応じること。